

目次

第1章 総則（第1条 - 第4条）

第2章 整備方針（第5条 - 第9条）

第3章 整備基準（第10条 - 第20条）

第1節 ユニバーサルデザインの整備基準（第10条 - 第14条）

第2節 安全・安心の整備基準（第15条及び第16条）

第3節 環境（地球温暖化対策）の整備基準（第17条 - 第18条）

第4節 景観の整備基準（第19条）

第5節 みどりの整備基準（第20条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この基準は、「ユニバーサルデザイン」、「安全・安心」、「環境（地球温暖化対策等）」、「景観」、「みどり」について、足立区立の公共建築物に求められる水準及びこれを確保するために必要な基準等を定め、区が人と環境にやさしい建物づくりを積極的かつ先導的に実践することを目的とする。

（関係法令及び基準等との整合）

第2条 区職員は、法令等の規定及び区の定める公共施設等整備基準をはじめとする各種基準等を遵守し、各種計画と整合を図るように整備を行わなければならない。

2 区職員は、円滑に整備を進めるため、事前に関係所管と十分に協議を行わなければならない。

（用語の定義）

第3条 この基準において「足立区立の公共建築物」とは、足立区が所有する建築物及びその敷地をいう。

2 この基準において「改修」とは、模様替え及び付帯設備等の更新等をいう。ただし、損耗、劣化及び破損又は故障により損なわれた機能を回復させる修繕及び補修を除く。

3 この基準において「ユニバーサルデザイン」又は「UD」とは、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」という考え方を踏まえ、障がいの有無、年齢、性別、言語等にかかわらず多様な人々が利用しやすいように施設等を設計し、可能な限り全ての人が、安全で自由にいきいきと社会に参画できるように整備していくことをいう。

4 この基準において「カラーユニバーサルデザイン」又は「CUD」とは、色弱者等の色覚の多様性に配慮し、情報が正確に伝わるようなデザインをいう。

5 この基準において「ユニバーサルデザインレビュー」とは、より利用しやすい施設の整備を目指し、施設整備の各段階において行う、ユニバーサルデザインの視点に立ったニーズの把握、解決策の検討、評価及び検証並びにフィードバックするスパイラルアップのプロセスをいう。

- 6 この基準において「スパイラルアップ」とは、施策の計画（P l a n）、実施（D o）による各段階の評価・検証（C h e c k）結果を、以後の施策に反映させ改善（A c t i o n）し、より良いものとしていくことであり、段階的かつ継続的な取組みによる発展をいう。
- 7 この基準において「移動等円滑化」とは、高齢者、障がい者等の移動又は施設の利用に係る身体負担を軽減することにより、その移動上の利便性及び安全性を向上することをする。
- 8 この基準において「移動等円滑化経路」とは、道路から利用居室等までの経路や車いす使用者用駐車場から利用居室等までの経路、利用居室等から車いす使用者が利用できるトイレまでの経路について、それぞれ1以上の経路を段差がなく通行しやすい幅とし、手すりや各種誘導設備を備えただけでも安全で使いやすい経路をいう。
- 9 この基準において「庁舎等」とは、区民及び足立区の行政機関がその事務を処理するために使用する建築物をいい、本庁舎・区民事務所等一般庁舎、診療所・保健所・福祉施設等、集会所・会館、学校、図書館・社会文化教育施設等、備蓄倉庫・防災用品庫・防災用設備施設及び清掃工場・排水場等とする。
- 10 この基準において「密集市街地」とは、環状7号線以南で綾瀬川と放射11号線との間の市街地とする。
- 11 この基準において「都市計画法第53条に定める市街地開発事業の施行区域」とは、土地区画整理事業を施行すべき区域とする。
- 12 この基準において「基本仕様基準」とは、建築物の熱損失の防止及びそれぞれの設備において省エネルギーに資するため、区で取り組む具体的な措置方法を示す技術的基準をいう。
- 13 この基準において「性能基準」とは、計算により省エネルギー措置を評価するもので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）における外皮基準（P A L *）や一次エネルギー消費量基準等により評価するものをいう。
- 14 この基準において「緑化」とは、植物等の植栽地又は植物等を生育するために必要な土壌等の基盤（以下「植栽基盤」という。）を樹木、芝、草花等で覆うことをいう。ただし、地上部での緑化は、植栽基盤を樹木（10㎡あたり高木1本、中木2本、低木6本以上を標準とする。）で覆うことを条件とする。
- 15 この基準において「客土」とは、栄養分を多く含んだ良質な土に入れ替えることをいう。
- 16 この基準において「樹木」とは、高さによって高木、中木、低木に分類する、木本植物のことをいう。この場合において、高木とは、高さが3m以上の樹木を、中木とは、高さが2m以上の既存樹木又は植栽時の高さが、1.5m以上の樹木を、低木とは、高さが0.3m以上の樹木及びタケ・ササ類をいう。
- 17 この基準において「ツル植物」とは、付着性又は巻きつき性等の性質（ツタ類、カズラ類等）を持つ木本植物をいう。
- 18 この基準において「地被植物」とは、平面、のり面、壁面等を密に被覆する植物をいう。

- 19 この基準において「地上部の緑化」とは、縁石等で区画された敷地の部分（人工基盤を含む。）に、樹木等で覆うことをいう。
- 20 この基準において「建築物上の緑化」とは、建築物の屋上、壁面、ベランダ等に地上と同等の永続性を確保できる植栽基盤をつくり、樹木やツル植物、地被植物を植栽することをいう。
- 21 この基準において「接道部の緑化」とは、敷地のうち、道路（公道、私道の別を問わず、一般の通行の用に供される道、通路等をいう。）に面している部分に樹木等で覆い、又はフェンスに多年生のツル植物で被覆することをいう。
- 22 この基準において「接道部の長さ」とは、接道部の延長をいう。
- 23 この基準において「駐車場の緑化」とは、自動車、バイク、自転車等の駐車のために使用される場所に樹木等で覆うことをいう。
- 24 この基準において「屋上緑化」とは、建築物の陸屋根部分で、人が出入りでき、かつソーラーパネル、空調等の建築物の管理に必要な施設の設置のために緑化が困難な部分を除いた面積で利用可能な部分に樹木等で覆うことをいう。
- 25 この基準において「ベランダ等の緑化」とは、建築物の側面から突出して外部と一体となった構造空間をいい、室内や廊下等から人が出入りできる部分に樹木等で覆うことをいう。
- 26 この基準において「壁面緑化」とは、建築物の外壁部分で地上からほぼ垂直に設置された側面をツル植物で覆うことをいう。
- 27 この基準において「高齢者障がい者等用便房（バリアフリースイートイレ）」とは、車いす使用者、オストメイト、乳幼児を連れた人等だれでも利用できるトイレで、車いすが回転できる十分なスペースに、手すりや背もたれ、温水洗浄器等を備えた腰掛式便器のほか、手洗い場、オストメイト用の温水シャワー水洗器具や汚物流し、おむつ交換等で大人も利用できる折りたたみ式のベッド、ベビーチェアー、手荷物の置き場やフック、緊急通報用の呼出ボタン等を備え、機能的に配置されたもの、又は各機能を分散し配置されたものをいう。
- 28 この基準において「Z E B」とは、「N e t Z e r o E n e r g y B u i l d i n g」（ネット ゼロ エネルギー ビル）の略称であり、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことをいう。
- 29 この基準において「土地の改変」とは、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第4条に定める土地の掘削その他の土地の形質の変更及び都民の健康と安全確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第34号）第57条第2項第1項に定める土地の切り盛り、掘削等をいう。
- 30 この基準において「木造・木質化」とは、主要構造部の全部又は一部に木材を使用し、又は内装及び外装等の全部又は一部に木材を使用することをいう。

（適用の範囲）

第4条 この基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める場合に該当する足立区立の公共建築物に適用する。

- (1) ユニバーサルデザイン及び安全・安心に関する次章以下の規定 新築、改築、増築及び改修等を行うもの
 - (2) 環境（地球温暖化対策等）に関する次章以下の規定 次に掲げる対策等の区分に応じ、それぞれ次に掲げるもの
 - ア 地球温暖化対策 建築物省エネ法における「適合義務」に該当する新築、改築及び増築を行うもの（小規模（延べ面積300㎡未満）のものを除く）。
 - イ 土壌汚染対策 土地の掘削等の敷地の改変を伴うもの
 - ウ アスベスト対策 解体、改修等を行うもの
 - エ 木造・木質化の推進 新築、改築、増築及び改修等を行うもの
 - (3) 景観に関する次章以下の規定 新築・改築・増築及び外観を変更する改修や外観の従前の面積の1/2を越える色彩の変更を行うもの
 - (4) みどりに関する次章以下の規定 新築、改築、増築を行うもの
- 2 前項の規定にかかわらず、建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条に規定する仮設建築物（以下「仮設建築物」という。）については、関係法令を遵守することとし、本基準を適用しない。
- 3 本基準が適用されない足立区の公共建築物においても、施設内容や整備内容及び規模等に応じて積極的な適用を検討する。

第2章 整備方針

（ユニバーサルデザインの整備方針）

第5条 足立区立の公共建築物については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）、高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（平成15年東京都条例第155号）及び東京都福祉のまちづくり条例（平成7年東京都条例第33号）の遵守を前提に、次に掲げる整備方針に則り、高齢者、障がい者、子ども、妊婦、外国人、乳幼児を連れた人等（以下「高齢者、障がい者等」という。）を含む全ての人が利用しやすい人にやさしい施設の整備を推進する。

- (1) 高齢者、障がい者等を含む全ての利用者がサービスを等しく享受できるように、安全であり、安心して、円滑かつ快適に利用できるものとする。
- (2) 敷地の立地条件や用途等の固有の条件及び投票所や避難所となる等の利用形態の特性に応じて対応し、実際に利用する施設利用者のニーズを配慮したものとする。
- (3) 地域との連携を図った施設の整備を行い、連続的な環境の整備及びコミュニティの形成並びに心のバリアフリーの促進に貢献すること。

（安全・安心の整備方針）

第6条 足立区立の公共建築物については、建築基準法及び建築基準関係規程の遵守を前提に、次に掲げる整備方針に則り、災害を減災・防除することにより、安全で安心して利用できる人にやさしい建物の整備を推進する。

- (1) 区民が憩える施設として、親しみやすく、便利で、かつ、安全で安心して利用できるものでなければならないこと。
- (2) 庁舎等に求められる安全・安心に関わる性能の確保においては、庁舎等の立地条

件、規模、開放性、運用の状況等に加え、総合的な調和を考慮したものとする。

(3) 地域における防災・防犯環境に貢献するものとする。

(4) 密集市街地や都市計画法第53条に定める市街地開発事業の施行区域における足立区立の公共建築物については、減災建物づくりを推進し、市街地火災に対する延焼防止や防災活動の拠点として機能を十分に発揮できるよう、建築基準法第42条第2項の道路、防災街区整備地区計画等の地区計画など法令や区の計画に沿った道路幅を確実に実施すること。

(5) 水害において避難所となる施設については、浸水深を考慮すること。

(環境(地球温暖化対策等)の整備方針)

第7条 足立区立の公共建築物については、建築物省エネ法及び土壤汚染対策法、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)並びに都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号。以下「環境確保条例」という。)、等法令の遵守を前提に、次に掲げる整備方針に則り、エネルギー使用の合理化を図り、環境への負荷を低減し、土壤汚染の拡散防止対策、アスベストの飛散防止対策及び木造・木質化を適切に実行することにより、自然環境を保全し、地球温暖化対策に寄与する環境にやさしい建物づくりを推進する。

(1) 建築物の熱負荷低減のための断熱等を推進すること。

(2) 設備システムの省エネルギー・高効率化を推進すること。

(3) 自然エネルギーの変換利用を推進すること。

(4) ZEB化を推進すること。

(5) 緑化を推進すること。

(6) 土壤汚染対策を適切に実行すること。

(7) アスベスト対策を適切に実行すること。

(8) 木造・木質化を促進すること。

(景観の整備方針)

第8条 足立区立の公共建築物については、景観法(平成16年法律第110号)、足立区景観条例(平成21年足立区条例第24号)、足立区景観計画の遵守を前提に、次に掲げる整備方針に則り、公共建築物としてふさわしい良好な景観を形成し、環境にやさしい建物づくりを推進する。

(1) 暖かさや落ち着き、品格のある建築物とするため、YR(黄赤)系やY(黄)系の暖色系色相を中心とし、その鮮やかさは中・低彩度の範囲におさまるようにすること。

(2) 本区において貴重な景観資源となっている緑が映える景観とするため、基調色は最も鮮やかなものでも植物の葉の色と同等の彩度6までの範囲とすること。

(みどりの整備方針)

第9条 足立区立の公共建築物については、足立区緑の保護育成条例(昭和51年足立区条例第39号)、足立区緑の保護育成条例施行規則(昭和51年足立区規則34号)、足立区緑化計画書作成等に関する要綱及び足立区緑の基本計画の遵守を前提に次に掲げる整備方針に則り、既存の緑を可能な限り保全し、足立区立の公共建築物にふさわしい緑豊かな環

境を整備して、地球温暖化の緩和や災害時の延焼の軽減を図るとともに、美しい景観を形成し、うるおいとやすらぎのある環境にやさしい建物づくりを推進する。

- (1) 樹形・樹勢の良好な既存樹木は、可能な限り現地で保全する。この場合において、保全できないときは、移植の措置を考慮し、やむを得ず高木を伐採するときは、高木を代替で植栽する。
- (2) 足立区立の公共建築物としての魅力や快適性を高め、良好な景観を形成するため、シンボルツリーの配置や四季の変化が感じられる樹種を選定するとともに、周辺環境との調和にも配慮すること。
- (3) 樹木を中心に植栽を行い、樹木の蒸散作用によるヒートアイランド現象の緩和や、建物への遮熱効果の高い緑化を行うこと。
- (4) 平面的にも立体的にもバランスよく、高木又は中木（以下「中高木」という。）と低木とを組み合わせる量感及び連続性のある緑化に努める。また、常緑樹と落葉樹、実のなる木や草花、水辺の配置、昆虫や鳥などの生物多様性に配慮し、多彩な緑化に努めること。
- (5) 建築物の屋上や壁面、駐車場では、環境改善効果の高い緑化を推進すること。
- (6) 敷地外周部は可能な限り生垣とし、特に接道部は見通しや開放感に配慮し樹木での緑化を行い、季節感を感じさせるような植栽を施すこととし、また、低木のみの植栽は避け、高木・中木・低木をバランス良く配置するよう努めること。
- (7) 敷地外周部は、火災被害の拡大防止に留意した樹種を選定を行い、避難施設の防災機能を確保することとし、中高木の列植等にあたっては、防風、防塵、防音、防犯を考慮すること。
- (8) 樹木等は、太陽光や雨水などを考慮し生育に適した場所に植樹すること。また、適切な植栽基盤を検討し、樹木等が健全に生育する環境をつくること。
- (9) 整備した樹木等は、害虫駆除等を適切に行い、剪定及び伐採を行う場合には、必要最小限にとどめること。

第3章 整備基準

第1節 ユニバーサルデザインの整備基準

(評価と検証)

第10条 建築物の特性に応じたユニバーサルデザインレビューを別紙1-1のとおり実施し、整備の各段階及び完成後において総合的に評価及び検証を行い、スパイラルアップしていく。

- 2 前項の規定に基づくユニバーサルデザインレビューは、別表第1-2のチェックリストによる。
- 3 第1項の規定は、次の各号のいずれかに該当する足立区立の公共建築物に適用する。
 - (1) 新築、改築又は増築を行うもの。ただし、増築は増築部分に限るものとする。
 - (2) 改修を行うもの。ただし、大規模な改修で、レビューの必要がある場合に限るものとする。
- 4 前項の規定は、床面積が300㎡未満で、広く区民の利用の用途に供せず、かつ、建築

基準法第2条第4号に定める居室（以下「居室」という。）の用途を所持しない建築物には適用しない。ただし、増築の場合は、既設の部分が本基準の適用を受けていないものに限る。

（性能の水準）

第11条 足立区立の公共建築物は、全ての施設利用者が、できる限り、円滑かつ快適に利用できるものとし、次に掲げるものについて優先的に整備する。

- （1） 移動等円滑化経路の整備
- （2） トイレ及び高齢者障がい者等用便房（バリアフリースイートイレ）の整備
- （3） 子育て支援施設の整備
- （4） 音声誘導装置の整備

（整備の視点）

第12条 足立区立の公共建築物整備に当たっては、ユニバーサルデザイン7原則を基に、次に掲げる主たる視点により整備する。

- （1） だれもが公平に施設を利用できること。
- （2） だれにでも使用上の自由度の高い施設や設備であること。
- （3） 施設や設備は、だれにでも使い方が簡単でわかりやすいこと。
- （4） だれにでも必要な情報が効果的に伝わり、理解しやすいこと。
- （5） だれにでも安全なデザインであること。
- （6） だれもが無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使えること。
- （7） 利用しやすいスペースと大きさを確保すること。

（技術的事項）

第13条 第5条の整備方針に則り定める技術的事項は、次のとおりとする。

- （1） 移動空間について、移動等円滑化経路となる1以上の経路を、次の事項を原則遵守して整備すること。

ア スロープは、遠回りしない位置に設けるなど、全ての施設利用者ができる限り同じ経路で移動できるものとする。

イ 移動経路は、連続性及び見通しの確保、適確な案内の情報の提供等により、だれもがわかりやすいものとする。また、夜間の利用にも配慮し十分な照度を確保し、分かりやすく誘導すること。

ウ 同一階においては、段差を設けず、滑りにくく平坦な床仕上げとするほか、必要に応じて手すりを設置する等により、全ての施設利用者が円滑に水平移動できるものとする。ただし、やむを得ず段差が生じる場合は、スロープ等を設置すること。

エ 移動経路は、車いす・ベビーカー使用者の利用を考え、移動しやすいように十分な空間を確保し、走行性を考慮した仕上げとする。

オ 地域との連携を考慮しつつ、敷地の内外を通じた移動経路の連続性に配慮すること。

カ 駐車場及び駐輪場においては、自動車や自転車に対して、歩行者等の安全性及び利便性を配慮すること。

キ 身障者用駐車場の後方乗降スペースの確保や車いす昇降リフト付きの車を考慮し、

駐車場の車高制限を高さ 2.5 m 以上とするように計画すること。

ク 建築物の外部においては、身障者用駐車場に庇や屋根を付ける等配慮し、天候により移動に支障が生じたり、安全性が損なわれないように計画すること。

ケ 扉は、十分な寸法を確保し、容易に開閉できて通過できるものとする。

コ エレベーター及び主要な階段は、自由に選択できるよう、便利で分かりやすい位置に配置すること。

サ 階段及びスロープは、手すりを設置し、滑りにくく認識しやすい床に仕上げるなど、安全性及び上り下りのしやすさを確保したものとする。

シ エレベーターは、十分な空間を確保するとともに、乗降時の安全性、操作のしやすさ、案内情報のわかりやすさ等に配慮したものとする。操作盤のスイッチ等は、操作しやすい大きさ、形状、位置等で、配列を統一し、操作の方法が分かりやすく安全なものを設置すること。

ス 視覚障がい者用誘導ブロックは、原則「黄色」とし、汚れにくいものを使用すること。

セ 前各号のほか、別表第 1－2 のチェックリストの検討項目を原則遵守すること。

(2) 行為空間について、次の事項を原則遵守して整備すること。

ア 所要の動作をしやすいように、有効幅にゆとりを持たせ、十分な空間を確保すること。

イ ホールの舞台や和室の玄関・舞台の上がり框の段差を設けないように計画すること。ただし、やむを得ず段差を設ける場合は、スロープや昇降機を設置すること。

ウ 室等の配置構成、家具及び衛生器具等の寸法及び形状等は、だれでも利用しやすいものとなるよう設定すること。

エ トイレ及び高齢者障がい者等用便房（バリアフリートイレ）、子育て支援施設（授乳室、ベビーベッド、ベビーチェア等）は、便利でわかりやすい位置に設け、安全で緊急時の対応に必要な機能を確保すること。

オ 多機能トイレは、利用者が集中し、車いすの方がスムーズに利用できないという問題が明らかになっていることから、高齢者障がい者等用便房（バリアフリートイレ）と子育て施設は、できるだけ分離して配置するように配慮し、真に必要な人が利用できるようにすること。

カ トイレのサインは、出入口等にピクトグラム（見た目でわかる案内用図記号をいう。）で表示し、大きくわかりやすいものに統一すること。特に高齢者障がい者等用便房（バリアフリートイレ）の使用中表示は、明確となるよう計画すること。

キ トイレのスイッチや鍵、手洗いの水栓方式等は、操作しやすい大きさ、形状、位置等で配列を統一し、操作の方法が分かりやすく安全なものを設置すること。

ク 視覚障がい者が、トイレで男女の別が分かるように、手の届く位置へ浮き出しのサインの設置に配慮し、音声案内を設置すること。

ケ 前各号のほか、別表第 1－2 のチェックリストの検討項目を原則遵守すること。

(3) 情報について、利用者の視点に立った情報提供を行い、次の事項を原則遵守して

整備すること。

ア 案内の情報は、だれもが分かりやすいように、次の事項を遵守すること。

(ア) カラーユニバーサルデザインに配慮し「カラーユニバーサルデザインガイドライン（足立区）」を遵守した視覚情報、音声誘導装置やインターホン等の音声・音響情報及び視覚障がい者誘導用ブロックや点字表示等の触知情報を適切に併用して多様な手法によりわかりやすく情報を提供するように計画すること。

(イ) 図記号によるサイン表示、ふりがなや外国語（英語及び中国語、韓国語）の併用等により、情報の内容が容易に理解できるように計画すること。

イ エレベーターのボタンは、指の動きが不自由な利用者も操作できるような押しボタン式とし、静電式タッチボタンは避けるものとする。また、ボタン操作時に音声による案内や光による表示、触感での反応等、操作への応答が視覚・聴覚・触覚で分かるものとする。

ウ 動線の分岐点等の要所要所で、必要な情報が得られるように情報を提供すること。

エ 案内表示は、単純かつ明快に、見やすく分かりやすい情報を提供すること。

オ 図記号等については、「標準案内用図記号」（J I S Z 8 2 1 0）を使用するほか、施設内又は地域内における統一性を考慮したものとする。

カ 観覧、観劇、聴講等を目的とした観覧席又は客席には、聴覚障がい者のための集団補聴設備（赤外線送受信装置、FM送受信装置、ヒアリンググループ等）、字幕や文字情報を表示する装置（電子文字標示版等）、視覚障がい者のための音声装置などの高齢者、障がい者等の利用に配慮した設備を設けること。

キ 前各号のほか、別表第1－2のチェックリストの検討項目を原則遵守すること。

(4) 環境について、光環境、音環境、熱環境、空気質環境、色彩環境、触感等を、別表第1－2のチェックリストの検討項目を原則遵守すること。

(5) 安全について、次の事項を原則遵守して整備すること。

ア 適切な防災計画及び避難計画に加え、非常時の確実な情報伝達のため、光の点滅や電光板等による聴覚障がい者に対する警報の発令などの多角的な情報伝達手段の確保により、全ての施設利用者が安全に避難できるように計画したものとする。

イ 施設利用者の自由な移動と必要な防犯性の確保との両立に配慮すること。

ウ 前各号のほか、別表第1－2のチェックリストの検討項目を原則遵守すること。

(施設の特性の考慮)

第14条 「性能の水準」の確保に当たっては、前条の技術的事項のほか、次の各号に掲げるとおり施設の特性を考慮する。

(1) 不特定かつ多数の人が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する施設及び公立小学校、中学校については、法令等による高齢者、障がい者等が円滑に利用できるものとするための基礎的な基準を超えて、更に円滑な利用の促進を図るため誘導的に求められる基準を満たしたものであるほか、前条の技術的事項を考慮し、設計者等のバリアフリー対応の意識を高く持ち利用者の視点で積極的に取り組み、できる限り全ての施設利用者が円滑かつ快適に利用できるものとする。

- (2) 前号に定める施設を除くその他の施設については、法令等による高齢者、障がい者等が円滑に利用できるものとするための基礎的な基準を満たしたものとするほか、前条の技術的事項を考慮し、できる限り全ての施設利用者が円滑かつ快適に利用できるものとする。
- (3) 前号の施設であって、避難所や選挙投票所等として活用が想定される施設の部分とその移動等円滑化経路については、第1号に準じて整備を行うものとする。
- (4) 既存建築物の改修に当たっての整備の基本的な方針は新築等と同様であるが、既に構造体の物理的な容量が決まっていることなどの制約条件が多数生じるため、UDの導入に当たっては、その趣旨を十分に理解した上で、施設の利用形態や費用対効果を検証し、できる限りの工夫を行うこととする。特に移動等円滑化経路等とトイレの整備事項については、優先して整備するものとする。

第2節 安全・安心の整備基準

(評価及び検証)

第15条 安全・安心に関する設計レビューを別表第2-1の安全・安心計画書により行う。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分に適用する。

- (1) 新築し、又は改築する足立区立の公共建築物
- (2) 増築する足立区立の公共建築物。ただし、増築部分に限るものとし、増築に係る部分の床面積が300㎡未満のものを除く。
- (3) 改修する足立区立の公共建築物。ただし、大規模な改修でレビューの必要がある場合に限る。

(技術的事項)

第16条 第6条の整備方針に則り定める技術的事項は、次のとおりとする。

- (1) 建築物の防災性に関する整備基準は、「耐震」、「耐火災」、「耐浸水」、「耐雪・耐寒」、「耐荷重」、「耐落雷」及び「安全確保」により構成することとし、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めた技術的事項を満たすものとする。

ア 「耐震」に関する整備基準 次に掲げる事項

- (ア) 構造設計は、構造計算で大規模地震時の建築物の重要度に応じた別表第2-2の用途係数の適用を厳守すること。なお、既存建物の屋上設備機器改修や屋上緑化の設置等で、積載荷重が大きく変更される場合についても、保有水平耐力を検討し用途係数を考慮した必要保有水平耐力以上であることを確認する。ただし、木造の建築物並びに木造以外の建築物で平屋建てかつ床面積が200㎡以下のもの又は高さが60mを超える建築物として、その構造計算が国土交通大臣の認定を受けたものを除く。

- (イ) 建築物の耐震診断における耐震性の判定は、大規模地震時の建築物の重要度に応じて、別表第2-3の構造耐震判定指標を適用し厳守すること。構造耐震指標の検討で用途を考慮した構造耐震判定指標以上であることを確認する。ただし、木造の建築物又は高さが60mを超えるものとして、その構造計算が国土交通大臣の認定を受けた建築物を除く。

- (ウ) 木造の建築物並びに木造以外の建築物で、平屋建てかつ延べ面積が200㎡以下の建築物についても建築基準法第20条第1項各号に定める基準に準じた構造計算を行い、建築物の安全を確認すること。
 - (エ) 道路及び隣地に面する塀は、地震時に倒壊の恐れのあるブロック塀等を原則禁止すること。ただし、基礎天端からの高さ0.6m以下のブロック塀についてはこの限りではない。また、地区計画等で別に定めのある場合はそれに従う。
 - (オ) 地震時にガラスが落下し、不特定多数の者に危害を及ぼす恐れのある開口部の部分（道路に面する窓及び主要な出入口の上方の窓等）については、壁面のセツトバックや防護庇・バルコニーの設置、強化ガラスの取り付け、飛散防止フィルムの貼り付けなどの対策を図ること。
 - (カ) 仮設建築物においても、安全を確保するため、建築基準法第20条第1項各号に定める基準に従った構造計算（2次設計等）を行い、建築物の安全を確認すること。
 - (キ) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第39条第3項に規定する特定天井を有する場合、同令に定める規定に従い、構造耐力上安全であることを確かめること。
- イ 「耐火災」に関する性能基準 次に掲げる事項
- (ア) 市街地火災時の延焼防止のため、準防火地域内で延べ面積が300㎡を超える庁舎等を建築するときは、これを耐火建築物としなければならないこと。ただし、木造の場合を除く。
 - (イ) 準防火地域内で木造の庁舎等又は木造以外で延べ300㎡以下の庁舎等を建築するときは、これを耐火建築物もしくは準耐火建築物としなければならないこと。ただし、延べ面積が50㎡以内の平屋建ての附属建築物は、外壁及び軒裏を防火構造とすることができる。
 - (ウ) 延焼防止のため敷地周囲に空地を設けるとともに、延焼防止に効果のある樹木の植樹に努めること。
- ウ 「耐浸水」に関する性能基準 足立区洪水ハザードマップ（荒川、利根川、江戸川、中川・綾瀬川、芝川・新芝川、東海豪雨相当の雨が降った場合）により想定される水害に対して、人命の安全の確保に加え、防災活動拠点等に必要な機能の維持又は財産・情報の損傷等の防止が図られるよう、次の事項の性能の水準を確保すること。
- (ア) 建築物の浸水対策に関する性能の水準を確保するため、別表第2－4に掲げる技術的事項を満たすものであること。
 - (イ) 雨水流出抑制に関する性能は、集中豪雨による都市型洪水を軽減するため、敷地面積又は延べ面積が500㎡以上となる場合は、算定基準にもとづき建物や敷地内に貯留又は透水させ、下水道・側溝・水路への放流の際はオリフィス柵などにより雨水の放流量を抑制する施設を設置すること。また、敷地面積又は延べ面積が500㎡未満の場合においても透水性舗装等を行い、降雨時における雨水の放流量を極力抑え、雨水流出抑制を推進する。

- (ウ) 水害時に避難所となる施設は、浸水深を考慮し、避難する場所や管理諸室等が浸水しないように対策を講じること。
- エ 「耐雪・耐寒」に関する性能基準 積雪及び寒冷気候に対して、施設の安全性を確保できるよう、構造体並びに外部空間、建築物の形状、仕上げ等及び建築設備について次の事項の性能の水準を確保すること。
- (ア) 構造体の耐雪・耐寒に関する性能の水準を確保するため、別表第２－５に掲げる技術的事項を満たすものであること。
- (イ) 外部空間、建築物の形状、仕上げ等及び建築設備の耐雪・耐寒に関する性能の水準を確保するため、別表第２－６に掲げる技術的事項を満たすものであること。
- オ 「耐荷重」に関する性能基準 積載荷重等により構造体に使用上の支障が生じないよう、性能の水準を確保するため、別表第２－７に掲げる技術的事項を満たすものであること。
- カ 「耐落雷」に関する性能基準 別表第２－８に掲げる各分類の対象とする施設に応じて、落雷に対して、人命の安全に加え、施設及び施設内の通信・情報機器の機能の確保が図られるよう、耐落雷に関する性能の水準を確保するため、それぞれに該当する分類の技術的事項を満たすものであること。
- キ 安全確保に関する性能基準 避難安全確保、施設の特性に応じた性能の水準を確保するため、次の事項を満たすものであること。
- (ア) 避難安全確保に関する性能の水準は、各分類の対象とする施設に応じて、施設利用者の安全な避難の確保が図られるよう、別表第２－９に掲げる技術的事項を満たすものとする。
- (イ) 密集市街地の地域特性や避難所となる公共建築物の性能の水準は、市街地火災に対する延焼防止や防災活動の拠点として機能を十分に発揮できるよう、別表第２－１０に掲げる技術的事項を満たすものとする。
- (２) 室内空気環境性に関する整備基準は、室等に応じて必要となる空気環境に関する性能の水準を確保するため、別表第２－１１に該当する分類の技術的事項を満たすものとする。
- (３) 防犯性に関する整備基準は、庁舎等の防犯性能の向上を図り、利用者、執務者及び財産の安全に関する性能の水準を確保するため、別表第２－１２に該当する分類の技術的事項を満たすものとする。

第３節 環境（地球温暖化対策等）の整備基準

（技術的事項）

第１７条 第７条の整備方針に則り定める技術的事項等は、次のとおりとする。

- (１) 建築物の熱負荷低減のための断熱等を推進するための基本仕様は、別表第３－１とし、次条の評価方法により評価し区の判断基準を満たすものとする。ただし、あずま屋、カーポートなど外気と一体となす建築物を除く。
- (２) 設備システムの省エネルギー・高効率化を推進するための基本仕様は、別表第３

ー 2 とし、次条の評価方法により評価し区の判断基準を満たすものとする。ただし、居室を有しない建築物、空気調和設備を設けない建築物、通常に人の利用のない建築物その他これらに類するものを除く。

(3) 自然エネルギーの変換利用を推進するための基本仕様は、別表第 3-3 とし、次条の評価方法により評価し区の判断基準を満たすものとする。

(4) ZEB 化を推進するための基本仕様は、別表第 3-4 とし、次条の評価方法により評価し区の判断基準を満たすものとする。

(5) 緑化を推進するための基本仕様は、別表第 3-5 とし、次条の判断基準を満たすものとする。

(6) 土壌汚染対策を適切に実行するため、別表第 3-6 のとおり行い、次条の判断基準を満たすものとする。

(7) アスベスト対策を適切に実行するため、別表第 3-7 のとおり行い、次条の判断基準を満たすものとする。

(8) 木造・木質化を促進するため、別表第 3-8 のとおりを行い、次条の判断基準を満たすものとする。

(評価方法及び判断基準)

第 18 条 前条第 1 号及び第 2 号の評価方法及び判断基準は、別表第 3-9 を適用する。

2 前条第 3 号から第 8 号までの判断基準は、別表第 3-10 から別表第 3-15 までを適用する。

第 4 節 景観の整備基準

(措置事項)

第 19 条 第 8 条の整備方針に則り定める詳細基準は、次のとおりとする。

(1) 外壁基調色は、別表第 4-1 に定める色彩基準により、原則として色相を R (赤) 系、YR (黄赤) 系、Y (黄) 系の範囲の色調とし、周辺景観との調和を図ること。

(2) 足立区景観計画に基づく景観形成誘導基準は、基本設計段階等で景観に関する基本方針として積極的に別表第 4-2 の内容を可能な限り配慮すること。

(3) 足立区が所有する建築物の足立区景観条例に基づく届出対象建築物等の色彩計画は、工事担当課が主体となり主管課等関係部署とで構成する「(仮称) 色彩検討会」を設置し、別表第 4-3 の色彩計画書により検討し決定すること。ただし、立地条件や用途等によりやむを得ず(1)の基準以外の範囲の色相としなくてはならない建築物は、「(仮称) 色彩検討会」に諮り決定した場合はこの限りでない。

(4) 届出対象とならない小規模な建築物については、色彩計画の決裁(工事担当部長まで)をもって「(仮称) 色彩検討会」での決定に替えることができる。

第 5 節 みどりの整備基準

(技術的事項)

第 20 条 第 9 条の整備方針に則り定める技術的事項等は、次のとおりとする。

(1) 緑化面積の確保については、次のとおりとする。

ア 地上部の緑地は、緑化面積を計画的に確保する。

- イ 改修・建て替えにあたっては、既存樹の調査で緑化量を把握し、従前を下回らないように計画する。
- (2) 地上部の緑化については、次のとおりとする。
- ア 施設の正面入口部分は、景観や交通安全機能を重視した緑化に努め、見通しを確保するため、高木の枝下を高くして見通しを確保するなど配慮し、及び施設の個性や特色、イメージづくりのために、ランドマーク機能としてシンボルツリーを配置するように努める。
- イ 植栽基盤は、原則として客土とする。既存土壌を使用する場合は、小石、コンクリートガラを除去し、土壌改良剤や腐葉土等の有機質を混入するなど樹木等が健全に生育する環境を十分に備える。特に再開発地や区画整理済みの区域では留意する。
- ウ 当区は、地下水位が高く粘土質土壌で排水不良が課題であるため、植え込み地を周囲よりも高くする「高植え」や、地下排水施設を導入するよう努める。
- エ 足立区の土壌でも生育の良いケヤキやクスなど大木となる樹木の導入により、樹木被覆面積や緑視面積を大きくする。
- オ 樹種により将来の樹形を考慮し、伸張余地のある十分な生育スペースを確保する。
- (3) 接道部の緑化については、次のとおりとする。
- ア 接道部の緑化は、見通しや開放感に配慮し樹木での緑化を行い、可能な限り季節感を感じさせるような植栽を施す。低木のみの植栽は避け、高木・中木・低木をバランス良く配置するよう努める。
- イ 原則として、フェンス・塀等は設けない。現に設置されている塀、フェンス等は極力撤去し、高木による植栽や生垣等に代えていくよう努める。ただし、塀やフェンスを接道部に設ける必要がある場合は、道路境界からセットバックし、その前面の道路側を緑化するよう努める。
- (4) 駐車場の緑化については、次のとおりとする。
- ア 駐車場は、無機質な空間とならないように、外周に高木植栽や花が咲く低木や地被植物の植栽などをできるだけ行い、周辺の景観に配慮した緑化に努める。
- イ 道路や隣接地に接する部分へは、緩衝帯として生垣や高木を植栽し、建築物側に配置される駐車場には、車止め後方等の緑化が可能な部分へ中木・低木や芝などによる緑化を施す。
- ウ 駐車場内も駐車車両間に可能な限りツリーサークルなどを設け、高木による緑化に努める。
- エ 植栽に配慮し、駐車場内は原則透水性舗装とし、グリーンプロック等の導入も検討する。
- オ 車の排気ガスによる樹木への影響を避けるため、前進駐車誘導に努める。
- (5) 生垣による緑化については、次のとおりとする。
- ア 樹高が1.5 m以上の常緑の中高木を用い、原則として四つ目垣により樹木を固定した構造とする。
- イ 植栽する緑地帯の表土の幅は50 cm以上を確保し、隣接地への枝葉の越境や日照

阻害に留意する。

- (6) 屋上の緑化については、積載荷重や防水、排水対策などの安全への配慮や、樹木や植物の生育環境、樹木等の維持管理などについて、次の事項を十分に検討し必要な対策を講じる。

ア 建築物の構造耐力を考慮し、植栽等による荷重が設計積載荷重を超えないよう安全を確保する。また、防根シートなどで根の進入を確実に防ぎ、落ち葉や土壌などが排水設備を詰まらせないように管理しやすい形態に設計する。

イ 植栽基盤は、樹木等を維持・生育する植栽土壌及び排水層によって構成する。

ウ 柱や梁の上部など、部分的に耐力が見込める場所には、植栽柵で植栽基盤を確保し、可能な限り高木等の樹木を植栽するように努める。

エ 植栽土壌は、水分が十分に保持できる人工土壌等の資材（コケをマットに貼り付けたものは除く。）を用い、無灌水で複数の草が育つ最低の土壌厚さである15cm以上を原則とし、植栽する樹種の高さに応じて必要な土壌の厚さを確保する。

オ 十分な厚さの植栽基盤の整備が困難な場合は、全体に薄い植栽基盤を確保し、芝生や多年草などを植えて覆う。特殊な植栽基盤を導入するときは、資材そのものの耐久性を確認し、長期にわたって緑化を維持できる緑化手法を採用する。

カ 土壌の乾燥を防ぐため、地被植物やマルチング材（土壌表面を覆うプラスチックフィルム等）などを用いて表土を覆った上で、管理のための給水栓や自動灌水設備などの灌水設備をあらかじめ設置し、植物の維持管理上、乾燥による良好な生育が困難と予測される場合には、乾燥に強い植物の導入を検討する。

キ 風の影響が強い場所では、風に弱い高木を独立して植栽することは避け、風上側に防風のための生垣等を設けて、極力風の影響を低減する。支柱や根鉢の支持材なども用いて根の安定を図り、マルチングにより土壌の飛散防止に努める。特に風の強い場所では、低木や幼木の密植などで風の影響を軽減する方法も検討する。

- (7) ベランダ等の緑化については、次のとおりとする。

日照が十分に得られない、乾燥しやすい等の植物の生育に適さない環境になりやすいため、植物の選定、管理計画には十分留意し、道路に面する部分は、落下防止に十分な対策を講じ、固定式植栽基盤や植栽柵を用いた植栽を行い、避難場所や避難経路となるベランダ等には設置はしない。

- (8) 壁面の緑化については、次のとおりとする。

ア 積載荷重や支持強度、風圧などを調査の上、植栽基盤や登はん用補助資材を計画する。

イ 維持管理に必要なスペースや給水設備を計画や設計に反映させ、美観に配慮しながら利用目的に応じた次の適切な植栽を行う。

(ア) 登はん型のツル植物を用いて直接壁面を覆うか、補助資材を用いてツル植物を誘引して覆う。誘引補助資材は、金属など耐久性の高いものを選定する。

(イ) 下垂型の植物を用いて、屋上やベランダ等に設置した植栽柵から覆う。

- (9) 目的に応じた樹種の選定については、次のとおりとする。

ア 緑化の目的と地域への影響を配慮した樹種を選定するとともに、樹種の特長（樹姿・花・耐性・色彩効果等）を考慮する。

イ 樹種を選定においては、次の事項に注意する。

（ア） 害虫等の被害発生が少ない植栽材料を選定する。害虫は、不快害虫（ただ気持ち悪いだけの、アメリカシロヒトリなど）と、刺されるとかぶれる害虫（ツバキ・サザンカにつくチャドクガなど）とがあり、特に後者は注意を要する。

（イ） 花粉症やかぶれ等を起こす恐れのあるスギ類、ハゼ、ウルシ類等や、クサギやイチョウ（雌株）の実のように悪臭を放つ樹種は使用しない。

（ウ） ミカンやバラ等のトゲのある木は、通路近くには植栽しないなどの配慮をする。

（エ） 防火機能の高い樹種は、別表第５－１を参考に植栽する。

付 則（２１足資営発第１２３３号 平成２２年３月３１日 区長決定）

１ この基準は、平成２２年４月１日から施行する。

２ 足立区環境にやさしい（地球温暖化対策）建物づくり基準（２０足資施発第１９９６号 区長決定）は、廃止する。

付 則（２６足資繕発第２８号 平成２６年４月４日 資産管理部長決定）

この基準は、平成２６年４月７日から施行する。

付 則（２７足資繕発第５８号 平成２７年４月１０日 資産管理部長決定）

この基準は、平成２７年４月１５日から施行する。

付 則（２８足資繕発第２１８１号 平成２９年２月２２日 資産管理部長決定）

この基準は、平成２９年４月１日から施行する。

付 則（３０足資繕発第２３７５号 平成３１年３月１２日 資産管理部長決定）

この基準は、決定の日から施行する。

付 則（２足資繕発第１０５６号 令和２年８月３１日 区長決定）

この基準は、令和２年９月１日から施行する。

付 則（２足資繕発第１３９６号 令和２年１０月２７日 資産管理部長決定）

この基準は、令和２年１１月１日から施行する。

付 則（３足施中発第１８７３号 令和３年１０月２７日 施設営繕部長決定）

この基準は、決定の日から施行する。

付 則（６足施中発第１０２９号 令和６年８月３０日 施設営繕部長決定）

この基準は、令和６年９月１日から施行する。

付 則（７足施中発第９５３号 令和７年９月１日 施設営繕部長決定）

この基準は、決定の日から施行する。

■ 整備基準に係る別紙・別表一覧

別紙・別表	項目	頁
●ユニバーサルデザイン		
別紙第1-1（第10条関係）	ユニバーサルデザインレビュー（UDレビュー）の進め方	18
別表第1-2（第10条・第13条関係）	ユニバーサルデザイン導入チェックリスト	21
●安全・安心		
別表2-1（第15条関係）	施設の安全・安心に関する計画書	56
別表2-2（第16条（1）ア（ア）関係）	■用途係数	62
別表2-3（第16条（1）ア（イ）関係）	■構造耐震判定指標	63
別表2-4（第16条（1）ウ（ア）関係）	■建築物の浸水対策に関する性能の水準及び技術的事項	64
別表2-5（第16条（1）エ（ア）関係）	■構造体の耐雪・耐寒に関する性能の水準及び技術的事項	66
別表2-6（第16条（1）エ（イ）関係）	■外部空間、建築物の形状、仕上げ等及び建築設備の耐雪・耐寒に関する性能の水準及び技術的事項	67
別表2-7（第16条（1）オ関係）	■耐荷重に関する性能の水準及び技術的事項	68
別表2-8（第16条（1）カ関係）	■耐落雷に関する性能の水準及び技術的事項	68
別表2-9（第16条（1）キ（ア）関係）	■避難安全確保に関する性能の水準及び技術的事項	69
別表2-10（第16条（1）キ（イ）関係）	■密集市街地の地域特性や避難所等となる公共建築物に関する性能の水準及び技術的事項	70
別表2-11（第16条（2）関係）	■室内空気環境性に関する性能の水準及び技術的事項	70
別表2-12（第16条（3）関連）	■防犯性に関する性能の水準及び技術的事項	71
●環境（地球温暖化対策等）		
別表第3-1（第17条関係）	■足立区省エネルギー対策基本仕様 ・建築物の熱負荷低減のための断熱等の推進	72
別表第3-2（第17条関係）	・設備システムの省エネルギー・高効率化を推進する	72
別表第3-3（第17条関係）	・自然エネルギーの変換利用を推進する	73
別表第3-4（第17条関係）	・ZEB化を推進する	73
別表第3-5（第17条関係）	・緑化を推進する	73
別表第3-6（第17条関係）	・土壌汚染対策を適切に実行する	74
別表第3-7（第17条関係）	・アスベスト対策を適切に実行する	74
別表第3-8（第17条関係）	・木造・木質化を促進する	74
別表第3-9（第18条関係）	■建築物の熱負荷低減のための断熱等を推進する。 ■設備システムの省エネルギー・高効率化を推進する。	74
別表第3-10（第18条関係）	■自然エネルギーの変換利用を推進する。	74
別表第3-11（第18条関係）	■ZEB化を推進する	75
別表第3-12（第18条関係）	■緑化を推進する。	75
別表第3-13（第18条関係）	■土壌汚染対策を適切に実行する	75
別表第3-14（第18条関係）	■アスベスト対策を適切に実行する	75
別表第3-15（第18条関係）	■木造・木質化を促進する	76
●景観		
別表第4-1（第19条（1）関係）	■色彩基準	77
別表第4-2（第19条（2）関係）	■景観形成誘導基準チェックリスト	79
別表第4-3（第19条（3）関係）	色 彩 等 計 画 書	85
●みどり		
別表第5-1（第20条（9）イ（エ）関係）	■樹木の防火性	88

ユニバーサルデザインレビュー（UDレビュー）の進め方

1. 整備の各段階での取組み

（1）基本計画（基本計画書又は基本設計書に記載）

- ・施設管理担当課と設計・工事担当課で十分な意思疎通を図り、同種の既存施設における施設利用者のニーズ等の調査・情報収集を行い、施設の利用形態、運用、管理の状況を想定する。
- ・必要に応じて、施設利用者等（町会・自治会、障がい者団体等）からの意見聴取を行う。また、地域との連携を考慮しつつ、移動経路の連続性を確保するため、関係機関、周辺事業者等との情報交換を行う。
- ・特に、障がい者の利用が想定される施設は、足立区障害者団体連合会等との意見聴取に努めること。
- ・施設管理者や施設利用者、障がい者の要望等から得られた問題点について解決策を検討する。
- ・施設整備の基本的な考え方（コンセプト）を設定する。
- ・安全で使いやすいゾーン分け及び動線計画の目標を設定する。
- ・段差を設けない床、路面及び地盤の高さ関係についての計画の目標を設定する。
- ・歩車分離の移動経路の計画目標を設定する。
- ・サイン環境の目標を設定する。

（2）基本設計（基本設計書に記載）

- ・地域との連携を考慮しつつ、敷地の内外を通じた移動経路の連続性を確認する。
- ・平面計画及び動線計画を確認する。（歩車分離、上下移動の手段選択が容易か等）
- ・建築物内外の床や路面に段差を設けない計画となっているか確認する。（スロープの勾配や手すりの設置等）
- ・出入口、廊下、階段、エレベーター等の移動等円滑化経路及びトイレが、利用しやすい計画となっているか、目標設定のレベルを確認する。（車いす利用者やベビーカー利用者への配慮、視覚障がい者用誘導ブロック・音声誘導の設置等）
- ・サインのわかりやすさや配置計画について確認する。（カラーユニバーサルデザインの導入等）
- ・施設管理者と意思疎通を図り、施設の利用形態や運用・管理の実態が反映されているか確認する。（管理の容易性・コスト等）
- ・施設利用者等（町会・自治会、障がい者団体等）との意見聴取から得られた問題点の解決策を検討し、施設利用者等に確認する。

(3) 実施設計（設計図に反映させるとともに別表第1－2のチェックリストにより確認）

- ・ 出入口、廊下、階段、エレベーター等の移動等円滑化経路及びトイレが利用しやすい位置に配置され、面積及び各部寸法が確保されているか確認する。（多様な利用者に対応可能か等）
- ・ 安全で使いやすい各部の詳細形状及び寸法（手すり、カウンター等）となっているか確認する。
- ・ 安全で使いやすい仕上げ（床材の滑りにくさ等）であるか確認する。
- ・ 安全で使いやすい設備機器であるか確認する。（トイレのスイッチや紙巻機、エレベーターのスイッチ等の位置や音声誘導設備の方式の統一等）
- ・ カラーユニバーサルデザインに配慮した、わかりやすいサイン計画であるか確認する。

(4) 施工（別表第1－2のチェックリストにより確認）

- ・ 施工図による確認を行う。（スロープの勾配、出入口等の有効寸法やだれでも開閉が容易な扉等）
- ・ 必要に応じて、現場において、原寸での確認を行う。
- ・ 細部の確認を行う。（手すりやスイッチ等の設置位置、高齢者や妊婦等の歩行に支障とならないか等）
- ・ 見本等による仕上げの確認を行う。（床材の滑りにくさ、階段の段差のわかりやすさ等）
- ・ サインの設置位置、色彩等の確認を行う。（色弱者や弱視者等だれでも識別可能か、見栄えを優先していないか等）

(5) 運用・管理（別表第1－2のチェックリストにより確認）

- ・ 当初の施設整備の意図に沿った施設の使い方を実現するため、運用・管理上のアドバイスの実施や施設使用に当たっての条件の伝達等を行う。
- ・ 障がい者が利用する施設は、完成後に必ず障がい者等によるレビューを受ける。
- ・ 不具合のある部分については順次改善する。
- ・ 解決できなかった課題及び施設管理者や施設利用者等から寄せられた意見、問題点を検討・評価し、フィードバックして留意事項を当該基準に盛り込み、以後の施設整備に活かしていく。

2. 既存建築物の改修

- ・ 既存施設の改修に当たっての整備の基本的な方針は、新築と同様であるが、改修工事は、既に構造体の物理的な容量が決まっていることや、施設を使用しながらの工事となる等

の制約条件が多数生じる。UDの導入に当たっては、その趣旨を十分に理解した上で、施設の利用形態や費用対効果を検証し、必須事項や優先事項を明確にすることにより整備水準を設定し、できる限りの工夫を行っていくことが重要である。

・特に以下の移動等円滑化経路とトイレの整備事項については、優先して確保すべき機能とする。

- (1) 建物に支障なく円滑に入場でき、主たる目的を達成するための行動に支障が生じないこと。
- (2) 上下階への移動が支障なくできること。できない場合は、人的な補助が可能になっていること。
- (3) トイレ及び高齢者障がい者等用便房（バリアフリースイートイレ）の使用に支障がなく使いやすいこと。

別表第1-2（第10条・第13条関係）

決裁	課長	係長	担当者

ユニバーサルデザイン導入チェックリスト

■ 施設概要

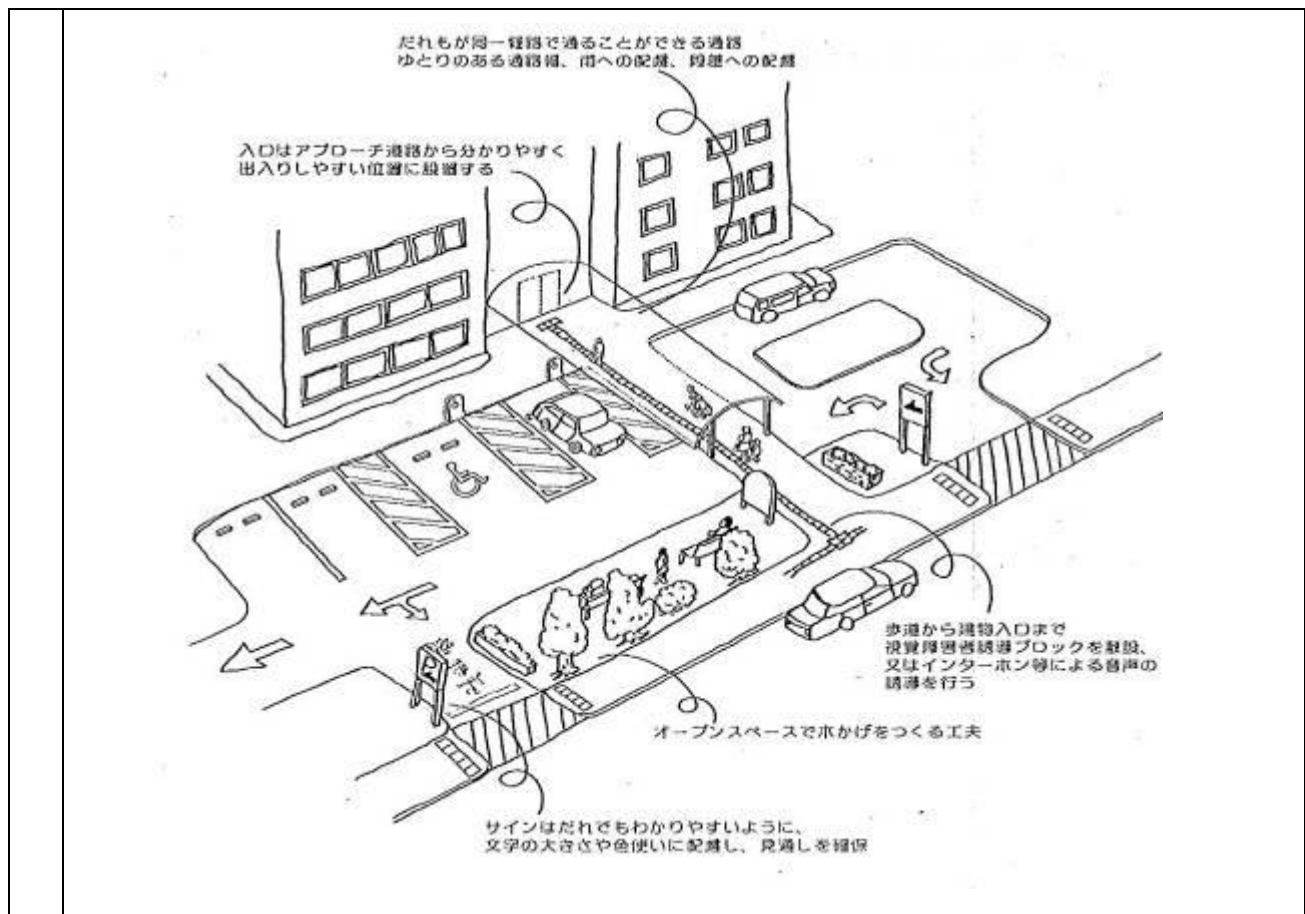
施設名称										
所在地										
建物規模	敷地面積	m ²	建築面積	m ²	延床面積	m ²	階数	階建	構造	造
用途							新築・改築・増築・改修			
施設利用	a 不特定かつ多数 b 主として高齢者、障がい者等 c 多数のもの d その他									
	a 地域開放有 b 災害時の役割有 c 将来用途変更の可能性有									
工期	基本設計	年 月 日～				年 月 日				
	実施設計	年 月 日～				年 月 日				
	工事	年 月 日～				年 月 日				
所管課	部		課		係		内線			
工事課	部		課		係		内線			

■ 法令を遵守した上、以下の項目を検討する。

■ 評価方法：反映した計画等は、「○」（1点）。一部機能不足は、「△」（0.5点）。導入できなかった場合は、「×」（0点）とする。

1. 移動空間（建築物外部）								
検討項目					実施設計	施工	運用・管理	備考
移動空間（建築物外部で主要な出入口までの1以上）	① 敷地出入口・敷地内通路							
	敷地出入口	地域との連携を考慮しつつ、敷地の内外を通じた移動経路の連続性を考慮する。						
		敷地出入口は、アプローチ道路からわかりやすく、出入しやすい位置に設置する。						
		敷地出入口は、敷地内外の段差を0～2cmまでとし、連続性や平坦さを確保する。						
		敷地出入口は、施設サイン、案内表示が確認しやすいようにする。						
		敷地出入口は、見通しの良い空間とし、サインや植栽は、歩行者や車の見通しを確保できるよう配置する。						
		車道と通路の切り下げの勾配に注意し、車いすが車道に飛び出さないようにする。						
		複数道路に接する場合は、遠回りとならないよう、適宜、複数の出入口を設置する。						
		複数の出入口がある場合、視覚障がい者誘導用ブロックは、建物の主たる出入口に近く安全な方へ誘導する。						

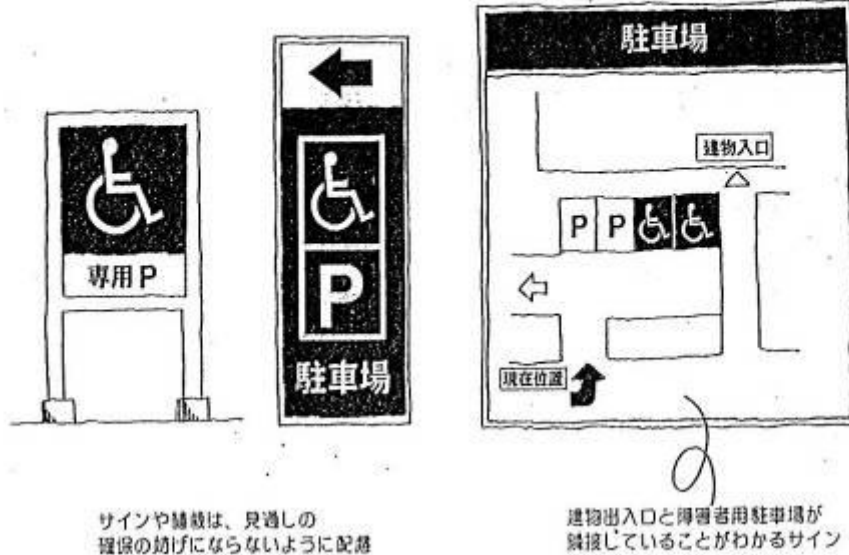
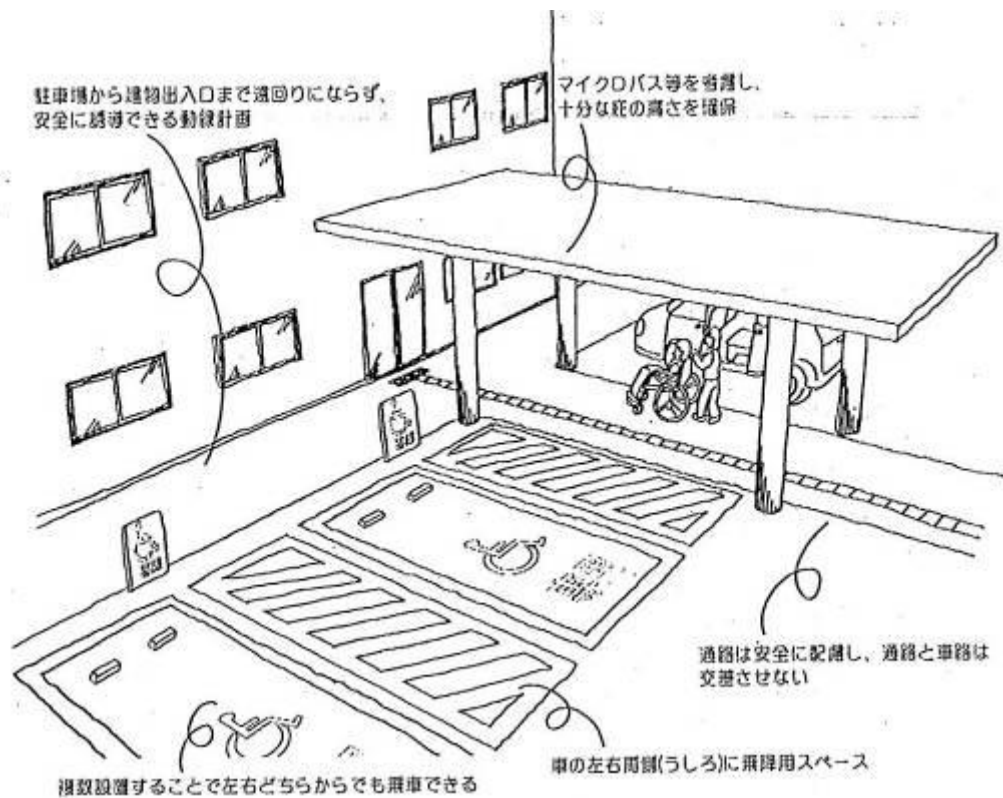
	敷地内通路	自動車の出入口は、周辺の道路環境、出入りする車両等に応じて安全性を考慮した計画とする。				
		敷地境界部分と車道の切替部は、警告を知らせる点状ブロックを設置する。				
		だれもが、できる限り同じ経路で安全に建築物の受付等に到達できるよう、連続性のある誘導を行う。				
		通路は、連続性及び見通しを確保し、だれもがわかりやすいものとする。				
		敷地内のわかりやすい位置に、駐車場、建物入口、受付、EV、便所等の配置を示した案内板を設ける。				
検討項目			実施設計	施工	運用・管理	備考
移動空間 （建物外部で主要な出入口までの1以上の経路）	敷地内通路	案内表示は、だれでもわかりやすいよう、文字の大きさや配色等とする。				
		敷地内は、歩車（自転車含）分離を原則とし、動線が交わらないようにする。やむを得ない場合は、見通しをよくする。				
		通路には、段差を設けない。やむを得ず階段を設け段差が生じる場合は、階段に併設させ、同一経路上にスロープや昇降機等を設置する。（遠回りさせない）				
		通路は、車いす・ベビーカー使用者の利用を考え、回転やすれ違いができ移動しやすいように、十分な幅を適宜確保し、走行性を考慮した仕上げとする。				
		雨に濡れても滑りにくい仕上げとする。				
		凹凸又は目地のある床仕上げを使用する時は、車いすやベビーカーの使用者が利用しやすい通路を併設し、選択できるようにする。				
		通路に照明を適切に配置するなど、夜間の利用にも配慮し十分な照度を確保し、分かりやすく誘導する。				
		視覚障がい者が利用する施設は、敷地の出入口付近、主たる出入口付近等には、音声誘導装置を設ける。				
		音声誘導装置を設置した場合は、音声はどこから発生されているかが分かるように、かつ、はっきり聴き取れるようにする。				
		通路にある排水溝や樹の蓋は、路面との段差がなく、スリットの幅は、ベビーカーや杖先が落ちない幅とする。				
		視覚障がい者誘導用ブロック等は、原則直線に敷設し、出入口から受付まで連続性のある誘導を行う。				
		視覚障がい者誘導用ブロックは、原則黄色とし、舗装材の色の明度差、輝度比に注意する。また、汚れにくいものを使用する。（意匠より安全優先）				
		駐車場の規模が大きい場合等は、歩行者通路を手すりや縁石等で明確に分離する。				



検討項目		実施 設計	施工	運用・ 管理	備 考
移動空間 (建物外部で主要な出入口までの1以上の経路)	② 階段・スロープ				
	階段の幅は、歩行者同士がすれ違いやすい幅を確保する。				
	階段やスロープは、緩やかな勾配とする。				
	階段の床は、滑りにくい仕上げとし、段には滑り止めなどを設置する。				
	階段の段鼻は、突き出さない形状とし、蹴込みを設けない等つまずきにくい構造とする。				
	階段は、段を容易に認識し、安全に通行できるように、踏面と蹴上げや段鼻ノンスリップの色の明度・色相や彩度の差や、照明の明るさに配慮する。				
	弱視者にとって段鼻は、単色だと弓上に曲がって見えるので、両端部を黄色にするなど認識しやすくする。				
	メンテナンス用階段を除き、回り階段やらせん階段を原則、設けない。				
	階段やスロープには、落下・脱輪・杖先が落ちないように両側に立上りを設ける。				
	スロープは、歩行者・車いす・ベビーカー等の利用を考慮して、ゆとりある幅員とする。				
	スロープの床は、雨にぬれても滑りにくい仕上げとする。				
	スロープの床は、車いすやベビーカーの走行性に配慮した目地や凹凸のない平坦な仕上げとする。				
	スロープと交差して他の通路を設置しない。やむを得ず設置する場合は、踊り場の広さを十分確保する。				

		局所のスロープは、勾配を容易に認識し、安全に通行できるように、仕上げを平坦部と色の明度・色相や彩度の差や、照明の明るさを十分確保する。				
階段・スロープ		スロープの前後及び一定間隔で車椅子が安全に停止できるよう、平で十分な広さの踊り場を確保する。				
		階段とスロープを併設する場合、視覚障がい者誘導用ブロック等は、移動距離が短くなる方に敷設する。				
		階段やスロープには、視覚障がい者誘導用の点状ブロック（警告用）を幅方向の端まで適切に敷設する。				
		階段やスロープ、踊り場には、連続して手すりを設置する。				
		手すりは、力がかけやすく、つかみやすい形状とする。				
		手すりの表面材質は、寒暖による温度変化など感触に配慮する。				
		手すりは、周囲と区別できる色彩とする。				
		手すりの終始点部に十分な水平の手すりを設置する。				
		手すりの端部は、衣類等が引っかからないように折り曲げるなど配慮する。				
		階段やスロープの両側に連続して手すりを設置する。				
		手すりは、利用者が使いやすいように、2段とする。				
		階段の幅が大きい場合は、中間にも両側から使用可能な手すりを設置する。				
移動空間（建物外部で主要な出入口までの1以上の経路）						
	③ 駐車場・駐輪場等					

検討項目			実施 設計	施工	運用・ 管理	備 考
移動空間 （建物外部で主要な出入口までの1以上の経路）	車路・駐車場	大規模な駐車場等の車路には、駐車場の位置表示と経路の誘導をわかりやすく表示する。				
		車路は、必要に応じて一時停止ラインや徐行の標示等により、歩行者や他の車に対しての安全に配慮する。				
		駐車場及び駐輪場においては、自動車や自転車に対して、歩行者等の安全性及び利便性を優先する。				
		車路や駐車場、駐輪場は、十分な明るさを確保する照明計画とする。				
		駐車場は、車いす使用者が安全に利用できる障がい者用駐車場を設ける。				
		車いす使用者用駐車場を複数設けた場合は、左右どちらからでも乗降できるように、連続配置する。				
		車いす使用者用駐車場は、建築物の出入口にできるだけ近い場所に十分なスペースを確保し、乗降時には雨に濡れないよう庇などを設ける。また、ピロティや建物地階など、雨に濡れずに利用できる場所とする。				
		車いす使用者用駐車場の位置表示と経路の誘導をわかりやすく表示する。				
		障がい者用駐車場の後方乗降スペースの確保に努める。				
		駐車場の車の高さの制限を設ける場合は、車いす昇降リフト付きの車に配慮する。（2.5m以上必要）				
職員に車いす使用者がいる場合は、来庁者とは別に、専用スペースを確保する。						
検討項目			実 施 設計	施工	運用・ 管理	備 考
移動空間		地下、立体駐車場等に車いす使用者用駐車場を設ける場合は、エレベーターホール等の入口付近に設ける。				
	駐輪場	駐輪場は、歩行者の妨げにならない配置とし、需要に応じた広さとする。				
		駐輪場は、敷地で入口や建物の主要な出入口までの経路が、わかりやすい位置に設置する。				
		駐輪場は、屋根やペイント等で、位置・範囲を明確にする。				
		駐輪場は、大型自転車（子乗せ自転車等）の駐輪が可能となるよう平置きを計画する等、十分なスペースを確保する。				



2. 移動空間（建物内部）

検討項目	実施 設計	施工	運用・ 管理	備考
① 建物出入口・玄関ホール				

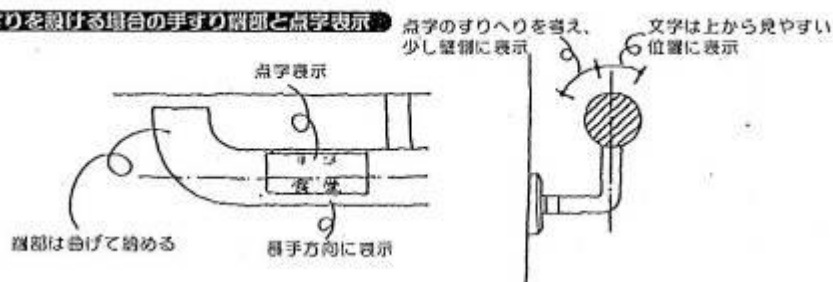
移動空間 (建物内部で利用居室・トイレまでの1以上の経路)	建物出入口・玄関ホール	建物の主要な出入口は、訪れた人がわかりやすい位置に設ける。				
		風除室は、ゆとりのあるスペースとし、方向転換しない計画とする。また、方向展開にかかわらず、衝突防止策や視覚障がい者用誘導ブロック等を設置する。				
		出入口の扉は、容易に開閉できて通行しやすい自動ドアか、容易に開閉できる戸を設ける。(引き戸とし、開き戸や回転扉は不可)				
		自動ドアには、安全センサーを設置する。				
		複数ドアを設ける場合等は、自動ドアに併設して非常時対応のため手動式のドアを設置する。				
		出入口のガラス戸は、衝突防止のため、だれもが認識できるような対策を行う。				
		手動の引き戸などの引き手は、だれもが使いやすい縦棒状とする。				
		出入口の扉は、車いす使用者や歩行者のすれ違いに支障のない十分な寸法を確保する。				
		出入口の床面は、滑りにくい仕上げとし、傘等からの水滴が床面に溜まらないようにする。				
		特に建築物の主要な出入口は、余裕を持った幅とする。				
		出入口は、建物の外部から内部まで連続して平坦とし、床面の連続性を確保する。				
		主たる出入口から受付、または視覚障がい者が利用できる案内板に到達できるように、視覚障がい者用誘導ブロックを敷設する。				
		視覚障がい者誘導用ブロックの線状ブロックは、原則直線に敷設する。				
		視覚障がい者誘導用ブロックは、原則黄色とし、舗装材の色の明度差、輝度比に注意する。(意匠より安全優先)				
		エレベーターや階段、受付などが、玄関ホールから一目で分かるような空間構成とする。				
		玄関ホールから分かる位置に受付を設ける。受付に人の配置ができない場合は、チャイムやインターホンの呼出し装置を設置する。また、必要に応じて文字や点字・外国語表示・音声案内などを併せた案内板等をわかりやすい位置に設ける。				
		チャイムやインターホン等を設けた場合は、わかりやすい位置に設け、かつ、操作しやすいものとする。				
		受付と総合案内板は、近接させ出入口からわかりやすい位置に配置する。				
		昼間と夜間の受付が変わる場合は、経路をわかりやすく表示する。				
	検討項目			実施設計	施工	運用・管理
玄関ホール	夜間受付までの経路は、十分な照度を確保し、分かりやすく誘導する。					
	建築物内のわかりやすい位置に、駐車場、建物入口、受付、EV、便所等の配置を示した案内板を設ける。					

	案内板は、カラーユニバーサルデザインに配慮し、だれも見やすくわかりやすいデザインとしたものを適切に設ける。					
	案内板は、子どもや車いす使用者にも見やすい位置や高さに設置する。					
	総合案内板は、高齢者障がい者等用便房（バリアフリートイレ）等のトイレごとの機能情報も合わせて表示する。					
移動空間 （建物内部で利用居室・トイレまでの1以上の経路）						
	② 廊 下					
	廊 下	廊下には、段差を設けない。やむを得ず段差が生じる場合は、段の近くにスロープや昇降機を併設する。				
		廊下の配置は、単純でわかりやすいものとする。				
		廊下の幅は、歩行者同士がすれ違いやすい十分な幅を確保する。				
		廊下は、車いす使用者が、回転することができる空間を確保する。				
		廊下等の床は、滑りにくく、白内障の人が段と誤認しそうな柄を避ける。				
		廊下は、車いすの走行性を考慮した仕上げとする。				
		転倒時への配慮をした仕上げとする。				
	廊下の照明は、安全に通行できるような明るさを確保する。					
廊 下	防火区画上に防火戸やくぐり戸を設ける場合は、わかりやすい配置とし、車いす使用者等の通行が可能な構造とする。					
	廊下側への開き戸や衝突の危険がある展示スペースの設置などを排し、安全に通行できる計画とする。					
	廊下に手すりを設ける場合は、できるだけ連続性を確保する。					

手すりを設ける場合は、利用者が使いやすいように、2段とする。				
手すりを設ける場合は、力がかけやすく、つかみやすい形状とする。				
手すりを設ける場合に、手すりの表面材質は、寒暖による温度変化など感触に配慮する。				
手すりを設ける場合は、周囲と区別できる色彩とする。				
手すりを設ける場合は、終始点部に十分な水平の手すりを設置する。				
手すりを設ける場合は、部屋の入口左右の手すりの水平部分の一定位置に、室名の点字と文字を長手方向に表示する。				
部屋番号等のサインは、浮き出し文字で手の届く一定の位置に設置する。				



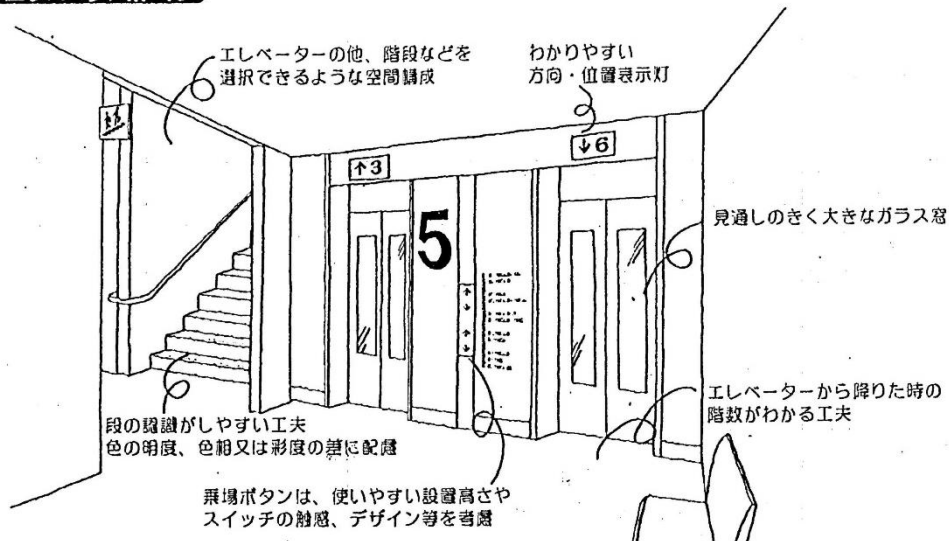
手すりを設ける場合の手すり端部と点字表示



検討項目		実施 設計	施工	運用・ 管理	備 考
移動空間 (建物内部で利用居室・トイレまでの1以上の経路)	③ 階段・スロープ				
	階段やスロープは、緩やかな勾配とする。				
	廊下や階段の幅は、歩行者同士がすれ違いやすい、ゆとりのある幅を確保する。				
	階段の床は、滑りにくい仕上げとし、段には滑り止めなどを設置する。				
	階段の段鼻は、突き出さない形状とし、蹴込みを設けない等つまずきにくい構造とする。				
	階段は、段を容易に認識し、安全に通行できるように、踏面と蹴上げや段鼻のノンスリップの色の明度・色相や彩度の差や、照明の明るさに配慮する。				
	単色仕上げの段鼻は、弱視者には弓状に曲がって見えるため、両端部を黄色にするなど認識しやすくする。				
	メンテナンス用階段を除き、回り階段やらせん階段を設けない。				
	階段やスロープには、落下・脱輪・杖先が落ちないように両側に立上りを設ける。				
	階段やスロープへ、視覚障がい者誘導用の点状ブロック（警告用）を幅方向の端まで敷設する。				
	スロープは、歩行者・車いす・ベビーカー等の利用を考慮して、ゆとりある幅員とする。				
	スロープは、勾配を容易に認識し、安全に通行できるように、仕上げを平坦部と色の明度・色相や彩度の差を付ける。また、照明の明るさに配慮する。				
	スロープの前後には、十分な広さの平坦な部分、踊り場を確保する。				
	スロープの床は、滑りにくく、かつ車いすやベビーカーの走行性に配慮した平坦な仕上げとする。				
	階段やスロープには、手すりを設置する。				
	階段及び踊り場の両側に連続して手すりを設置する。				
	階段の幅が大きい場合には、中間にも両側から使用可能な手すりを設置する。				
	手すりは、利用者が使いやすいように、2段とする。				
	手すりは、力がかけやすく、つかみやすい形状とする。				
	手すりの表面材質は、寒暖による温度変化など感触に配慮する。				
	手すりは、周囲と区別できる色彩とする。				
	手すりの終始点部に十分な水平の手すりを設置する。				
	手すりの端部は、衣類等が引っかからないように折り曲げるなど配慮する。				
	手すりの水平部分の一定位置に、現在階の階数、フロア情報などを点字と文字を長手方向に表示する。				

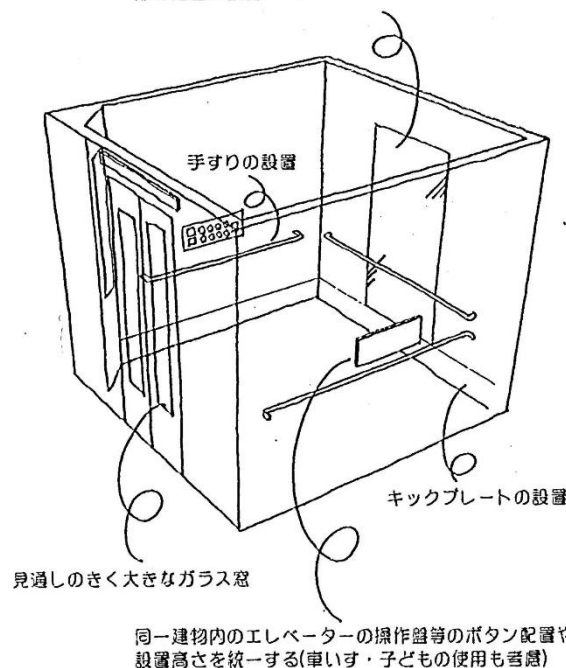
検討項目		実施 設計	施工	運用・ 管理	備 考
移動空間 (建物内部で利用居室・トイレまでの1以上の経路)	④ エレベーター・エスカレーター				
	エレベーター	エレベーターは、主要な出入口からだれもが容易に確認できる位置に配置し、わかりやすく標識を設置する。			
		乗降ロビーの扉は、周囲の壁と異なる色とする等、識別しやすいものとする。			
		エレベーターホール、エレベーターのかご内は、車いす使用者が回転することができる空間を確保し、だれもが利用できる適切な大きさとする。			
		視覚障がい者誘導用ブロックをエレベーターまで敷設する場合は、最も近いエレベーターまで誘導するよう敷設し、乗降ボタンや触地図まで適切に誘導する。			
		目的階が容易に確認できるように、エレベーターホールやかご内にわかりやすく庁舎案内板等の案内標識を設置する。			
		かご内の到着階、停止予定階、現在位置表示、昇降方向をわかりやすく標示する。			
		到着、昇降方向、出入口の戸の開閉は、音声装置で誘導する。			
		やむを得ず車いすの回転ができる広さを確保できない場合は、車いす使用者が後ろ向きで降りるための鏡を設置する。			
		鏡は、車いす使用者が確認できる高さで扉の正面に設置する。			
		乗降中身体を支持する手すりを設置する。			
		かご内の定員超過や非常時の発報は、音声と電光表示等で案内する。			
		同一建物内のエレベーターの操作盤等のボタン配置は、統一する。			
		操作盤やインターホンの位置・高さは、車いす使用者や子どもが利用でき、視覚障がい者が位置を確認しやすい範囲内に設置する。			
		点字表示する場合は、左側に表示する。また、階数や昇降方向表示などは、浮き出し文字で表示する。			
		エレベーターの扉は、十分な有効幅を確保する。			
		扉の衝突防止センサーは、どのような姿勢でも身体や荷物等の全ての部分が安全に通過できるように、設置間隔を細かく、範囲を広く設置する。			
		乗降時の見通しや安全を確保するため、扉にガラス窓を設けるのが望ましい。			
		運用時の安全を確保するため、遠隔による監視、点検及び救出運転等の装置を具備するのが望ましい。			
	エスカレーター	上下階への移動は、原則エレベーターとする。移動頻度の高い上下階の間などに、階段、エレベーターに加えた選択肢として設置し、輸送力を確保する。			
		エスカレーターを設置する場合は、原則として始まりと終わりに点状ブロック等を設置する。			
		原則として、上り下りを併設する。(やむを得ず、上下のエスカレーターが設置できない場合は、利用者の安全性を考慮して下りに設定するのが望ましい。)			

エレベーターホール

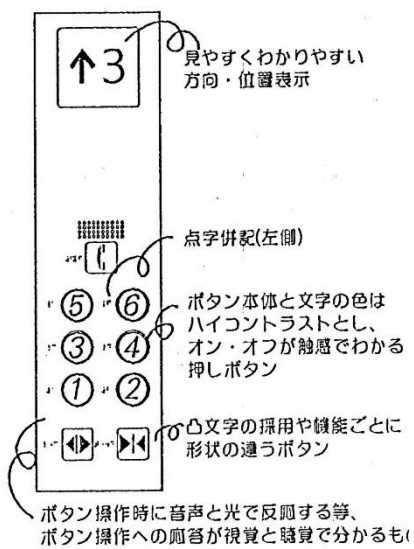


カゴの機能

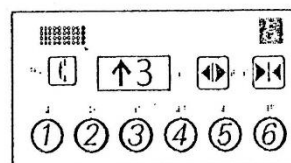
車いすの人が使いやすい、足元まで見える鏡を
扉の正面に設置



縦型主操作盤の例



横型主操作盤の例



検討項目		実 施 設計	施 工	運用・ 管理	備 考
移動空間 (建物内部で利用居室・トイレまでの1以上の経路)	⑤ 各室出入口				
	出入口部分には、段差を設けない。				
	車いす使用者が円滑に通過できる幅・構造とする。				
	車いす利用者が使用する扉は、可能な限り、引き戸とすることが望ましい。				
	窓口業務室の出入口など、不特定かつ多数の人が使用する出入口は自動扉（引き戸）とし、段差を設けない。				
	出入りの多い扉等は、ガラス窓等により扉の向こうの様子や人の気配が分かるように配慮する。				
	開き戸とする場合は、引き手をプッシュハンドルやレバーハンドルとする。（握り玉は使いづらい。）				
	開き戸とする場合は、通行の障害にならないように計画する。				
	開閉方法がわかりやすく、容易に開閉して、安全に通過できる構造とする。				
	各室出入口 わかりやすい突き出し型サイン 扉は、可能な限り引き戸とする A A 浮き彫り文字表示板 出入りの際、人の気配を感じられるガラス窓 使いやすい把手の例 引き戸 縁状 開き戸 プッシュプルハンドル レバーハンドル × 握り玉				

3. 行為空間					
検討項目		実施 設計	施工	運用・ 管理	備 考
行為空間	① 一般トイレ・高齢者障がい者等用便房（バリアフリースイートイレ）				
	誰でも利用できる「高齢者障がい者等用便房（バリアフリースイートイレ）」を設ける。（第3条第27項の要件を満たしたもの。）				
	高齢者障がい者等用便房（バリアフリースイートイレ）は、だれもが使いやすい位置に設ける。				
	一般トイレと高齢者障がい者等用便房（バリアフリースイートイレ）は、近接して配置する。				
	利用頻度に応じ、高齢者障がい者等用便房（バリアフリースイートイレ）と一般トイレをバランスよく配置し、トイレの多機能化を図る。				
	主要な出入口や窓口、事務室等から便利でわかりやすい位置に配置する。				
	介助者が、異性である場合を考慮した配置計画とする。				
	閉庁時に使用可能なトイレについては、守衛室の隣とするなど、防犯に配慮する。				
	トイレのサインは、ピクトサグラムとし、大きくわかりやすいものに統一し、使用中表示をわかりやすいものとする。				
	同一建物内のトイレは、男女別配置や、トイレ内の緊急呼び出しボタン、洗浄ボタン、紙巻器の配置や操作方法を統一する。				
	トイレ内の緊急呼び出しボタン、洗浄ボタン、紙巻器の配置は、原則、車いすや便座に座ったまま手の届く範囲で、右側の壁に、緊急呼び出しボタン、洗浄ボタンの順に取り付け、洗浄ボタンの下に紙巻器の逆L時の配置とする。				
	高齢者障がい者等用便房（バリアフリースイートイレ）・一般トイレ共、清潔感のある色彩とし、心地よい空間造りを行う。				
	出入口の有効幅にゆとりを持たせる。				
	床面には、高齢者、障がい者等の通行に支障になる段差を設けない。				
	床は、滑りにくく、転倒しても怪我をしにくい仕上げとするとともに、清掃のしやすさに考慮する。				
	出入口の開閉時に、手や衣服等が戸に挟まれたり、戸と戸袋の隙間に入り込むことがないようにする。				
	閉鎖時の戸の衝撃を和らげるため、ゴム等の緩衝材を設ける等の工夫をする。				
	ブースの戸は、引き手を握りやすいものとし、施錠操作しやすいものとする。また、1階等の利用者が多いトイレについて電動開閉扉を検討する。				
	鏡は、傾斜鏡ではなく縦長とし、取り付け場所や高さは、子ども、車いす利用者、大人等が利用できるよう計画する。				
	手の届く高さに、手荷物置き場とフックを設置する。				
	車いすで利用できるトイレがある場合、洗面カウンターの高さは、立位でも車いすでも利用できるように設定する。				
	車いすで利用できるトイレがある場合、洗面カウンター下部の空間を確保し、車いす使用者のひざが入るよう計画する。				
	洗面カウンターの水洗は、レバー式、光感知式など、使用しやすいものに統一する。				

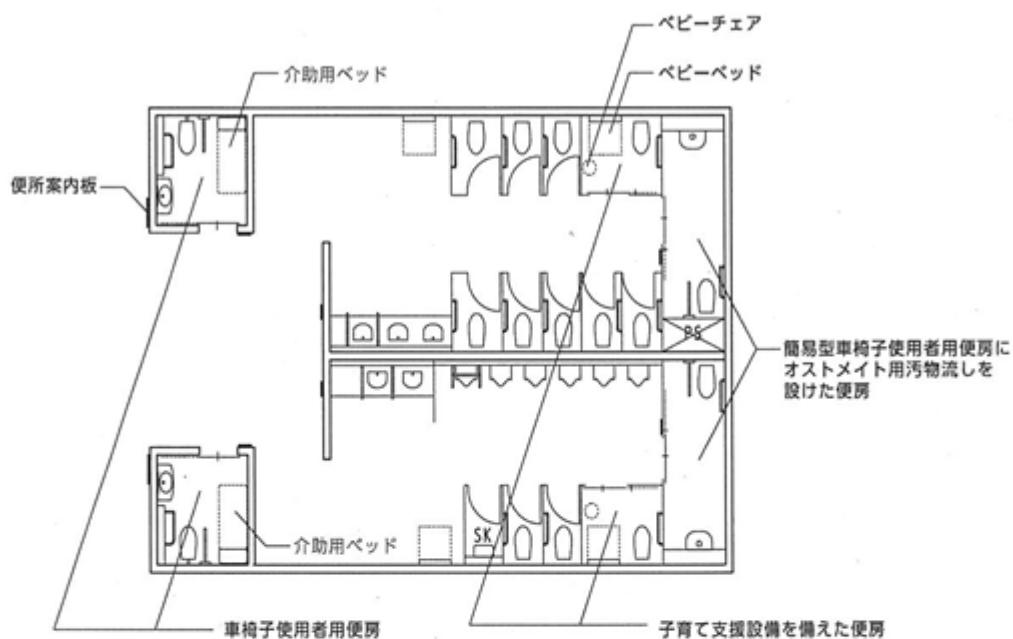
検討項目		実施設計	施工	運用・管理	備考
行為空間	トイレ総合	1以上の洗面カウンターに手すりを設置する等寄りかかることができるようにする。			
		トイレの案内板等は利用者にわかりやすい位置に設けるとともに、適切に配置する。総合案内板に、男女の別やトイレ内の機能を表示する。			
		サインは、男女の別、トイレ内の機能等をわかりやすく表示する。			
		視覚障がい者が利用するトイレは、出入口位置や男女の別が分かるように、手の届く位置に浮き出しのサインを設置し、点字や音声での誘導を計画する。			
		洗浄ボタンと緊急呼び出しボタンは、形状及び色彩により、視覚的にも触覚的にも容易に区別できるものとする。			
	一般トイレ	便器は、原則腰掛式とし手すりを設ける。			
		広めのブースを適宜設け、車いす使用者、ベビーカーを使用する子ども連れ等の利用に配慮し、高齢者障がい者等用便房（バリアフリートイレ）へ集中させない計画とする。また、男子トイレにも設置する。			
		ベビーカーや車いすで利用できるブースを設置することが望ましい。その場合、広めのブースとし、トイレ内の通路幅やブースの出入口の幅は、車いす使用者が利用しやすいよう、余裕を持った幅を確保する。			
		広めのブースを設置した場合は、扉は有効幅にゆとりを持たせ、引き戸又は開き戸とする。			
		広めのブースを設置した場合は、便器を腰掛式とし手すりを設ける。また、ベビーチェアの設置も計画する。（男性用トイレへの設置も計画する。）			
		大便器・小便器ともに入口に近いものに手すりを設置する。			
		小便器は、子どもから大人まで利用できるように、床置き式又は低リップタイプを設ける。			
		小便器は、自動洗浄を基本とする。			
	高齢者障がい者等用便房（バリアフリートイレ）	おむつ交換や衣類の着脱等のため、大人が横になることができる大きなベッド（150cm）を設ける。			
		大きなベッドを設置した場合は、原則ベッドの真ん中で折りたたまれる引き出し式とする。			
		保護者が、乳幼児から目を離さずに利用できるように、保護者と対面した位置へのベビーチェアの設置や、折りたたみベビーベッドの設置を計画する。			
		車いすでの使用、介助者の同伴等が可能なように、十分なスペースの確保、寸法、レイアウト等に配慮する。			
		便器は、温水洗浄器等を備えた腰掛式とし、手すり、緊急通報用の呼び出しボタン、洗面器を設置する。			
		便器の背もたれ、手荷物棚、便器から手の届く手洗い器、大きめの汚物入れなどの設置を計画する。			
		高齢者障がい者等用便房（バリアフリートイレ）では、介助者がトイレを一時退出する際に、トイレの外から利用者が見えないように、戸の内側にカーテンを設置する。			

検討項目		実施 設計	施工	運用・ 管理	備 考
行為空間	高齢者障がい者等用便房（バリアフリートイレ）	オストメイト用に、汚物流し、サーモスタットシャワー水洗などの設置する。			
		扉は、開閉ボタン付きの自動扉（引き戸）又は、引き戸とする。			
		扉の引き手や鍵、自動扉の開閉ボタン等は、車いすに座ったままでも操作しやすい位置に設置し、操作が容易なものとする。			
		出入口には、わかりやすい標識や、ブース内の設備を表示するほか、高齢者障がい者が優先的に使用できる旨を表示する。			
		汚物流しにより出た汚物または使用済みのおむつ用の回収箱が配置できるスペースを確保する。			

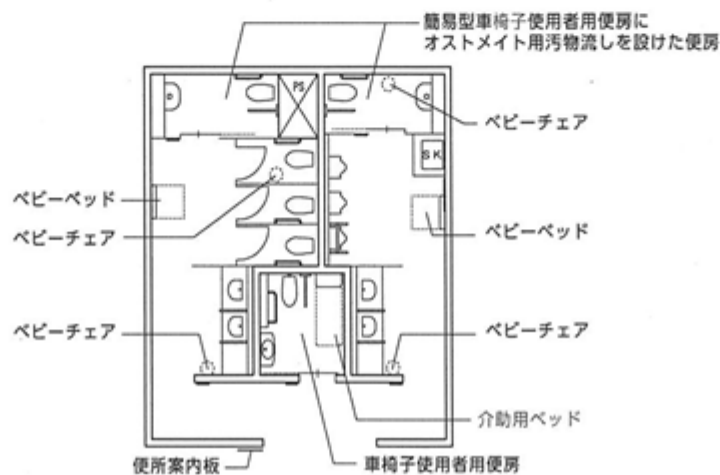
●機能分散に配慮した便所の配置例

(1) 車椅子使用者用便所、オストメイト用汚物流し及び子育て支援設備を設けた各便所を分散して設置した例

■多数の車椅子使用者を見込み、複数の車椅子使用者用便所と簡易型車椅子使用者用便所を設置した例



■ベビーベッドを便所の外におき、便所数を確保した例

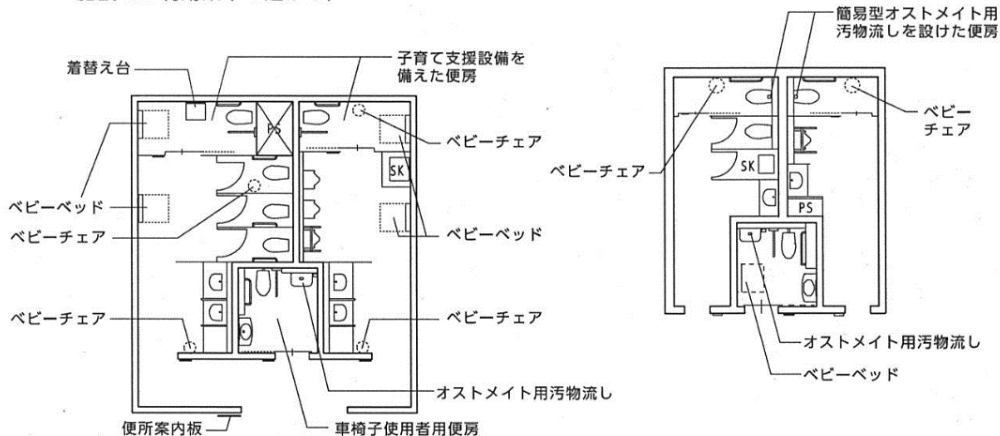


●全ての機能を分散して配置することが困難である場合で、高齢者障がい者等用便房（バリアフリースイレ）に追加して、施設の利用者を考慮した個別の機能を持った便房等の例

(2) 全ての機能を分散して配置することが困難である場合で、車椅子使用者用便房に追加して、施設の利用者を考慮した個別の機能を持った便房や簡易型便房を設置した例

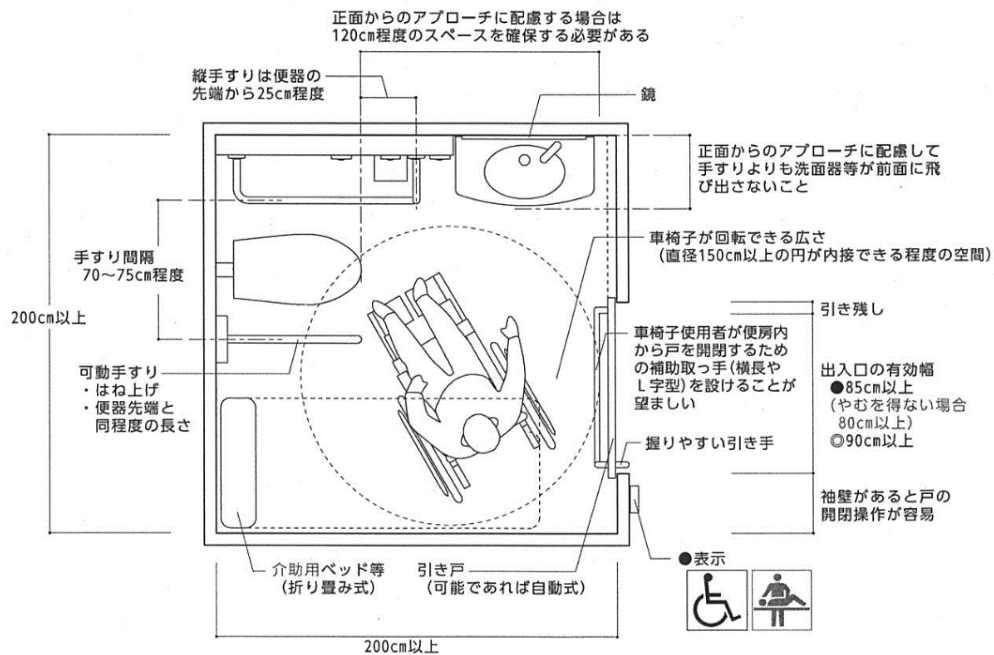
■車椅子使用者用便房と別に子育て支援設備を設けた便房を設置した例（乳幼児連れの利用者が見込まれる施設では利用集中を避ける）

■車椅子使用者用便房と別に簡易オストメイト設備を設けた便房を設置した例



●高齢者障がい者等用便房の例（内法200cm×200cm以上の場合）

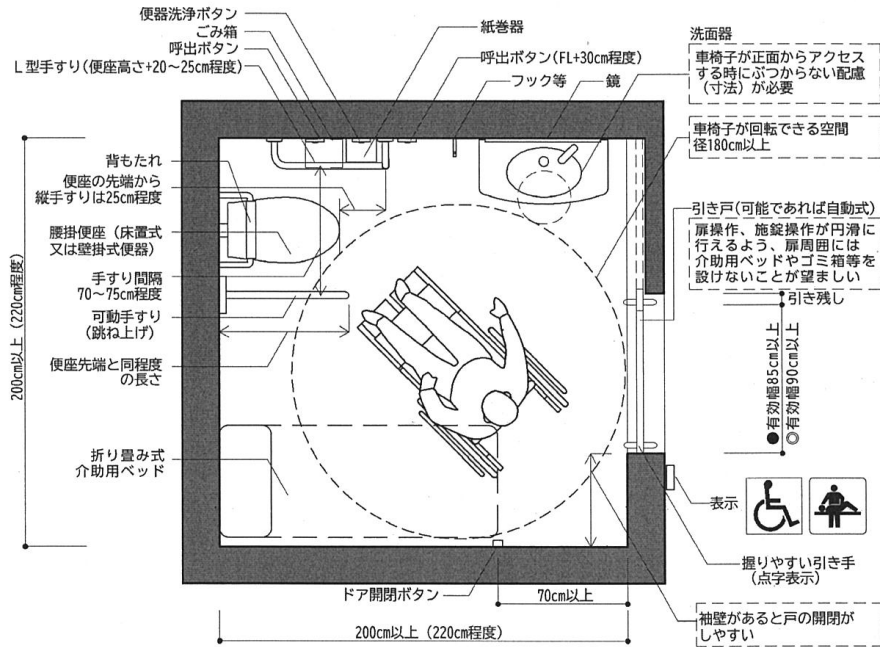
【図8.2】車椅子使用者用便房の例（内法200cm×200cm以上の場合）



※介助用ベッド：折り畳み式介助用ベッド等を設置する場合、畳み忘れであっても、車椅子での出入りが可能となるよう、車椅子に乗ったままでも畳める構造、位置とすることが望ましい。また、次使用する人のために折り畳んでから退室するよう注意喚起を行う。

●不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する建築物を建築する場合に設ける高齢者障がい者等用便房（バリアフリースイール）の例

【図8.3】床面積2,000㎡以上の不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物を建築する場合に設ける車椅子使用者用便房の例



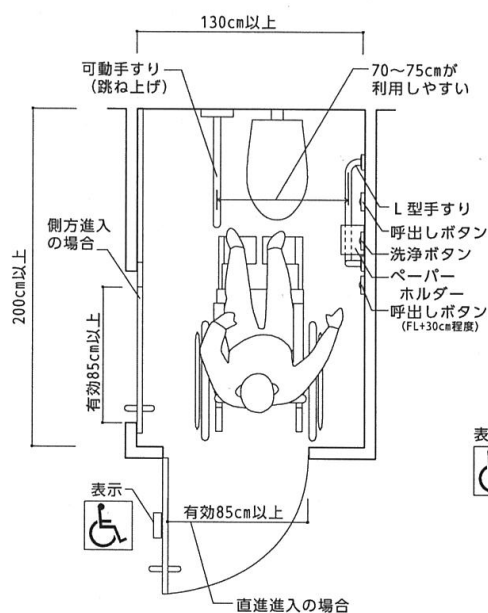
■便房設備の表示例

- ・トイレのピクトグラムは、施設間で異なることにより、利用者が混乱しないように、JIS規格で定められたものとする。
- ・設備や機能の名称を併記する場合でも、できる限りJIS規格等で統一を図ることが重要である。

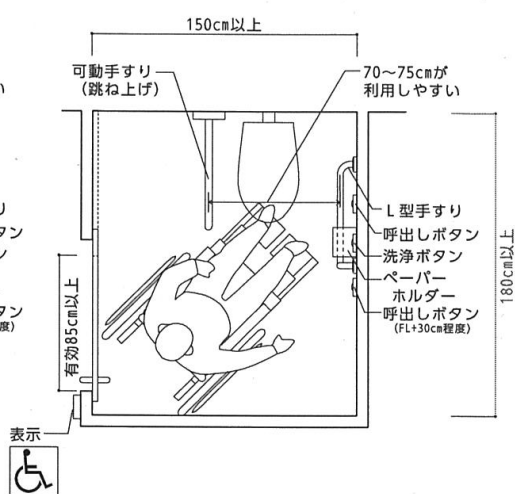


●簡易型車いす使用者用便房の例

■直進又は側方進入の場合

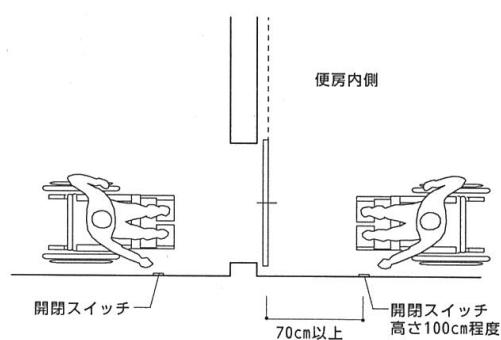


■側方進入の場合

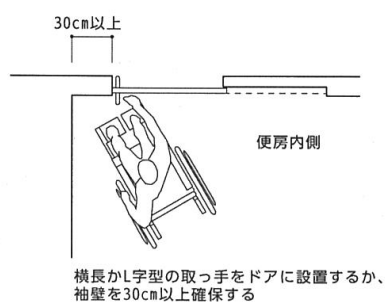


●開閉ボタンや扉の取っ手の設置位置

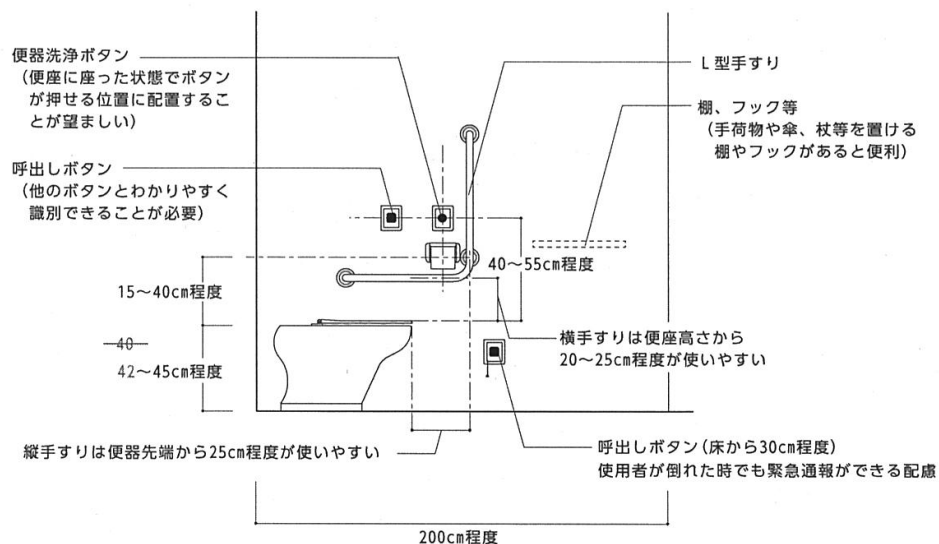
■自動ドア（引き戸）の場合



■手動ドア（引き戸）の場合

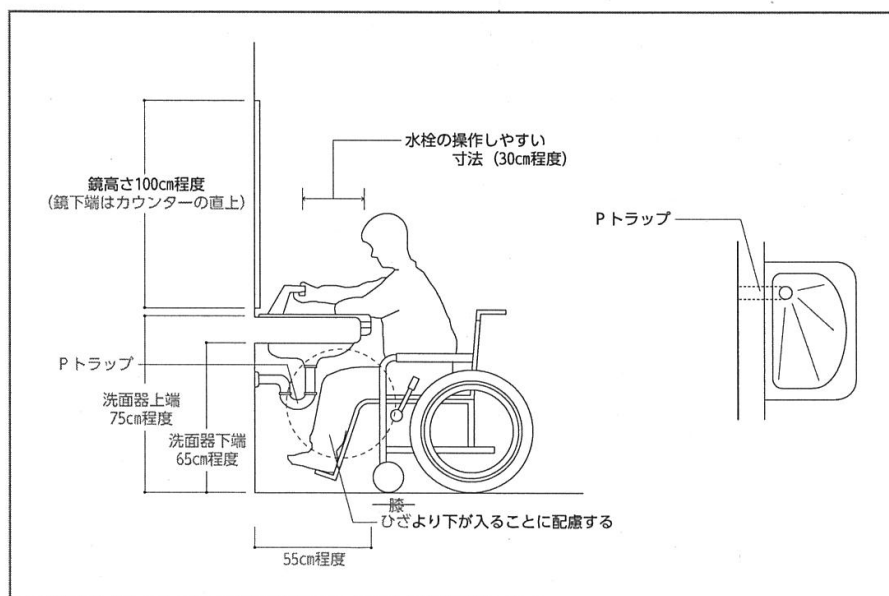


●ボタンの配置例



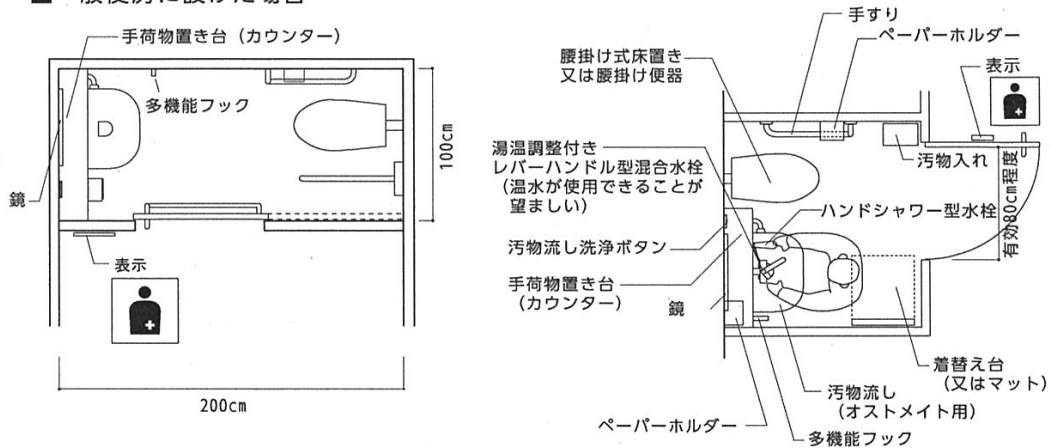
※ペーパーホルダー、便器洗浄ボタン、呼出しボタンはJIS S 0026参照

●車いす使用者が利用しやすい洗面台

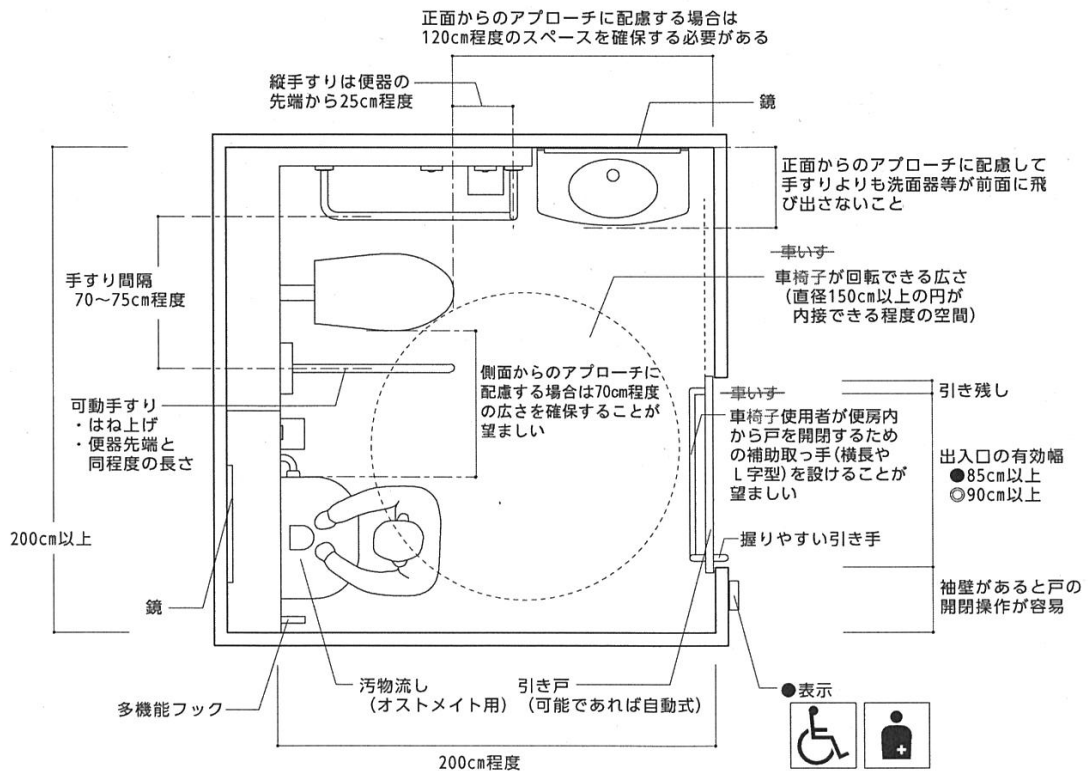


●オストメイト用汚物流しを設けた例

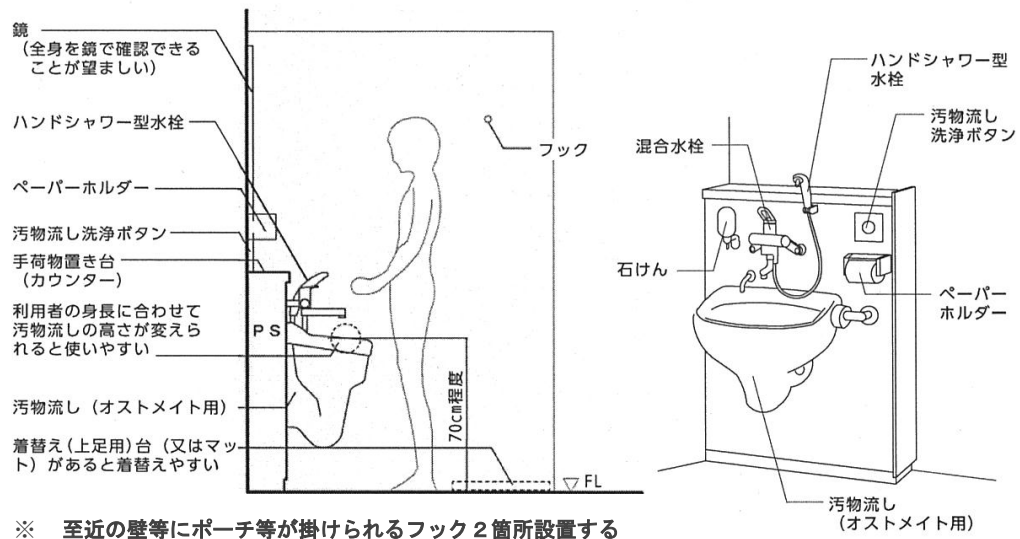
■一般便房に設けた場合



■車いす使用者用便房に設けた場合



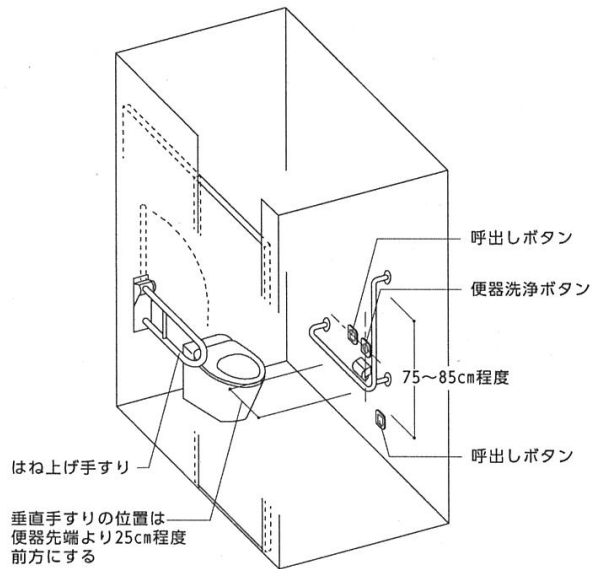
●オストメイト用汚物流しの例



※ 至近の壁等にポーチ等が掛けられるフック2箇所設置する

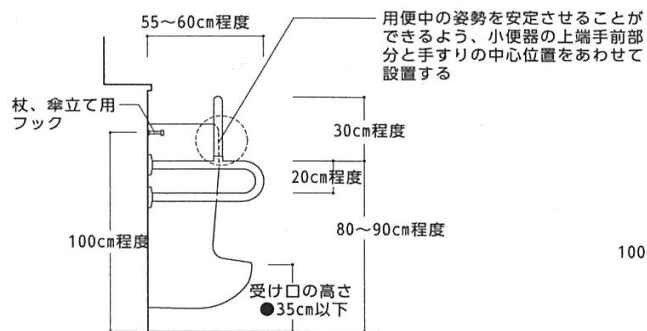
●大便器の手すりの例

【図8.10】大便器の手すりの例

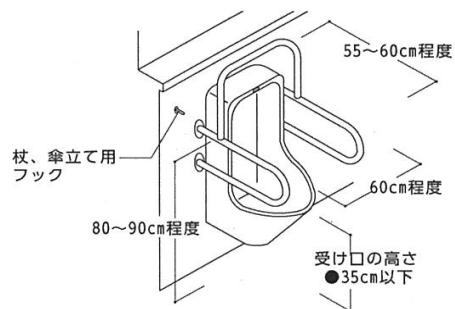
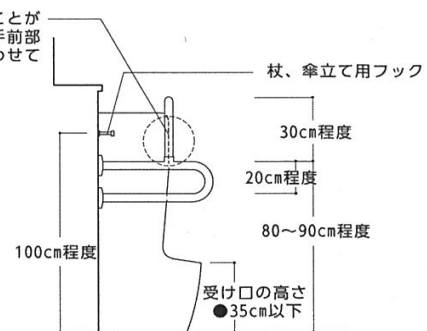


●小便器の手すりの例

■壁掛式低受け口



■床置き式ストール

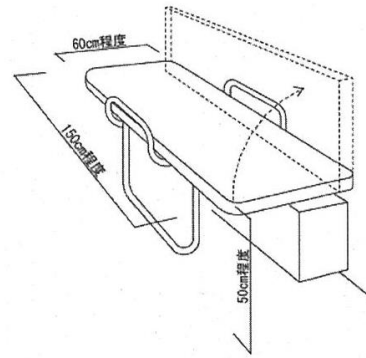
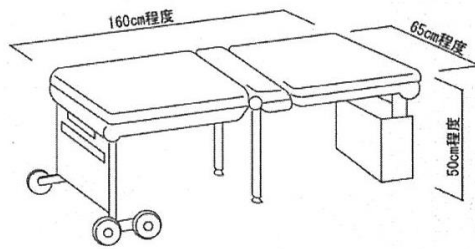


●視覚障害者に配慮した便所の案内板の例



・触知案内図はJIS T 0922 に準じる。

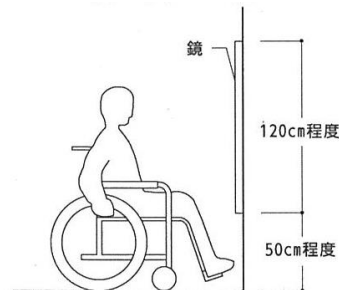
●折り畳み式介助用ベッドの例（幼児～大人まで：折り畳み収納型）



●背もたれ



●便房内の身づくろい用鏡の高さの例



検討項目		実施 設計	施工	運用・ 管理	備 考
行為空間	② 子育て支援環境				
	授乳及びおむつ替えのできる場所（以下「授乳室」という。）を設ける場合は、男女の区別なく利用できるようにする。				
	乳幼児を連れた人が長時間滞在する施設等には、授乳室を設ける。				
	授乳室を設ける場合、母乳による授乳のためのスペースは間仕切り等で仕切るなど、視線を遮る工夫をし、その入口にはその旨をわかりやすく標示する。				
	授乳室を設ける場合は、位置を建築物の案内板に標示する。				

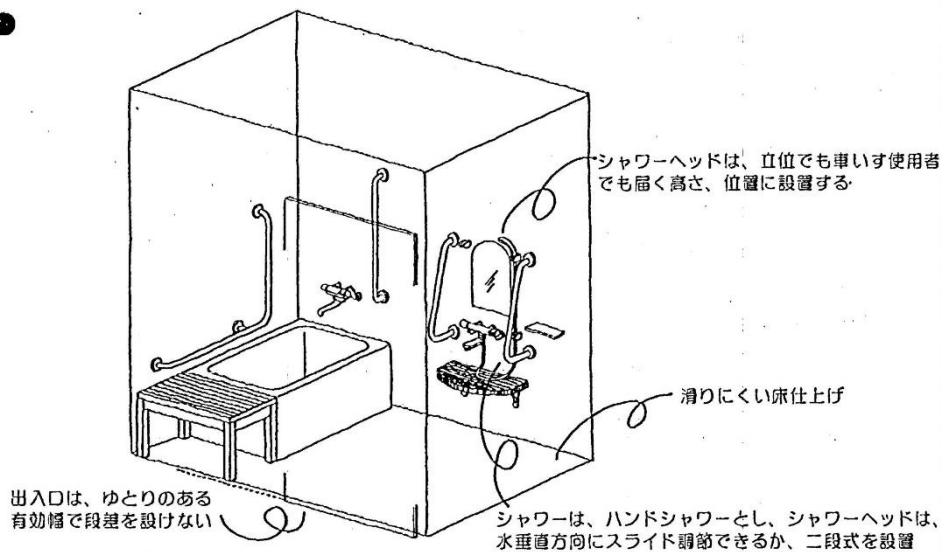
検討項目		実施設計	施行	運用管理	備考
子育て支援環境	授乳室を設ける場合は、乳幼児を連れた人が利用しやすい位置に設置する。				
	授乳室を設ける場合は、授乳の際の手洗い等ができるように、お湯を供給できるシンクや、哺乳ビンを消毒できる設備を設置する。				
	授乳室を設ける場合は、おむつ替えのためのベビーベッドを設置し、また、荷物台やゴミ箱を設置する。				
	授乳室を設ける場合は、入口をオープンにし、ベビーカーや車いす使用者の出入りができる十分な幅とする。				
	授乳室を設ける場合は、泣き声に配慮し、適切な位置に設置する。また、必要に応じて防音に配慮する。				
	トイレ内に、おむつ替えができるような折りたたみベビーベッドを設置し、また、荷物置き場を設置するなど配慮する。				
	ベビーベッドやベビーチェアを設けたトイレの出入口には、その旨をわかりやすく標示する。				
行為空間	子育て支援環境 乳幼児を連れた方が長時間滞在する施設等には授乳室を設置 お湯の供給シンクや、哺乳ビンの消毒ができる設備を設置 母乳による授乳スペースは、間仕切り壁等で仕切るなど、視線を遮る工夫 入口にはその旨を分かりやすく標示 支援室は、乳幼児を連れた人が利用しやすい位置に設置し、男女にかかわらず利用可能とする				
	③ 窓口				
窓口	待合ロビーは、利用者数に応じた十分なスペースを確保する。				
	待合ロビーは、出入口から窓口への動線を考慮したレイアウトが可能となる位置にスペースを確保する。				
	待合ロビーは、車いす使用者やベビーカーを使用する子ども連れなどが利用しやすいスペースを確保し、十分な通路幅を確保する。				
	音声と文字表示による案内を併用する。必要に応じて、文字表示にふり仮名と外国語（英語、中国語、韓国語）を併記する。				

	検討項目	実施設計	施工	運用・管理	備考
	④ 執務室・会議室等諸室				
執務室等諸室	扉の有効幅にゆとりを持たせ、容易に開閉して安全に通過できる構造とする。				
	扉に窓を設置し、出入口における衝突防止に配慮する。				
	車いす利用者を考慮し、舞台や和室の玄関・舞台の上がり框の段差を設けないように配慮する。やむを得ず段差を設ける場合は昇降機やスロープを設置する。 ※電動車いすは、重たく人的解除が困難。				
「待合」 図録室を設け室内温度変化に役立てる 暖房の線子が分かるよう配慮 音声と文字表示による案内を併用し、必要に応じて、文字表示に外国語を併記 冷暖房が直接当たらない場所や弱冷(暖)房スペースを設け、案内を表示 手荷物に配慮した形状のカウンター 誘導ブロック 車いすでも利用できる自販機 座面高さや深さ等に配慮した椅子の設置 (例: 座面なら、浅く使用しやすい座面高さ43cmとリウマチ患者用47cmなど) 座位でも立位でも利用できるカウンターを設置 車いす利用者や、ベビーカーを使用する子ども連れなどが利用しやすいスペースや通路幅の確保					
「使いやすい窓口の例」 電光掲示板 非常時の普告や避難誘導等にも使用 カウンターには筆記マークと筆記帳などを設置する スピーカー 待ち番時計 立位用手すり 車いす利用者や、お年寄りに配慮したカウンター					

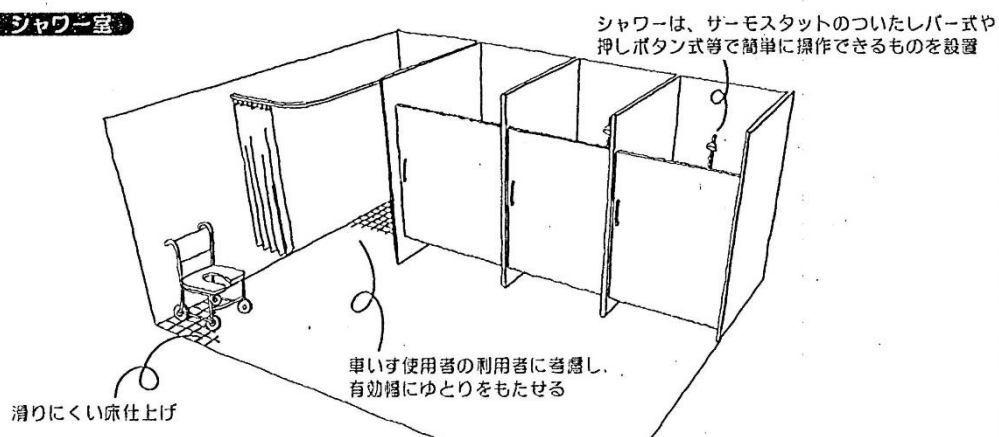
行為空間

検討項目		実施 設計	施工	運用・ 管理	備 考
行為空間	⑤ 電話コーナー・水飲み器を設置する場合				
	電話 コー ナー	わかりやすく、通行の支障にならない位置に設置する。			
		設置位置をサイン表示する。			
		高さは、立位でも車いすでも利用できる高さに設定する。複数ある場合は、高さの選択肢を設ける。			
		車いす使用者が利用できる高さのものは、車いす使用者のひざが入るよう計画する。			
	水 飲 器	わかりやすく、通行の支障とならない位置に設置する。			
		立位でも車いすでも利用できるように、高いものと低いもの2種類設けるなど計画する。			
		車いす使用者が利用できる高さのものは、車いす使用者のひざが入るよう計画する。			
	⑥職員休憩室				
	職 員 休 憩 室	業務内容や体調等に応じて、適切な休養が取れるように、休養スペースを確保する。			
		障がい者利用にも配慮する。			
	⑦ 食堂等を設置する場合				
	食 堂 等	出入口は有効幅にゆとりを持たせ、常閉の扉を設置する場合は、原則として自動扉（引き戸）とする。			
		扉の向こう側の様子が分かるように計画する。			
		カフェテリア形式の場合、カウンターは、車いす使用者でも利用できる高さとする。			
		カウンター上面はトレーを持ち上げずに移動できる滑りのよいものにして、レジまで連動させるのが望ましい。			
		車いす使用者や移動速度の異なる利用者等を考慮して、通路部分や客席部分はゆとりあるスペースを確保する。			
	⑧ 浴室・シャワーを設置する場合				
	浴 室 等	出入口は、有効幅にゆとりを持たせ、段差を設けない。			
		浴室・シャワー室・脱衣室等は、車いす使用者が円滑に利用できるスペースとする。			
		床面は、滑りにくい仕上げとする。			
		適宜、手すりを設ける。			
		扉は、車いす使用者等が操作しやすいものとし、容易に開閉して通過できる構造とする。			
		排水溝には、ふたを取り付け、スリットの幅等は細かく、かつ滑りにくく、床との段差がないものとする。			
		水廻りに使用する手すりの設置箇所・位置は、特に配慮し、転倒防止に努めることとする。			
		水洗器具の設置位置・高さは車いす利用者にも使いやすいよう計画する。			
		水洗器具は、サーモスタット付きでレバー式や押しボタン式等にし、簡単に操作できるものとする。			
		シャワーは、ハンドシャワーとし、シャワーヘッドは、垂直方向にスライド調節ができるか、2段式を設置する。			
		転倒等に備え、緊急呼び出し用の押しボタンや紐を、洗い場や浴槽から手の届く範囲に設置する。			
		浴槽の深さに注意する。			

浴室



シャワー室



検討項目		実施 設計	施工	運用・ 管理	備考
⑨ 観覧席・客席					
観 覧 席 ・ 客 席	観覧席・客席は、車いす使用者が利用できる客席を適切に設置する。				
	車いす使用者用観覧席・客席は、建築物出入口から用意に到達できる場所に設置する。				
	車いす使用者用観覧席・客席は、同伴する方と一緒に観覧できるよう配置を工夫する。				
⑩ 喫煙室を設置する場合					
喫 煙 室	受動喫煙防止措置として、原則、建物内全面禁煙とする。分煙とする場合は、独立した喫煙室若しくは外部喫煙場所を設置する。				
	喫煙室は、間仕切りにより区画し、換気設備、空気清浄設備等を設置する。				

4. 情 報					
検討項目		実 施 設計	施 工	運用・ 管理	備 考
情 報	① 視覚情報				
	玄関ホールに総合案内板を設置し、各階案内板やサインを、適宜設置する。				
	案内図の情報は、目的の場所の方向を確認できるよう方位に注意する。				
	案内の情報は、誰にでも分かるように、カラーユニバーサルデザインに配慮し、文字・ピクトと色分けによる経路やゾーンの表示などに配慮する。				
	遠くからでも認識しやすいように、サインの大きさ、文字や図と背景の色とのコントラストなどを配慮する。				
	サインが見やすい照明計画とする。				
	案内板の見る位置を想定し、子供や車いすからでも見やすい高さ、位置に、適切な大きさのものを設置する。				
	移動経路に突き出して設置するものは、通行上の安全性にも考慮する。				
	図記号等については、「標準案内用図記号」(JIS Z 8210)を使用するなど、JIS規格等があるものはこれを採用し、施設内における統一性を考慮する。				
	子ども、外国人が利用する施設は、ふりがなや外国語(英語及び中国語、韓国語)を併記する。				
	聴覚障がい者が利用する施設は、電光掲示板などによる光等の視覚情報による案内や警報装置等の設置する。				
	色は、識別が困難な人へ配慮し、色だけに頼らず、文字やピクトを併用したサインとする。				
	色の識別が困難な人に配慮し、濃い赤は黒と識別が難しいので、濃い赤を使わず、赤は、朱色やオレンジを使う。				
	色の識別が困難な人は、黄色と黄緑は同じに見えるので、黄色を使い黄緑は使わない。				
	色の識別が困難な人は、暗い緑は、赤や茶色と間違えるので、青みの強い緑を使う。				
	色の識別が困難な人は、青に近い紫は、青と区別が難しいので、赤紫を使う。青を使用している場合は、使わない。				
	細い線や小さなものには、黄色や水色を使わない。				
	明るい黄色は、白内障の人にとっては、白と混同するので使わない。				
	誰でもわかりやすいサインは、白黒でコピーしても、内容を識別できるものであり、白黒でコピーして内容が判別できるか確認する。				
	誰でもわかりやすいサインとするため、暖色系と寒色系、明るい色と暗い色とを対比させる。				
	誰でもわかりやすいサインとするため、パステル調の色どうしを組み合わせない。はっきりした色どうし、若しくは、はっきりした色とパステル調の色を対比させる。				
	背景と文字やピクトの間に、はっきりとした明度差をつける。(色相の差ではない。)				
	文字は、線の細い明朝体でなく、線の太いゴシック体を使う。				
	色だけでなく、書体(フォント)、太字、傍点、下線、囲み枠など、形の変化を併用する。ただし、全体的にすっきりとしたデザインとする。				
	不特定多数が利用する室のサインは、わかりやすい突き出し方のサインとする。				

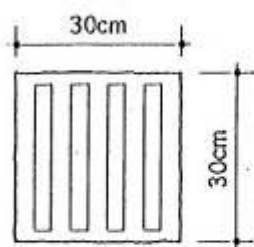
検討項目		実施設計	施工	運用・管理	備考
視覚情報	扉は、出入りの際人の気配が感じられるガラス窓をつける。				
	スイッチの操作方法やオン・オフの状態がわかりやすいものとする。				
情報	スイッチ 表示板 (触知) スイッチ コンセント スイッチは、操作しやすい大きさ、形状とする 1450mm 1000mm 400mm 弱視者 車いす使用者 子供 健常者 高齢者 触知板は1450mm程度(高いと、摸せないこともある) スイッチ1000mm程度(だれでも使いやすい高さ) コンセント400mm程度(低いと、高齢者や車いす使用者には使いづらい) 子供から大人、車いす使用者、弱視者など、だれでも使いやすい高さに設置				
検討項目		実施設計	施工	運用・管理	備考
触知情報	② 触知情報				
	視覚障がい者誘導用ブロック等の形状は、JIS規格(JIS T 9251)によるものとする。				
	歩行者を誘導するための線状ブロック等、危険、方向転換、停止等を注意喚起するための点状ブロック等を使用する。				
	材質は、敷設場所、周囲の床材との対比を考慮し、視覚障がい者が触知しやすいものとするとともに、適切な耐久性の確保や、滑りにくいものとするなどする。				
	視覚障がい者誘導用ブロック等の色は、弱視の人の判別に配慮し、黄色を原則とする。また、周囲の床仕上げ材との明度差輝度対比に配慮し、見栄えより安全性を優先する。				
	触知性、認識性を確保するとともに、車いす等の支障にならないよう、十分かつ適切な敷設幅とする。				
	敷地出入口から受付等まで誘導するように、視覚障がい者誘導ブロック等を敷設する。				
	障がい福祉施設等は、必要に応じてエレベーターの呼び出しボタン、室の出入口の前等への点状ブロック等を設置する。				
	階段の上下端、スロープの上端に近接する通路、踊り場の部分に点状ブロック等を敷設する。				
	必要に応じ、点字を入れた誘導を行う。				
	点字の標記方法、設置方法、形状等については、規格があるものは、これを採用する。				
	点字には、文字情報も併記する。				
	点字は、触知しやすく、触感や指の滑りがよく、耐久性のある材料、仕上げとする。また、触知しやすい高さ、角度に設置する。				
トイレの男女の文字や階数の数字による情報等については、触察できる浮出し文字を使用する。					

検討項目		実施 設計	施工	運用・ 管理	備 考
触 知 情 報	階段手すりに、現在階の階数とフロア情報等を表示する。				
	廊下手すりの部屋出入口の左右に、室名を標示する。				
案内案内図 各階案内 Information 2F 2511 1F 1511 配置やピクトなどを用い解りやすい案内図とする 文字の明度差に配慮 見る位置を想定し、立位でも座りずからでも見やすい高さ、位置に、適切な大きさに配慮 サインの例 移動経路に突き出して設置するものは、通行上の安全性にも考慮 男女の区別がわかりやすいサイン 浮き出しサイン仕様 ・厚み 5 mm のアクリル板 ・縦 7 cm ・男子トイレ：四角（青） ・女子トイレ：三角（赤） ・高齢者障がい者等用便所（バリアフリートイレ）：丸（黄） ・床から 1.0m の高さに設置 ・原則、入口の左側または引き手や押し手付近に設置 トイレ全体の案内版 必要に同じ人感センサーを設置 遠くからでも認識しやすい図や文字の大きさ 文字 都立〇〇〇高等学校 Metropolitan 〇〇〇 high school 外国人にもわかるように、外国語を併記する 書体（フォント）、太字、イタリック、傍点、下線、 囲み線など、形の變化を併用しわかりやすくする 色 色は、文字やピクトと併用し、色だけに頼らない 色の組み合わせは※色相・明度・彩度に配慮する × ○ 白黒でコピー 白黒でコピーしても、内容を識別できるか確認する ※色の三要素 色相・・・色の種類 明度・・・色の明るさ（白が最も明度が高い） 彩度・・・色の鮮やかさ（白や黒を含まないものが彩度が低い）					

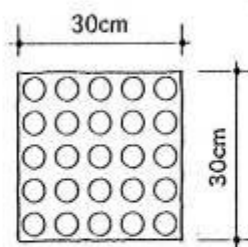
視覚障害者誘導ブロックなどの形状

歩行方向を誘導するため線状ブロック等、危険、方向転換、停止等を注意喚起するため点状ブロック等を使用する

JIS規格品を用いる



線状ブロック
(誘導用)

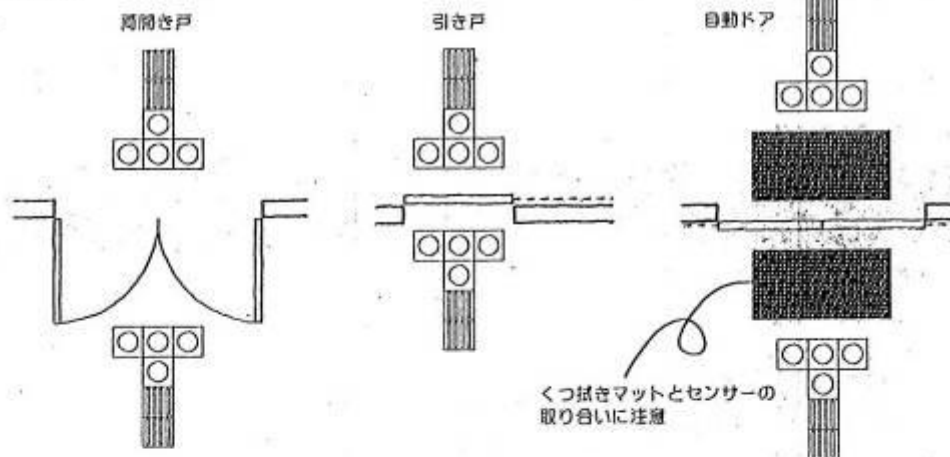


点状ブロック
(警告用)

0.5cm程度

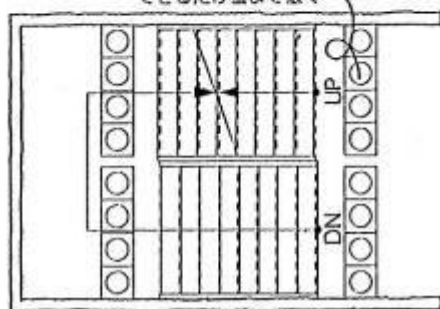
視覚障害者誘導ブロック等の敷設位置

●出入口

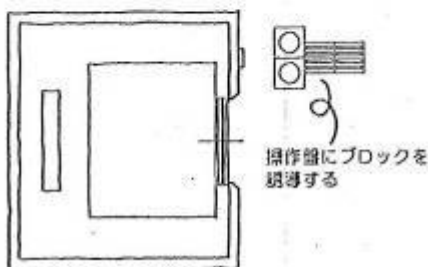


●階段

落み外しのないようブロックはできるだけ壁まで敷く



●エレベーター



③ 音声情報

音声情報

視覚障がい者が利用する施設は、音声誘導装置を道路からの出入口、主要な出入口及び高齢者障がい者等用便房（バリアフリートイレ）等の必要な場所に設置する。

音声誘導装置を設置する場合は、FM微弱電波方式とする。

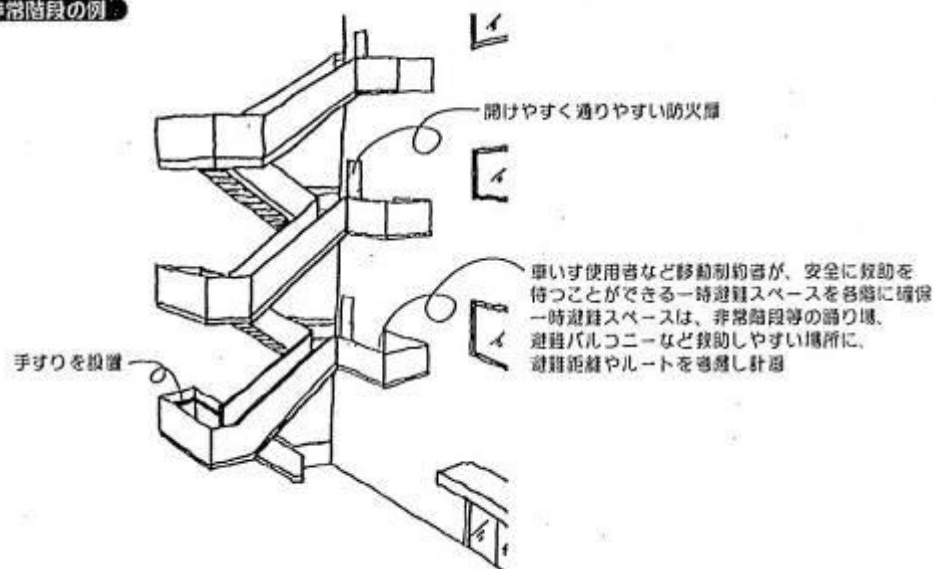
音声音響案内は、音声がどこから発生されているかが分かるように、かつ、はっきり聴き取れるようにする。

エレベーターにおける到着階、昇降方向等の音声音案内を設置する。

5. 環 境					
検討項目		実 施 設計	施 工	運用・ 管理	備 考
環 境	① 光環境				
	光 環 境	移動等円滑化経路やトイレ等は、十分な明るさを確保し、極端な明暗の差が生じない照明計画とする。			
		照明は、白色系とするなど、色温度に配慮する。			
		下方からの照明は、近くにある段差や突起が見えにくくなる恐れもあり、配置や配光には十分注意する。			
		反射によるグレアを防止するため、床仕上げ材は光沢のあるものを避ける。			
	② 音環境				
	音 環 境	吸音や反響に配慮し、必要な音が明快に聞こえる環境を整える。			
		音量、音質に配慮する。			
	③ 熱環境				
	熱 環 境	急激な温度変化によるヒートショックを少なくする。			
		待合ロビーや執務室などでは、冷風や温風が直接人に当たらないように吹き出し口を配置する。			
		輻射、日射等による寒暖の差が生じないように配慮する。			
	④ 空気環境				
	空 気 環 境	適切なシックハウス対策、分煙対策等により、適切な空気環境を確保する。			
		冷暖房のない部屋等は、通風を考慮する。			

6. 安 全					
検討項目		実 施 設計	施 工	運用・ 管理	備 考
安 全	① 避 難				
	避 難	高齢者、障がい者等が安全に救助を待つことのできる一時避難スペースを、各階の非常階段の踊り場、避難バルコニー等に計画する。			
		避難階段、一時避難スペースへの想定される避難経路には段差を設けない。			
		防火区画上に防火戸やぐり戸を設ける場合、わかりやすい配置にし、車いす使用者等の通行が可能な構造とする。			
		移動制約者が安全に救助を待つことができる一時避難スペースを各階の非常階段の踊り場やバルコニー等に確保する。			
		非常時に避難経路に障害物が生じないよう、ガラスは強化ガラスや飛散防止フィルム張りにするなどの対策を行う。			
		音声放送、光の点滅による警報等を用いて、来庁者及び職員に対し、多角的に伝達する。			

非常階段の例



② 防 犯

防
犯

来庁者が利用する場所と立ち入りを制限する場所との間で、日常動線が交差しないように計画する。

外部空間については、敷地周囲の道路や隣地から見通しを良くし、植栽や塀等により死角を作らないように配慮し、自然に監視できるような配置、外構計画とする。

適切な夜間照明の設置に配慮する。

特に人の目が届きにくいエレベーターやトイレ等については、設置する位置や人の出入の様子等が分かるよう工夫する。

適切な防犯システムの設置等により、防犯性を確保するとともに、来庁者等の安全確保に配慮する。

新築・改築時の評価

項 目	実施 設計	施工	運用・ 管理	備 考
該当項目数（A）				
適合数（B）				「○」（1点）、「△」（0.5点）、「×」（0点）
適合率（B） / （A） × 100				≥ 90%（基準目標値）

■ 増築時等の評価

検討項目	措置内容
1.移動空間 （建物外部）	
2.移動空間 （建物内部）	
3.行為空間	
4.情報	
5.環境	
6.安全	
※ できるだけ検討項目を検討し配慮すること。	

別表 2-1 (第 15 条関係)

決 裁	課 長	係 長	係 員

施設の安全・安心に関する計画書

■ 施設概要

施設名称					
所 在 地					
建物規模	敷地面積 m^2	建築面積 m^2	延床面積 m^2	階数 階建	構造 造
用 途					
種 別	・ 新築（新設） ・ 改築 ・ 増築 ・ 改修 ・ 仮設建築物 ・ 耐震診断				
計画通知	・ 有 ・ 無				
設 計	基本設計	年 月 日～		年 月 日	
	実施設計	年 月 日～		年 月 日	
所 管 課	部 課		係 内線		
工 事 課	部 課		係 内線		

- ・ 基本設計において、法令を遵守した上で以下の項目の技術的事項を検討し、性能水準を確保する。
- ・ 技術的事項は該当する項目に、適合する事項や有・無に○、（ ）には数値や対策内容等を記載する。
- ・ 評価は、適合に○。一部性能不足に△。適合しない場合に×。該当しないものに－を記載する。

項 目			技術的事項	評価
防災性に関する性能基準	(1) 耐震に関する性能	①用途係数	・ I 類 (1.5) ・ II 類 (1.25) ・ III 類 (1.0)	
		②耐震性の判定 (耐震診断の場合)	・ I 類及び II 類 (0.7以上) ・ III 類 (0.6以上) ・ 学校 (0.71以上)	
		③ブロック塀の禁止	・ 塀の種類 () ・ ただし書きの適用 ・ 有 ・ 無	
		④ガラスの落下対策	・ 落下防止対策 ()	
		⑤防災倉庫の設置	・ 緊急対策本部、避難所 ・ 有 ・ 無 ・ 防災倉庫面積 (m^2)	
		⑥木造、仮設建築物又は平屋かつ 200m^2 以下の構造計算	・ 構造計算にて安全を確認した ・ 有 ・ 無	
	(2) 耐火に関する性能	①耐火建築物	・ 延べ面積 (m^2) ・ 耐火建築物 (300m^2 以上) ・ 準耐火建築物 (50m^2 を超え 300m^2 未満) ・ 外壁及び軒裏防火構造 (50m^2 以下)	
		②準耐火建築物・外壁及び軒裏防火構造		

防災性に関する性能基準	③延焼防止対策		・延焼防止対策 ()	
	(3) 耐浸水に関する性能	① 建築物の浸水対策に関する性能	・ハザードマップなどから水害が予想される。 (水位 m) ・有 ・無	—
			・Ⅰ類及びⅡ類の場合、極めて稀に発生する大規模な水害に対する防御策 (浸水深を考慮した階高) ・有 ・無	
			・Ⅲ類の場合、遭遇する可能性の高い水位に対する防御策 (止水板の設置) ・有 ・無	
			・避難経路の確保 ・有 ・無	
			・感電防止対策 (電気室等は浸水深を考慮した階) ・有 ・無	
			・危険物対策 ()	
			・適用項目 ・① ・② ・③ ・排水機能の確保 ()	
		② 雨水流出抑制対策に関する性能	・敷地面積又は延べ面積500㎡以上 ・有 ・無 ・雨水流出抑制対策 ()	
	(4) 耐雪・耐寒に関する性能	① 構造体の耐雪・耐寒に関する性能	・積雪荷重に対する構造耐力上の安全性確認 ・有 ・無	
			・地盤凍結の恐れ ・有 ・無 ・地盤凍結の恐れがある場合、地盤凍結に対する措置 ・有 ・無	
		② 外部空間、建築物の形状、仕上げ等及び建築設備の耐雪・耐寒に関する性能	・通路等	・積雪・路面凍結に対する歩行者等の安全対策 ()
			・建物周り等	・冰雪落下対策 ()
			・外構	・地盤凍結抑制対策 ()
			・屋根、とい、パラペット等	・積雪・凍結等により防水機能が損なわれない対策 ・有 ・無 ()
				・傾斜屋根の積雪自然落下防止対策 ()
				・積雪・凍結等により屋根端部等が損なわれない対策 ・有 ・無 ・横どい破損対策 ()
			・建具等	・外部建具に雪が堆積しにくい等の対策 ()
			・仕上げ材等	・積雪・凍結等により外壁等の仕上げが損なわれない対策 ・有 ・無 ()

防災性に関する性能基準	(4) 耐雪・耐寒に関する性能	② 外部空間、建築物の形状、仕上げ等及び建築設備の耐雪・耐寒に関する性能	・設備機器	・積雪・凍結等により設備機器が損なわれない対策 (・有 ・無)	
			・設備配管	・積雪・凍結等により配管が損なわれない対策 (・有 ・無)	
			・地中埋設物	・地盤凍結の恐れ ・地盤凍結の恐れがある場合の対策 (・有 ・無)	
	(5) 耐荷重に関する性能	① 構造体の損傷又は変形の防止		・設備機器類や間仕切壁、改修による屋上緑化等実況に応じた積載荷重、固定荷重、土圧、水圧等を設定し、常時荷重により構造体を使用上の支障となる損傷が生じないよう強度を確保するとともに、変形が生じないよう剛性を確保する (・有 ・無)	
				・構造体の変形により、天井や間仕切り壁などの建築非構造部材又は建築設備に使用上の支障が生じない対策 (・有 ・無)	
		② 構造体の移動又は転倒の防止		・土圧による構造体の移動又は転倒防止対策 (・有 ・無)	
	(6) 耐落雷に関する性能	③ 構造体の浮き上がりの防止		・水圧による構造体の浮き上り防止対策 (・有 ・無)	
		1. 施設の保護		・Ⅰ類・Ⅱ類の場合、想定される雷から施設が保護され、被害の低減が図られている。 (・有 ・無)	
		2. 通信・情報機器の保護		・Ⅰ類の場合、重要な通信・情報機器への雷サージの侵入に対する防護対策が講じられている。 (・有 ・無)	
				・Ⅰ類の場合、落雷時における施設内の電位差の発生が抑制されている。 (・有 ・無)	
				・Ⅱ類の場合、重要な通信・情報機器への雷サージの侵入に対する防護対策が講じられている。 (・有 ・無)	
		3. 電力・通信引込線における対策		・引込口において電力・通信引込線からの雷サージの侵入を防止する対策が講じられている。 (・有 ・無)	

防災性に関する性能基準	(7)安全確保に関する性能	①避難安全確保に関する性能（不特定かつ多数の人が利用する施設）	1.避難経路の確保	・水平移動に係る避難経路は、高齢者、障がい者等の移動の円滑化が図られたものとなっている。 （防火区画上に防火戸やくぐり戸を設ける場合は、わかりやすい配置とし、車いす使用者等の通行が可能な構造とするなど。） ・有 ・無	
				・明快に2方向避難が可能な避難経路とする。 ・有 ・無	
			2.車いす使用者等が一時避難する場所の設置	・避難に当たり垂直移動が必要となる場合については、想定される救助の方法等により必要に応じて、車いす使用者等が救助者の到着まで一時避難する場所が設けられている。 (	

防災性に関する性能基準	(7) 安全確保に関する性能		2. 防災植樹の推進	・延焼の恐れのある部分等は、延焼防止のため敷地周囲に空地を設けるとともに、防災性の高い樹木による防災植樹を行う。 ()	
			3. 災害時利用トイレの設置	・災害時に断水となった場合でも利用できるマンホールトイレや少量の水でも使用できるトイレ等を整備する。 ・有 ・無	
室内空気環境性に関する性能	1. 換気量の設定			・Ⅰ類の室は、快適で効率的に作業を行うために必要な新鮮空気が確保されている。 ・有 ・無	
				・Ⅰ類の室の換気量は、二酸化炭素（CO₂）について確保すべき空気清浄度及び労働強度別二酸化炭素（CO₂）発生量を考慮して、原則として30m³ /（h・人）以上となっている。 ・有 ・無	
				・Ⅱ類の室は、用途、利用状況等に応じた新鮮空気が確保されている。 ・有 ・無	
				・Ⅱ類の室の換気量は、二酸化炭素（CO₂）、一酸化炭素（CO）、浮遊粉塵量（SPM）、有毒ガス等の換気を必要とする要因に応じた量となっている。 ・有 ・無	
	2. 換気方式の選定			・換気方式は、室等の用途、位置、床面積等に応じたものとなっている。 ()	
				・外気取入口は、周辺環境、建築物の配置及び平面計画を考慮して、必要な空気清浄度の確保に要する外気を導入できる大きさ、位置等となっている。 ()	
	3. 空気清浄度の確保			・Ⅰ類の室は、内装材、保温材等の材料の適切な選択により、アスベスト、ホルムアルデヒド、揮発性有機化合物（VOC）等の空気汚染物質の発生が抑制されている。 ・有 ・無	
				・喫煙、燃焼等により局所的に発生する空気汚染物質は、発生源の近傍で処理され、その影響が周囲に拡散しないものとなっている。 ・有 ・無	
	4 空気バランスの確保			・室等の内外の空気の圧力バランスを考慮して、適切な給気風量及び排気風量が確保されている。 ・有 ・無	

防犯性に関する性能	1. 建築に関する事項	・見通しのよい施設とし、必要に応じて敷地内の要所に防犯灯やセンサーライトを設置する。特に、死角となる部分は、立ち入りができないよう植栽・柵・門などによる対策を講じる。また、外階段やベランダ・バルコニーは、見通しのよい構造とする。 ()	
		・敷地周囲に不特定多数の人が容易に出入りできる駐車場・駐輪場や未利用地が隣接している場合は、植栽・柵・監視カメラなどによる対策を講じる。(植栽による死角を作らない。) ()	
		・施設内セキュリティエリア(機械警備警戒範囲)でガラスを割って侵入される恐れのある1階の開口部の窓等には、面格子や防犯建築部品(CP部品)のサッシ、ガラス、フィルム、鍵等を設置する。 ()	
		・街頭防犯カメラの設置は、立地条件により必要に応じて設置する。 ()	
		・共用部分等には、できる限り死角となる箇所を設けない。 ()	
		・緊急時における庁舎等の利用者、執務者の避難経路を確保する。 ()	
防犯性に関する性能	2. 防犯設備に関する事項	・防犯設備は、平休日、時間帯別に管理状態が異なる場合においても、効率的かつ効果的に機能するものとする。 ()	
		・防犯カメラ等を設置する場合は、施設内を効果的に監視可能なものとする。 ()	
特定天井	特定天井の有無	・200㎡を超え、高さ6mを超える吊り天井がある。 () ・当該天井は2kg/㎡を超える。 () ・平成25年国土交通省告示第771号に基づく基準に適合している。 ()	—
その他の検討事項			

別表２－２（第１６条（１）ア（ア）関係）

■ 用途係数

用途係数の適用は、保有水平耐力の検討で用途係数を考慮した必要保有水平耐力以上であることを確認する。

$$Q_u \geq I \cdot Q_{un}$$

Q_u : 各階の保有水平耐力、 I : 用途係数、 Q_{un} : 各階の必要保有水平耐力

地震力に対する各階の必要保有水平耐力は、次式による。

$$Q_{un} = D_s \cdot F_{es} \cdot Q_d$$

D_s : 各階の構造特性係数、 F_{es} : 各階の形状係数

Q_d : 地震力による各階の水平力

分類	I	II	III
対象とする施設	(1) 災害応急対策活動に必要な施設のうち特に重要な施設。 (2) 多量の危険物を貯蔵又は使用する施設。その他これに類する施設。	(1) 災害緊急対策活動に必要な施設。 (2) 避難所として位置付けられた施設。 (3) 危険物を貯蔵又は使用する施設。 (4) 多数の者が利用する施設。ただし、分類Ⅰに該当する施設は除く。	分類Ⅰ及びⅡ以外の施設。
目標水準	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目的とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目的とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目的とし、人命の安全確保が図られている。
用途例	本庁舎、防災通信施設 上記の附属施設	一般庁舎（区民事務所等） 病院、保健所、福祉施設 集会所、会館等 学校、図書館、社会文化教育施設等 備蓄倉庫、防災用品庫、防災用設備施設等 清掃工場 上記の附属施設	区営住宅、職員住宅 工場、倉庫、渡り廊下等 仮設建築物 上記の附属施設
用途係数	1.5	1.25	1.0

別表２－３（第１６条（１）ア（イ）関係）

■ 構造耐震判定指標

$$I_s \geq I_{so}$$

I_s : 構造耐震指標、 I_{so} : 構造耐震判定指標

構造耐震判定指標は、次式による。

$$I_{so} = E_s \cdot Z \cdot G \cdot U$$

E_s : 第１次診断用 0.8、第２次及び第３次診断用 0.6

Z : 地域指標（東京 1.0）、

G : 地盤指標（1.0）

U : 用途指標（1.15又は1.0）

分類	I	II	III
対象とする施設	(1) 災害応急対策活動に必要な施設のうち特に重要な施設。 (2) 多量の危険物を貯蔵又は使用する施設。その他これに類する施設。	(1) 災害緊急対策活動に必要な施設。 (2) 避難所として位置付けられた施設。 (3) 危険物を貯蔵又は使用する施設。 (4) 多数の者が利用する施設。ただし、分類 I に該当する施設は除く。	分類 I 及び II 以外の施設。
目標水準	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目的とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目的とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目的とし、人命の安全確保が図られている。
用途例	本庁舎、防災通信施設 上記の附属施設	一般庁舎（区民事務所等） 病院、保健所 福祉施設（保育園を除く） 集会所、会館等 学校、図書館、社会文化教育施設等 備蓄倉庫、防災用品庫、防災用設備施設等、清掃工場 上記の附属施設	区営住宅、職員住宅 保育園 宿舎、工場、倉庫、渡り廊下等 上記の附属施設
構造耐震判定指標	0.7 以上（学校は 0.71 以上）		0.6 以上
	$I_{so} \div E_s (0.6) \cdot Z (1.0) \cdot G (1.0) \cdot U (1.15)$ I_{so} は、上記の式により求めた 0.69 を切り上げ 0.7 とし、更に計算上の誤差を考慮し確実に 0.7 以上とするため実務では 0.71 とする。 なお、学校は、国庫補助対象範囲として「補強後の I_s がおおむね 0.7 を超えること」とされているため、 I_{so} を 0.71 以上とする。		$I_{so} = E_s (0.6) \cdot Z (1.0) \cdot G (1.0) \cdot U (1.0)$

別表第2-4（第16条（1）ウ（ア）関係）

■ 建築物の浸水対策に関する性能の水準及び技術的事項

分類	I	II	III
対象とする室等	防災活動拠点室、防災活動上重要な設備室、機能の停止が許されない室等 （用途例） 防災倉庫 電気設備室 機械設備室 等	重要な財産・情報を保管する室等 （用途例） 業務用コンピュータ室 情報システム室 職員室 等	分類I及びIIに該当しない室等 （用途例） 体育館 区営住宅の集会室 等
性能の水準	極めて稀に発生する大規模な水害に対して、災害応急対策活動等を円滑に行ううえで支障となる浸水の防止が図られている。	極めて稀に発生する大規模な水害に対して、重要な財産・情報を損失若しくは滅失又は損傷、き損若しくは劣化させる浸水の防止が図られている。	遭遇する可能性の高い水位に対して、浸水の防止が図られており、かつ、極めて稀に発生する大規模な水害に対して、人命の安全の確保が図られている。
技術的事項			
1. 極めて稀に発生する大規模な水害に対する防御	極めて稀に発生する大規模な水害に対して、①により、やむを得ない場合は②により、対象とする室への浸水を防御する対策が講じられている。 ①対象とする室が、浸水深より高い位置にある階に配置されている。 ②浸水深より低い位置にある階に対象とする室が配置されている場合は、次に掲げる対策が講じられている。 イ) 浸水深より低い位置にある床及び壁の防水性が確保されている。 ロ) 開口部は、浸水深より高い位置に設けられているか、又は防水板、防水扉等の水防設備が設置されている。 ハ) 貫通部は、浸水深より高い位置に設けられているか、又は十分な止水対策が講じられている。 ニ) 必要に応じて、非常用の排水設備を設置するなど浸入した水を排出できる措置が講じられている。		—

2. 遭遇する可能性の高い水位に対する防御	—	遭遇する可能性の高い水位に対して、①又は②により、対象とする室等への浸水を防御する対策が講じられている。 ①対象とする室等が、浸水深より高い位置にある階に配置されている。 ②浸水深より低い位置にある階に対象とする室等が配置されている場合は、次に掲げる対策が講じられている。 イ) 浸水深より低い位置にある床及び壁の防水性が確保されている。 ロ) 開口部は、浸水深より高い位置に設けられているか、又は防水板、防水扉等の水防設備が設置されている。 ハ) 貫通部は、浸水深より高い位置に設けられているか、又は十分な止水対策が講じられている。
3. 避難の確保	極めて稀に発生する大規模な水害に対して、浸水深より低い位置にある階から、安全な場所へ避難できるよう、経路が確保されている。	
4. 感電防止及び危険物対策	①感電防止のための措置が講じられている。 ②危険物の流出を防止する措置が講じられている。	
5. 排水機能の確保	①分類Ⅰの対象とする室を含む施設においては、排水槽の設置により、下水道の途絶時においても、相当期間にわたり必要な機能を維持するために要する排水機能が確保されている。 ②①以外で分類Ⅱの対象とする室を含む施設において、極めて稀に発生する大規模な水害による浸水深より低い位置に、分類Ⅱの対象とする室及び衛生器具、床排水口等がある場合には、公共下水道等からの逆流が生じないよう措置が講じられている。 ③①及び②以外の施設において、遭遇する可能性の高い水位による浸水深より低い位置に衛生器具、床排水口等がある場合には、公共下水道等からの逆流が生じないよう措置が講じられている。	

別表第 2－5（第 16 条（1）エ（ア）関係）

■ 構造体の耐雪・耐寒に関する性能の水準及び技術的事項

対象とする施設	全施設
性能の水準	構造体に、稀に発生する積雪により使用上の支障が生じず、地盤凍結により損傷が生じないこと
技術的事項	
1. 積雪荷重に対する安全性の確保	建築基準法施行令第 86 条に規定される積雪荷重に対して、構造耐力上安全である。
2. 地盤凍結に対する措置	地盤凍結の影響を受ける可能性のある構造体について、凍結深度より深い根入れ深さの確保、その下の地盤の凍結防止等の地盤凍結に対する有効な措置が講じられている。

別表第２－６（第１６条（１）エ（イ）関係）

■ 外部空間、建築物の形状、仕上げ等及び建築設備の耐雪・耐寒に関する性能の水準及び技術的事項

対象とする施設	全施設	
性能の水準	積雪、雪害、凍結又は凍害の影響を受ける地域に立地する施設について、積雪、雪害、凍結又は凍害に対して、外部空間、建築物の形状、仕上げ等及び建築設備に係る安全性及び機能の確保が図られていることを性能の水準とし、これを確保する。	
技術的事項		
1. 外部空間の安全性の確保等	(1) 通路等	積雪、路面凍結等に対して、歩行者等及び自動車の通行に当たっての安全の確保が図られている。
	(2) 建物周り等	歩行者等又は自動車、隣地、損傷のおそれのある工作物等に、氷雪が落下しないよう対策が講じられている。
	(3) 外構	地盤凍結により損傷が生じないように凍結抑制等の対策が講じられている。
2. 建築物の形状、仕上げ等に係る対策	(1) 屋根、とい、パラペットなど	①積雪、凍結等により防水機能が損なわれないよう対策が講じられている。 ②傾斜部等は、積雪が自然落下しにくい等の配慮がなされ、又は融雪対策等が講じられている。 ③端部等は、凍結等により損傷が生じないように対策が講じられている。
	(2) 建具等	外部の建具等は、雪が堆積しにくい形状とする等の配慮がなされている。
	(3) 仕上げ材料	耐凍害性が確保されている。
3. 建築設備に係る対策	(1) 機器	設置環境に応じた寒冷地対策が講じられている。
	(2) 配管	屋外配管又は凍結のおそれのある屋内配管について、凍結防止対策が講じられている。
	(3) 地中埋設物	地盤凍結の影響を受けない対策が講じられている。

別表第 2－7（第 16 条（1）オ関係）

■ 耐荷重に関する性能の水準及び技術的事項

対象とする施設	全施設
性能の水準	荷重により構造体に使用上の支障が生じないこと
技術的事項	
1. 構造体の損傷又は変形の防止	①実況に応じた固定荷重、積載荷重、土圧、水圧及びその他の荷重（車輛等の移動荷重、機器類の運転荷重、温度荷重等）を設定し、常時荷重により、構造体に使用上の支障となる損傷が生じないよう強度が確保されているとともに、変形が生じないよう剛性が確保されている。 ②構造体の変形により、建築非構造部材又は建築設備に使用上の支障が生じない。
2. 構造体の移動又は転倒の防止	土圧により構造体の移動又は転倒が生じない。
3. 構造体の浮き上がりの防止	水圧により構造体の浮き上がりが生じない。

別表第 2－8（第 16 条（1）カ関係）

■ 耐落雷に関する性能の水準及び技術的事項

分類	I	II	III
対象とする施設	停止が許されない重要な通信・情報処理装置が設置される施設等	施設自体の保護が必要な施設等	分類 I 及び II に該当しない施設
性能の水準	落雷に対して、人命の安全に加えて、施設及び施設内の全ての通信・情報機器の機能の確保が図られている。	落雷に対して、人命の安全に加えて、施設及び施設内の重要な通信・情報機器の機能の確保が図られている。	施設外への落雷に対して、施設の主要な機能の確保が図られている。
技術的事項			
1. 施設の保護	想定される雷から施設が保護され、被害の低減が図られている。		—
2. 通信・情報機器の保護	①重要な通信・情報機器への雷サージの侵入に対する防護対策が講じられている。 ②落雷時における施設内の電位差の発生が抑制されている。	重要な通信・情報機器への雷サージの侵入に対する防護対策が講じられている。	—
3. 電力・通信引込線における対策	引込口において電力・通信引込線からの雷サージの侵入を防止する対策が講じられている。		

別表第2-9（第16条（1）キ（ア）関係）

■ 避難安全確保に関する性能の水準及び技術的事項

分類	I	II
対象とする施設	不特定かつ多数の人が利用する施設	分類 I に該当しない施設
性能の水準	高齢者、障がい者等を含めた不特定かつ多数の利用者の安全な避難の確保が図られている。	施設の職員等特定の利用者の安全な避難の確保が図られている。
技術的事項		
1. 避難経路の確保	①建築基準法及び消防法の関連規定に適合している。 ②水平移動に係る避難経路は、高齢者、障がい者等の移動の円滑化が図られたものとなっている。 ③明快に2方向避難が可能な避難経路とする。	建築基準法及び消防法の関連規定に適合している。
2. 車いす使用者等が一時避難する場所の設置	①避難に当たり垂直移動が必要となる場合については、想定される救助の方法等により必要に応じて、車いす使用者等が救助者の到着まで一時避難する場所が設けられている。 ②一時避難する場所は、次に掲げる要件を満たしている。 イ 避難経路上又は避難経路に隣接した場所にあるとともに、救助者の到達及び一時避難する人の外部への救出が可能となっている。 ロ 耐火構造の床、壁若しくは遮煙性能を有する特定防火設備により区画された屋内の場所、又は屋外のバルコニー等に設けられている。 ハ 屋外のバルコニー等に設けられる一時避難する場所にあつては、屋内に面する壁は耐火構造であり、屋内からの出入口には遮煙性能を有する特定防火設備が設けられている。 ニ 一時避難する場所に面する外壁に開口部が設けられている場合は、火災の延焼に対して防火上有効な措置が講じられている。 ホ 壁等からの輻射熱の影響が考慮されている。 ヘ 煙を有効に排出することができる。 ト 車いす使用者等が一時避難していることが分かるように配慮されている。 チ 想定される一時避難する人の数を考慮するとともに、避難動線の妨げとならないように配慮されている。	—
3. 排煙設備	建築基準法及び消防法の関連規定に適合している。	
4. 警報設備及び誘導灯設備	建築基準法及び消防法の関連規定に適合している。	

別表第2-10（第16条（1）キ（イ）関係）

■ 密集市街地の地域特性や避難所等となる公共建築物に関する性能の水準及び技術的事項

1. 防火貯水槽の設置	密集市街地における公共建築物のうち、消防庁による防火貯水槽不足区域内にあるものは、40トン以上の消防水利となる防火貯水槽を設置する。また、その他の区域においても設置に努める。
2. 防災植樹の推進	延焼の恐れのある部分等は、延焼防止のため敷地周囲に空地を設けるとともに、防災性の高い樹木による防災植樹を行う。
3. 災害時利用トイレの設置	災害時に断水となった場合でも利用できるトイレを整備する。
4. 防災倉庫の設置	緊急対策本部となる施設には、本部となる会議室や10㎡程度の防災倉庫を設置し、避難所となる施設には、65㎡～130㎡程度の防災倉庫の設置に努める。

別表第2-11（第16条（2）関係）

■ 室内空気環境性に関する性能の水準及び技術的事項

分類		I	II
対象とする室等		事務作業を行う室等	空気環境の確保が必要な設備関係諸室、通信・情報機器室、倉庫等、又は燃焼ガス若しくは排気ガスの発生する室等
性能の水準		事務作業等に適した空気環境が確保されている。	機器等の機能維持、収容物の状態維持等に適した空気環境が確保されている。
技術的事項			
1. 換気量の設定		①快適で効率的に作業を行うために必要な新鮮空気が確保されている。 ②換気量は、二酸化炭素（CO ₂ ）について確保すべき空気清浄度及び労働強度別二酸化炭素（CO ₂ ）発生量を考慮して、原則として30㎡/（h・人）以上となっている。	①室等の用途、利用状況等に応じた新鮮空気が確保されている。 ②換気量は、二酸化炭素（CO ₂ ）、一酸化炭素（CO）、浮遊粉塵量（SPM）、有毒ガス等の換気を必要とする要因に応じた量となっている。
2. 換気方式の選定		①換気方式は、室等の用途、位置、床面積等に応じたものとなっている。 ②外気取入口は、周辺環境、建築物の配置及び平面計画を考慮して、必要な空気清浄度の確保に要する外気を導入できる大きさ、位置等となっている。	
3. 空気清浄度の確保	空気汚染物質の発生抑制及び処理	内装材、保温材等の材料の適切な選択により、アスベスト、ホルムアルデヒド、揮発性有機化合物（VOC）等の空気汚染物質の発生が抑制されている。	喫煙、燃焼等により局所的に発生する空気汚染物質は、発生源の近傍で処理され、その影響が周囲に拡散しないものとなっている。
4. 空気バランスの確保		室等の内外の空気の圧力バランスを考慮して、適切な給気風量及び排気風量が確保されている。	

別表第 2－12（第 16 条（3）関連）

■ 防犯性に関する性能の水準及び技術的事項

対象とする施設	全施設
性能の水準	利用者、執務者及び財産に対する犯罪の防止又は抑止が図られている。
技術的事項	
1. 建築に関する事項	① 見通しのよい施設とし、必要に応じて敷地内の要所に防犯灯やセンサーライトを設置する。特に、死角となる部分は、立ち入りができないよう植栽・柵・門などによる対策を講じる。また、外階段やベランダ・バルコニーは、見通しのよい構造とする。 ② 敷地周囲に不特定多数の人が容易に出入りできる駐車場・駐輪場や未利用地が隣接している場合は、植栽・柵・監視カメラなどによる対策を講じる。（植栽による死角を作らない。） ③ 施設内セキュリティエリア（機械警備警戒範囲）でガラスを割って侵入される恐れのある 1 階の開口部の窓等には、面格子や防犯建築部品（CP 部品）のサッシ、ガラス、フィルム、鍵等を設置する。 ④ 街頭防犯カメラの設置は、立地条件により必要に応じて設置する。 ⑤ 共用部分等には、できる限り死角となる箇所を設けない。 ⑥ 緊急時における庁舎等の利用者、執務者の避難経路を確保する。
2. 防犯設備に関する事項	① 防犯設備は、平休日、時間帯別に管理状態が異なる場合においても、効率的かつ効果的に機能するものとする。 ② 防犯カメラ等を設置する場合は、施設内を効果的に監視可能なものとする。

■ 足立区省エネルギー対策基本仕様

- ・ 評価は、適合に○。一部性能不足に△。適合しない場合に×。該当しないものに－を記載する。

決 裁	課 長	係 長	係 員

別表第３－１（第１７条関係）

- ・ 建築物の熱負荷低減のための断熱等の推進

項 目	基本仕様	評価
建築物の熱負荷低減のための断熱等	① 屋根断熱材の厚さは、75mm以上とする。 ② 外壁断熱材の厚さは、50mm以上とする。 ③ 開口部には、複層ガラス（low-ε）を設定する。 ④ 庇（50cm以上）やベランダを設置する。 ⑤ 開放できる窓による通風。	① : ② : ③ : ④ : ⑤ :
備 考	原則、当仕様により設計するものとする。なお、一部採用が困難な場合でも別表第３－９における区の判断基準を満たせばよい。	

別表第３－２（第１７条関係）

- ・ 設備システムの省エネルギー・高効率化を推進する

項 目	基本仕様	評価
空調設備の高効率な機器や省エネのための制御方式	① 空調設備は、空冷式パッケージエアコン（水冷式除く）又はガスヒートポンプエアコン（GHP）とする。 ② 全取り入れ外気量の90%以上に対して、熱交換効率が70%以上の全熱交換器及びバイパス制御とする。 ③ 熱源機器の効率は、全ての空調設備の冷房能力の70%以上に対して、冷暖房平均COPが1.25以上とする。 ④ 高効率冷却塔、高効率ポンプなど高効率設備の採用とともに、自動制御設備や中央監視設備（BEMS）を採用したシステムの最適化を図るよう努める。	① : ② : ③ : ④ :
換気設備（空調以外）の高効率な機器や省エネのための制御方式	① 換気用送風機の電動機は、高効率低圧三相かご形誘導電動機を2/3以上とする。 ② 外気導入制御システム（CO2センサー等）や外気冷房、高効率ファンを採用し高効率化を図るよう努める。	① : ② :
電気設備の高効率な機器や省エネのための制御方式	① 光源の種類は、ランプの総合効率が100ルーメン/ワット以上を採用する。 ② 照明設備の制御は、カード・センサー等による在室検知制御、明るさ検知による自動点滅制御、適正照度制御、タイムスケジュール制御、昼光利用照明制御、ゾーニング制御及び局所制御並びに電力監視装置のうち2種類以上を採用する。 ③ LED誘導灯や共用部分等にLED照明を採用する。 ④ トップランナー変圧器を採用する。	① : ② : ③ : ④ :

給湯設備の高効率な機器や省エネのための制御方式	① 給湯設備の全ての配管に、管径40mm未満の配管は保温厚30mm以上、管径40mmから125mm未満の配管は保温厚40mm以上、配管125mm以上の配管は保温厚50mm以上及び全てのバルブ・フランジを保温する。 ② 給湯設備の共用部分の洗面所給水栓数の80%以上に対して、自動給水栓を採用する。 ③ 給湯設備の熱源機器の効率が90%以上とする。	① : ② : ③ :
エレベーター設備の高効率な機器や省エネのための制御方式	① 昇降機の制御方式は、可変電圧可変周波数制御方式（電力回生制御有り）を採用する。	① :
備 考	原則、当仕様により設計するものとする。なお、一部採用が困難な場合でも別表第3-9における区の判断基準を満たせばよい。	

別表第3-3（第17条関係）
・自然エネルギーの変換利用を推進する

項 目	基本仕様	評価
自然エネルギーの変換利用	① 原則、太陽光発電設備を設置する。 ② 大浴場を整備する施設など、建物用途に応じて、太陽熱利用設備の導入を検討し採用に努める。 ③ 3,000㎡以上の施設は、費用対効果や建物用途に応じて、自然光採光、地中熱利用、クール・ヒートトレンチ、バイオマス利用、雨水利用等の設備を備えた再生可能エネルギーの活用を検討し採用に努める。	① : ② : ③ :

別表第3-4（第17条関係）
ZEB化を推進する

項 目	基本仕様	評価
ZEB化の推進	① 新築、改築等は、原則ZEB Ready（延べ面積が10,000㎡以上の建物は、ZEB Oriented）以上の認証を目指し検討する。	① : ② :

別表第3-5（第17条関係）
・緑化を推進する

項 目	基本仕様	評価
緑化の推進	① 緑化を推進する。 ② 屋上緑化等の建築物の緑化を推進する。	① : ② :

別表第３－６（第１７条関係）

- ・ 土壌汚染対策を適切に実行する。

項 目	基本仕様	評価
土 壌 汚 染 対 策	① 土地の掘削等の敷地の改変を伴う工事の場合には、設計時に必ず土壌汚染対策担当課に「公共用地土壌汚染対応相談・照会」を必ず行う。	①：

別表第３－７（第１７条関係）

- ・ アスベスト対策を適切に実行する。

項 目	基本仕様	評価
ア ス ベ ス ト 対 策	① 平成２８年以前の建物は、アスベスト含有建材が使われている恐れがあるため、建築物の石綿含有建材調査者による事前調査を行い、アスベスト対策担当課に調査結果報告、作業実施計画（レベル１、２）等の手続きを厳格に行う。 ②アスベスト調査を行わないと判断したものについても、アスベスト対策担当課に照会を行い確認すること。（レベル１、２、３）	①： ②：

別表第３－８（第１７条関係）

- ・ 木造・木質化を促進する。

項 目	基本仕様	評価
木 造 ・ 木 質 化	① 木造・木質化を検討する。 ② 内装材や家具等の木質化をできる限り実施する。	①： ②：

別表第３－９（第１８条関係）

- 建築物の熱負荷低減のための断熱等を推進する。
- 設備システムの省エネルギー・高効率化を推進する。

評価方法	区判断基準	評価
環境確保条例に基づく東京都建築物環境計画書制度による評価方法（区分：建築物の熱負荷の低減及び省エネルギーシステム）	東京都建築物環境配慮指針 別表１における段階３とする	

※ＺＥＢを優先すること。

別表第３－１０（第１８条関係）

- 自然エネルギーの変換利用を推進する。

評価方法	判断基準	評価
仕様基準 全ての建築物に適用する	太陽光発電設備は、施設の立地条件や用途、費用対効果などを総合的に勘案し、可能な限り設置するものとする。	

別表第３－１１（第１８条関係）

■ ＺＥＢ化を推進する。

評価方法	判断基準	評価
ＺＥＢの認証	・ＺＥＢの認証を得る。 ・認証が困難な施設は、可能な限り省エネ性能を高める。	

別表第３－１２（第１８条関係）

■ 緑化を推進する。

評価方法	判断基準	評価
仕様基準 全ての建築物に適用する	・「足立区緑の保護育成条例」及び「同施行規則」に基づく緑化基準を遵守し、緑化基準を上回る緑化を推進する。 ・屋上緑化等の建築物の緑化を検討しできる限り実施する。	

別表第３－１３（第１８条関係）

■ 土壌汚染対策を適切に実行する

評価方法	判断基準	評価
土地の掘削等の敷地の改変を伴う工事に適用し、土地利用履歴等の確認を行う	・土壌汚染対策担当課に照会するなどして土壌汚染の恐れがないことを確認する。 ・土壌汚染の恐れがあることが判明し、敷地の改変を伴う場合は、法令に従い、詳細調査等を実施し、土地利用に応じた適切な拡散防止対策を講じる。	

別表第３－１４（第１８条関係）

■ アスベスト対策を適切に実行する

評価方法	判断基準	評価
解体・改修等工事・設計においてアスベスト含有建材分析調査を行う	・建築物石綿含有建材調査者による事前調査は、定性分析でアスベスト含有を判断する。（定量分析は行わない。） ・定性分析でアスベスト含有が判明した場合は、法令に従い飛散防止対策を講じる。	

別表第 3－15（第 18 条関係）

■ 木造・木質化を促進する

評価方法		判断基準	評価
仕様 基準	すべての建物に適用する	・内装や家具等に友好都市の魚沼市、山ノ内町、鹿沼市又は東日本大震災の被災地、東京都で育成し生産された木材を利用する。	

別表第4-1（第19条（1）関係）

■ 色彩基準

対象区域等		一般建築物	一定規模以上の建築物	大規模建築物	工作物
		一定規模以上の建築物の要件に満たない小規模な建築物	大規模建築物に該当しない足立区立の建築物であって、かつ高さ15m以上又は延べ面積1,000㎡以上の建築物、足立区環境整備基準対象建築物等	高さ45m以上又は延べ面積15,000㎡以上の建築物	高さ15m以上又は築造面積1,000㎡以上の工作物
特別景観形成地区以外の区域		Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅲ
特別景観形成地区	隅田川沿川地区	Ⅱ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ
	日暮里・舎人ライナー沿線地区	Ⅱ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ
	垢川沿川地区	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅲ
	見沼代親水公園周辺地区	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅲ
	西新井大師地区	大師境内エリア 門前エリア 門前入口エリア	Ⅴ	Ⅴ	Ⅴ
		大師前エリア 北参道エリア	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ
		幹線道路沿道エリア 大師北側道路沿道エリア	Ⅳ	Ⅳ	Ⅲ
		一般エリア	Ⅱ	Ⅲ	Ⅲ

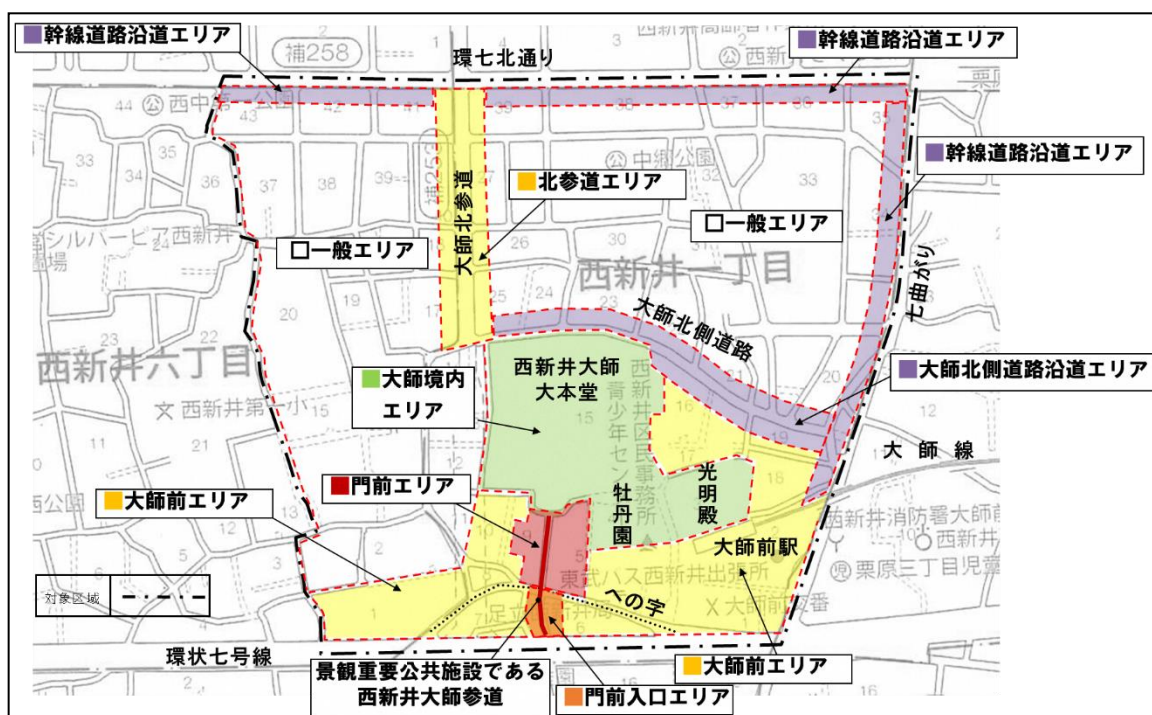
※ 特別景観形成地区は、足立区景観条例第12条に基づいて指定された地区。

基 準				
色彩基準	部位	色相	明度	彩度
Ⅱ	外壁 基調色	0R～9.9R	3.0以上 8.5未満	4.0以下
			8.5以上	1.5以下
		0YR～5.0Y	3.0以上 8.5未満	6.0以下
			8.5以上	2.0以下
	外壁 強調色	—		
	屋根色	0YR～5.0Y	6.0以下	4.0以下
		その他	6.0以下	2.0以下
Ⅲ	外壁 基調色	0R～4.9YR	4.0以上 8.5未満	4.0以下
			8.5以上	1.5以下
		5YR～5.0Y	4.0以上 8.5未満	6.0以下
			8.5以上	2.0以下
	外壁 強調色	0R～4.9YR	—	4.0以下
		5.0YR～5.0Y	—	6.0以下
		その他	—	2.0以下
	屋根色	—		

IV	外壁 基調色	0R～4. 9YR	4. 0 以上 8. 5 未満	4. 0 以下
			8. 5 以上	1. 5 以下
		5YR～5. 0Y	4. 0 以上 8. 5 未満	4. 0 以下
			8. 5 以上	2. 0 以下
	外壁 強調色	—		
	屋根色	5. 0YR～5. 0Y	6. 0 以下	4. 0 以下
その他		6. 0 以下	2. 0 以下	

V	外壁 基調色	0R～5. 0YR	4. 0 以上 8. 5 未満	3. 0 以下
			8. 5 以上	1. 5 以下
		その他	4. 0 以上	1. 0 以下
	外壁 強調色	—		
	屋根色	5. 0YR～5. 0Y	6. 0 以下	4. 0 以下
		その他	6. 0 以下	2. 0 以下

◇ 西新井大師地区のエリア区分図



	課 長	係 長	係 員
決 裁			

別表第4-2（第19条（2）関係）

■ 景観形成誘導基準チェックリスト

景観形成誘導基準 = 区全域共通の景観形成誘導基準 + 市街地特性格の景観形成誘導基準



用途地域	市街地特性格の方針
第1種低層住居専用地域、 第1、2種中高層住居専用地域、 第1、2種住居地域、準住居地域	☐ 住居系市街地
近隣商業地域、商業地域	☐ 商業系市街地
準工業地域、工業地域、工業専用地域	☐ 工業系市街地
国道4号、環状7号線、放射11号線、 補助100号線から概ね30mの区域	☐ 沿道系市街地

1) 区全域共通の景観形成誘導基準

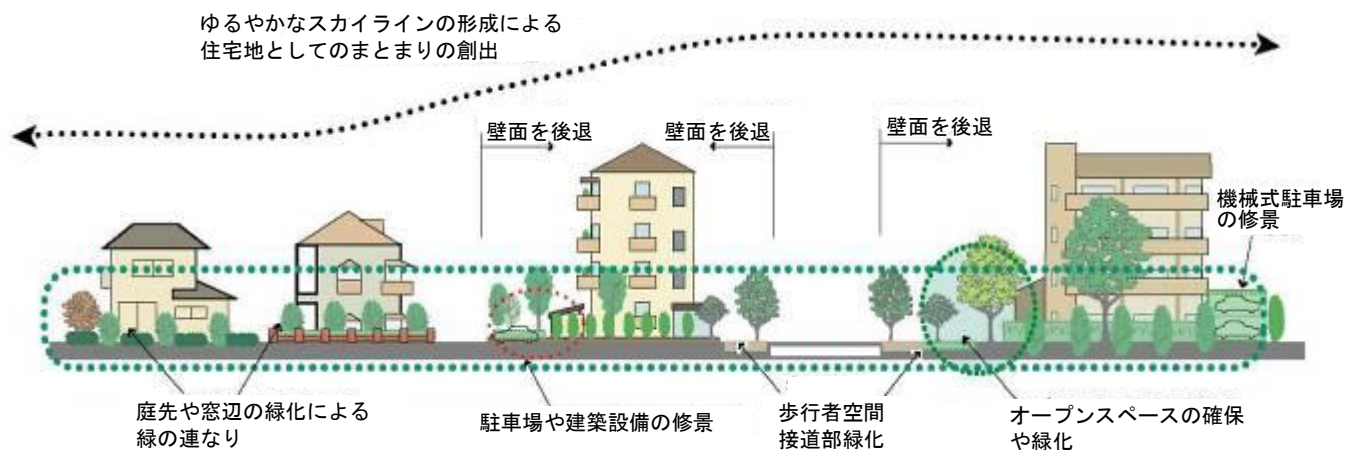
■ 景観形成誘導基準の各項目について、どの程度計画に反映させることができたかを、記入する。

区全域共通の景観形成誘導基準	記入欄			
	きた 十分に反映で きた	概ね 反映 できた	できた	やや 反映 できた
1. 敷地全体でのまとまりを大切にする				
① 建築物や外構、緑化、広告物、工作物などを一体的にデザインし、敷地全体でまとまりに配慮した施設計画、外観とする。				
2. 水辺や公園との一体的な空間の創出を図る				
① 荒川等の水辺や大規模な公園等からの見え方に配慮した配置、外観とする。				
② 公園や街路樹、公共施設の緑とのネットワークに配慮した敷地内緑化、建物緑化を行う。				
③ 水辺や親水水路に面する場合は、水辺への見通しの確保、オープンスペースの確保、自然素材の活用、四季を感じさせる緑化、落ち着いた色彩を使用する等の配慮を行う。				
3. 地域の景観特性に配慮した施設計画とする				
① 地域の歴史や成り立ち、周辺のまち並みの特性を把握し、次の事項などに着目して施設計画に反映させる。 ア 地域の歴史等が醸し出す佇まいや趣き イ 建物の規模や形態で構成される空間的なスケール感やスカイライン ウ 鉄道からの見え方に配慮した屋根の形状や屋上の修景				

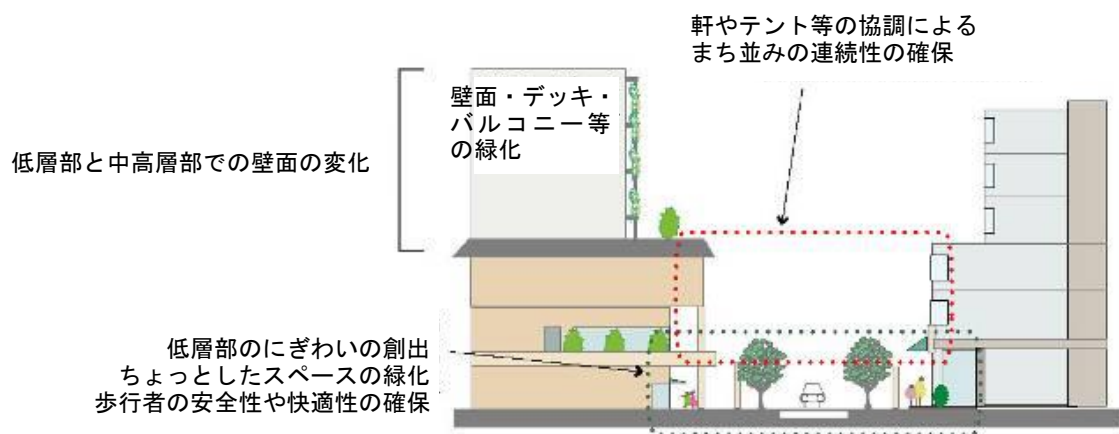
区全域共通の景観形成誘導基準	記入欄		
	映 で きた	十 分 に 反	概 ね 反 映 で きた や や 反 映
② ゾーン別の景観形成の方針に配慮した施設計画とする。			
□ 河川に囲まれた新旧調和の景観ゾーン（千住、新田） ア 荒川や隅田川の主な眺望点からの見え方に配慮した、配置、形態・意匠とする。 イ 外壁位置や色彩などは、隣接地等と協調し、まとまりのあるまち並みの形成に配慮する。			
□ 豊かな自然・歴史の景観ゾーン（江北、興野・本木、伊興・西新井、鹿浜、舎人） ア 公園、緑道、農地等による緑のネットワークの形成を考慮し、積極的に敷地内緑化に努める。 イ 農地に面する外壁や広告物は、低彩度色とするなど落ち着いた形態・意匠とする。			
□ 緑とゆとりを創出する景観ゾーン（梅田、中央本町） ア 外壁位置や色彩などは周辺環境に配慮し、まとまりのあるまち並みの形成に努める。 イ 庭先や敷地内の緑化の確保に努める。			
□ 身近な水と緑の景観ゾーン（綾瀬、佐野、保塚町・六町、花畑・保木間、竹の塚） ア 公園、緑道、水路等による緑のネットワークの形成を考慮し、積極的に敷地内緑化に努める。 イ 住宅地に面する外壁や広告物は、低彩度色とするなど落ち着いた形態・意匠とする。			
4. 地域景観資源を活かした施設計画とする			
① 「足立・まちの風景資産」に位置づけられた景観資源等に隣接する場合は、次に掲げる配慮を行い、当該資源を引き立てる。 ア 緑化による修景を行う。 イ 景観資源に対して、建築設備や付属施設、屋外広告物等を隣接させない。 ウ 屋根や庇、外構の設え、外壁の色彩を協調させるなど、呼応するデザインを取り入れる。			
② 地域のシンボルとなっている樹木を保全・活用する。 ・ 保存樹などの地域のシンボルとなっている樹木は保全に努め、周辺に空地などを確保する。			
5. 景観形成上、大切な場所で新たな地域の魅力を創出する			
① 主要な道路の交差点や突き当りに位置する敷地、橋詰め等では、誘目性の高い意匠にならないよう配慮する。			
② 地区の特性や敷地の形状等に応じ、次のような工夫により街角の演出に努める。 ア シンボルとなる樹木等を植栽する。 イ オープンスペースや広場を確保する。 ウ 前面道路の形状に沿った意匠とする。			
6. 計画の規模に応じた景観形成を図る（大規模建築物）			
① 建築物の外観は、遠景や中景から見てバランスの取れた形態とし、周辺のまち並みの持つスケール感との調和に努める。			
② 屋上緑化や壁面緑化を行うなど、豊かな緑化空間の整備に努める。			
③ 前面道路や周辺のまち並みの特性に応じて、地域に開かれた空地の確保に努める。			
□ 屋外広告物			
① 道路の交差点付近では、誘目性の高い意匠の掲出は控える。			
② 同一敷地内に複数の屋外広告物を掲出する場合は、大きさの統一や色彩のトーンをそろえるなど、個々の広告物の形態意匠の協調性に配慮するとともに、全体的なバランスを意識した配置とする。			
③ 広告物に表示する情報はできるだけ集約したり、文字数や使用する色数を少なくするなど、コンパクトに掲出する。			
④ 住宅地と接する敷地では、住宅地側への過度な屋外広告物の掲出は控える。			

2) 市街地特性別の景観形成基準

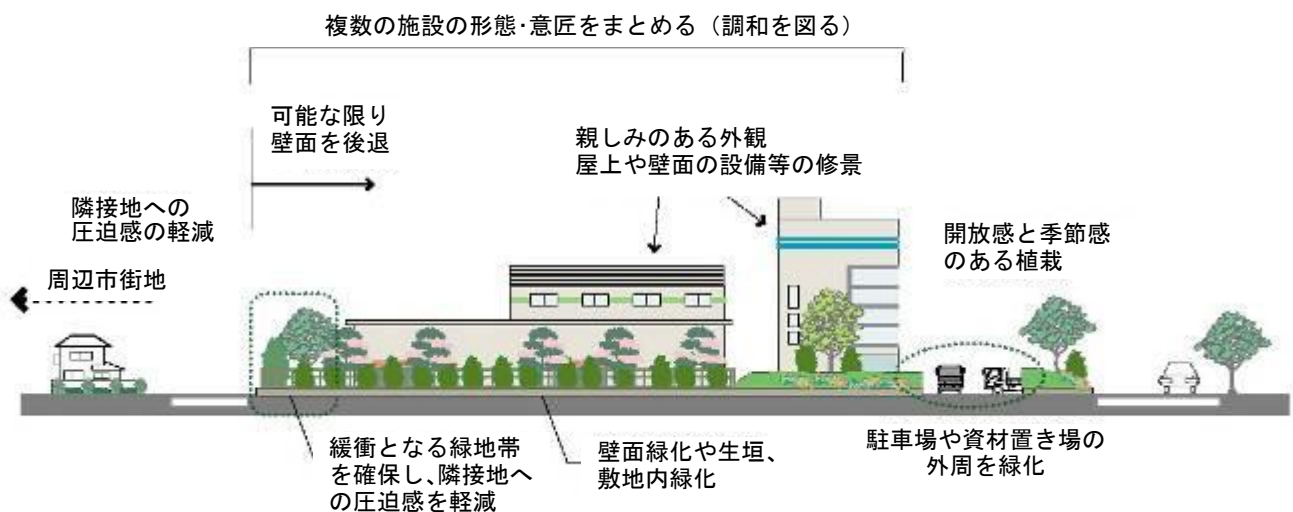
住居系市街地の景観形成誘導基準		記入欄		
		きた 十分に反映で きた	概ね反映 できた	やや反映 できた
形態 意匠	①建築物の規模や形態、壁面の位置や屋根の形状等を周辺と調和させるなど、周辺の市街地と調和した形態とする。			
	②中高層建築物は、低層部と中高層部で壁面に変化を付けるなど、まち並みの連続性に配慮した意匠とする。			
	③主要生活道路の沿道では、穏やかな外観や施設計画とするなど、後背の落ち着いた住宅地へ配慮する。			
	④近隣型商店街では、そのスケール感の継承や低層部の壁面の位置等を協調するなど、まち並みの連続性に配慮する。			
	⑤エントランスはまち並みに対して豊かな表情となるよう工夫を図る。			
	⑥立体駐車場は、建築物と一体となったデザインとしたり、前面や壁面を緑化するなど、周辺に対して圧迫感を軽減するように工夫する。			
	⑦接道部は生け垣などの緑化を行うとともに、四季を感じる中高木を配植するなど、潤いのある歩行者空間を創出する。			
	⑧街区公園等のまとまった緑の周辺では、緑の連続性に配慮し、積極的に外周部の緑化を行う。			
色彩	⑨現況の暖色系の低彩度色を継承し、住宅地にふさわしい暖かさや落ち着きが感じられ、美観が損なわれにくい色彩とする。			
	⑩周囲の住宅や外構の緑、囲障等と協調させるなど、まち並みとしての一体感に配慮した色彩とする。			
屋外 広告物	⑪原則として、自家用の広告物とし、屋上広告物や独立広告物は設置を控えるとともに、周辺のまち並みから突出する大きさやデザインのものは避ける。			
	⑫地色は、派手な色の使用を避けるとともに、原則として光りを発する広告物の掲出は控える。			



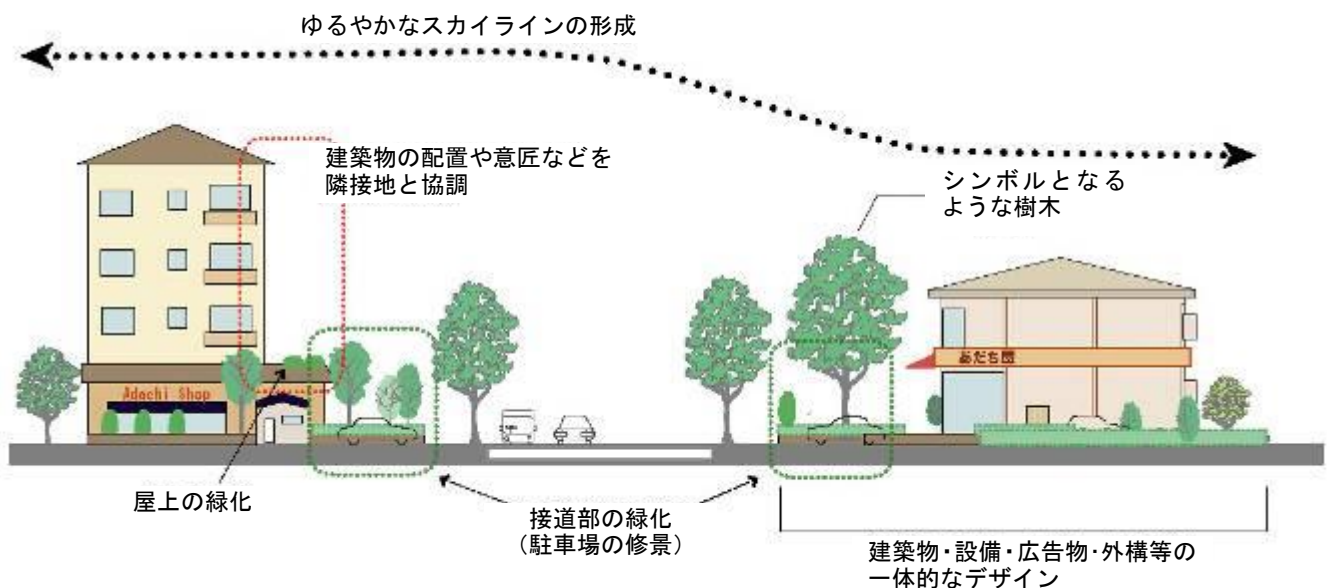
商業系市街地の景観形成誘導基準		記入欄			
		できた	十分に反映	概ね反映できた	やや反映できた
形態 意匠	①隣接する建築物との壁面や接道面の高さ、軒や日除けテントなどを協調させるなど、まち並みの連続性に配慮した形態意匠とする。				
	②高層建築物は、高層部を通りから後退させたり、低層部と中高層部で壁面に変化をつけるなど、まち並みの連続性に配慮した形態意匠とする。				
	③前面道路側に空地やオープンスペースを確保するなど、ゆとりのあるまち並みの形成を図る。				
	④空地やオープンスペースは、歩道との段差をなくし、素材や仕上げは公共空間と協調するなど、歩行者の利便性や快適性に配慮する。				
	⑤低層部に商業・業務施設を配置する場合は、ショーウィンドウの設置や開放的で演出された店先とするなど、明るくにぎわいが感じられる空間を形成する。				
	⑥プランターの設置やシンボリックな樹木を植えるなど、潤いのある商業地景観の創出を図る。				
	⑦街かど（交差点に面する部分）では、オープンスペースを配置したり、コーナー性を意識した建築物の意匠とするなど、街かどの演出を図る。				
色彩	⑧隣接する建築物等と色相や明度、彩度を協調したり、商店街に共通するテーマカラーを使用するなど、商業地としての連続性が感じられる色彩とする。				
	⑨低層部を中心ににぎわいを感じさせる色彩を採り入れながらも、基調となる部分については中・低彩度色を基本とした色彩とする。				
	⑩建築物のアクセントとなる庇や広告物などは、過剰な色彩表現を避け、中間色を活かしたり、建築物本体と色相をあわせるなど、けげんしさのないしなやかな雰囲気の色相とする。				
屋外 広告物	⑪隣接する広告物と規模や色彩を協調させるなど、商業地としての連続性に配慮した規模や意匠とする。				
	⑫地色には、派手な色の使用を避けるとともに、過度に光りを発する広告物の掲出は控える。				



工業系市街地の景観形成誘導基準		記入欄			
		できた	十分に反映	概ね反映できた	やや反映できた
形態 意匠	①周辺の建築物の規模や色調を協調させる等、工業地としてのまとまりに配慮した形態意匠とする。				
	②住工混在の地域では、住居系市街地の景観形成基準についても配慮する。				
	③敷地内に複数の施設がある場合は、各施設相互の形態や意匠を調和させ、施設全体の統一感に配慮した計画とする。				
	④敷地外周の接道部や駐車場、資材置場の周囲は、ブロック塀などの無機質な素材は避け、生け垣や緑地帯を設けるなど、まち並みの潤いの創出を図る。				
	⑤工業施設の外観は、規模に応じて分節化するなど、親しみやすさに配慮した外観とする。				
	⑥大規模な施設等は、オープンスペースや緩衝緑地帯の確保、壁面の後退や分節化等により、圧迫感を軽減させる。				
色彩	⑦住宅地や商業地と近接した場所では、現況の明るい低彩度色を活かし、周辺の市街地に調和した色彩とする。				
	⑧形態や素材の分節とあわせて色彩も使い分け、大規模な建築物の威圧感を軽減するなど、親しみやすい色彩とする。				
	⑨建築物のアクセントとなる庇や広告物などは、過剰な色彩表現を避け、中間色を活かしたり、建築物本体と色相をあわせるなど、けばけばしさのないしなやかな雰囲気の色調とする。				
屋外 広告物	⑩原則として、自家用の広告物とし、周辺のまち並みから突出する大きさやデザインのものは避ける。				
	⑪壁面広告物や屋上広告物は、箱文字とするか、建築物の壁面と同じ色調とするなど、施設全体のまとまりに配慮する。				
	⑫地色は、派手な色の使用を避けるとともに、原則として光りを発する広告物の掲出は控える。				



沿道系市街地の景観形成誘導基準		記入欄			
		映 で きた	十 分 に 反	で 概 ね 反 映 で きた	や や 反 映 で きた
形態 意匠	①隣接地と規模や高さ、配置、壁面の位置を協調させるなど、沿道のまち並みに調和した形態意匠とする。				
	②幹線道路に面した敷地境界線では、低木や生け垣などの配置やシンボルとなる樹木を植栽するなど、まち並みの潤いの創出を図る。				
	③駐車場は出入口を集約化させるなど、歩行者の安全性に配慮する。				
	④建築設備や付属工作物等は、建築物と一体となった意匠とする。				
	⑤主要な交差点付近では、誘目性の高い意匠は避け、オープンスペースを確保したりアイストップとなるような樹木を植栽するなど、街かどの演出を図る。				
色彩	⑥落ち着いた中・低彩度色を基本とするとともに、アクセント色等についても過剰な色彩表現を避け、まち並みの秩序に配慮した色彩とする。				
	⑦交差点や交通標識の周辺では、信号や標識と誤認するような色彩を避け、安全で快適な沿道の色彩とする。				
	⑧隣接する建築物や広告物と色調をそろえるなど、連続性が感じられる色彩とする。				
	⑨コーポレートカラー等の取り決めがある場合でも、周辺の景観に鑑み、彩度を下げたより穏やかな表現としたり、使用する面積を減らすなど、地域性に配慮した色彩とする。				
屋外 広告物	⑩突出する大きさやデザイン、過剰な電飾設備のものは避け、沿道のまち並みとの連続性に配慮する。				
	⑪地色には、派手な色の使用を避けるとともに、過度に光りを発する広告物の掲出は控える。				



別表第4－3(第19条(3)関係)

色 彩 等 計 画 書

■ 施設概要

決 裁	課 長	係 長	係 員

施設名称							
所 在 地							
建物規模	敷地面積	建築面積	延床面積	階数	階建	構造	造
用 途							
建築種別	・ 新築（新設） ・ 改築・増築・改修 ・ 移転 ・ 外観変更の修繕等（従前の 1/2 を越える）						
規 模	・ 一般建築物 ・ 一定規模以上の建築物 ・ 大規模建築物等						
地区区分	・ 一般地域 ・ 隅田川沿川地区 ・ 日暮里・舎人ライナー沿線地区 ・ 堀川沿川地区 ・ 見沼代親水公園周辺地区 ・ 西新井大師地区						
	・ 住居系市街地 ・ 商業系市街地 ・ 工業系市街地 ・ 沿道系市街地						
色彩基準	・ II ・ III ・ IV ・ V						
届出有無	有※ ・ 無 ※敷地面積又は延べ面積が500㎡以上など						
協 議	色彩検討会付議			年 月 日			
	条例事前協議			景観法届出 年 月 日			
工 期	実施設計	年 月 日～ 年 月 日					
	工 事	年 月 日～ 年 月 日					
所 管 課	部		課		係		内線
工 事 課	部		課		係		内線

■ 既存建築物の色彩

	全体面積	改修面積	色	マンセル表色系（近似値）		
				色相	明度	彩度
外壁基調色	㎡	㎡	色			
外壁強調色 1	㎡	㎡	色			
外壁強調色 2	㎡	㎡	色			
外壁強調色 3	㎡	㎡	色			
屋根色 1	㎡	㎡	色			
屋根色 2	㎡	㎡	色			

■ 色彩計画

- 該当する色彩基準の部分に計画した色彩を記載する。(色彩基準Ⅰは、本基準において使用しない。)
- 施工後に、実際使用した色彩を記載する。

基 準					計 画				施 工		
色彩基準	部位	色相	明度	彩度		色相	明度	彩度	色相	明度	彩度
Ⅰ	外壁 基調色	—	—	—		—	—	—	—	—	—
		—	—	—							
	外壁 強調色	—									
	屋根色	—									
Ⅱ	外壁 基調色	0R～9.9R	3.0 以上 8.5 未満	4.0 以下	1						
			8.5 以上	1.5 以下							
		0YR～5.0Y	3.0 以上 8.5 未満	6.0 以下							
			8.5 以上	2.0 以下							
	外壁 強調色	—			1						
		2									
		3									
	屋根色	0YR～5.0Y	6.0 以下	4.0 以下	1						
その他		6.0 以下	2.0 以下	2							
Ⅲ	外壁 基調色	0R～4.9YR	4.0 以上 8.5 未満	4.0 以下	1						
			8.5 以上	1.5 以下							
		5YR～5.0Y	4.0 以上 8.5 未満	6.0 以下							
			8.5 以上	2.0 以下							
	外壁 強調色	0R～4.9YR	—	4.0 以下	1						
		5.0YR～5.0Y	—	6.0 以下	2						
		その他	—	2.0 以下	3						
	屋根色	—			1						
		2									
Ⅳ	外壁 基調色	0R～4.9YR	4.0 以上 8.5 未満	4.0 以下	1						
			8.5 以上	1.5 以下							
		5YR～5.0Y	4.0 以上 8.5 未満	4.0 以下							
			8.5 以上	2.0 以下							
	外壁 強調色	—			1						
		2									
		3									
	屋根色	5.0YR～5.0Y	6.0 以下	4.0 以下	1						
その他		6.0 以下	2.0 以下	2							

基 準					計 画				施 工		
色彩基準	部位	色相	明度	彩度		色相	明度	彩度	色相	明度	彩度
V	外壁 基調色	0R～5.0YR	4.0 以上 8.5 未満	3.0 以下	1						
			8.5 以上	1.5 以下							
		その他	4.0 以上	1.0 以下							
	外壁 強調色	—			1						
					2						
					3						
	屋根色	5.0YR～5.0Y	6.0 以下	4.0 以下	1						
		その他	6.0 以下	2.0 以下	2						

別表第5－1(第20条(9)イ(エ)関係)

■樹木の防火性

高い	アカガシ、アカマツ、アジサイ、アスナロ、イチイ、イチヨウ、イヌマキ、イヌツゲ、エンジュ、カクレミノ、カラタチ、カラムツ、キツタ、クチナシ、クロガネモチ、コウヤマキ、コナラ、サザンカ、サンゴジュ、ジンチョウゲ、シンジュ、スギ、スズカケノキ(プラタナス)、タブノキ、タラヨウ、ツバキ、トウカエデ、トウネズミモチ、ヒイラギ、ヒノキ、トベラ、モチノキ、モッコク、ヤツデ、ヤブニッケイ、ユリノキ 等
中位	アオキ、アオギリ、アラカシ、イイギリ、イヌエンジュ、イヌガヤ、ウバメガシ、ウメ、カシワ、カヤ、キリ、キンモクセイ、クスノキ、クヌギ、クリ、クロマツ、クワ、ケヤキ、コウヨウザン、サカキ、サワラ、シナノキ、シャリンバイ、シキミ、シダレヤナギ、シラカシ、スダジイ、タイサンボク、タギョウショウ、トウヒ、ナナカマド、ネズミモチ、ハクウンボク、ハクモクレン、ヒサカキ、ヒマラヤスギ、ヒムロ、ビワ、フウ、ホオノキ、マサキ、マテバシイ、ミズキ、モミ、ヤマモモ、ユズリハ 等
低い	イタヤカエデ、エゾマツ、エノキ、カイズカイブキ、カツラ、サルスベリ、トドマツ、ネズミサシ、ヒヨクヒバ、フジ、ボダイジュ、ムクノキ 等